

第七十一回国会 農林水産委員会 議 録 第二十八号

昭和四十八年六月六日(水曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 佐々木義武君

理事 坂村 吉正君

理事 山崎平八郎君

理事 柴田 健治君

理事 津川 武一君

理事 笠岡 喬君

理事 佐々木秀世君

理事 長谷川 峻君

理事 安田 貴六君

理事 角屋堅次郎君

理事 野坂 浩賢君

理事 湯山 勇君

理事 瀬野栄次郎君

理事 稻富 稜人君

出席國務大臣

農林大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

農林大臣官房長 三善 信二君

農林省農蚕園芸局長 伊藤 俊三君

水産庁長官 荒勝 巖君

委員外の出席者

環境庁企画調整局長 山本 宜正君

環境庁水質保全局長 太田 耕二君

文部省初等中等教育局長 別府 哲君

厚生省環境衛生局長 岡部 祥治君

局乳肉衛生課長 増満 二郎君

水産庁漁政部長 松下 友成君

水産庁調査研究部長

通商産業省公害保安局公害防止指導課長 松村 克之君

通商産業省化学工業局化学第一課長 高橋 清君

運輸省港湾局機械課公害対策室長 加藤 勝則君

建設省河川局河川総務課長 関口 洋君

建設省道路局日本道路公団・本州四国連絡橋公団監理官 金岡 登君

参 考 人 (本州四国連絡橋公団副総裁) 柴田 護君

参 考 人 (本州四国連絡橋公団理事) 田中 行男君

農林水産委員会調査室長 尾崎 毅君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

○佐々木委員長 これより会議を開きます。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案、漁船損害補償法の一部を改正する法律案、漁船損害補償臨時措置法案及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案の各案を一括議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。櫻内農林大臣。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)

の一部を次のように改正する。

第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第二条第一項(漁船の定義)に規定する漁船をいう。以下同じ。」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

この法律において「漁船」とは、漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第二条第一項(漁船の定義)に規定する漁船及びその他の船舶のうち漁業活動に必要な日本船舶で政令で定めるものをいう。

第四項中「組合員の所有する」を「組合員が所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する」に改める。

第七條第二項ただし書を次のように改める。

ただし、特別の事由があるときは、この区域としないことができる。

第七條第三項を次のように改める。

業態組合とは、政令で定める総トン数以上の漁船であつて、政令で定める特定の漁業に従事するもの、もつぱら漁場から漁獲物若しくはその製品を運搬するもの又は第三条第一項の政令で定めるもののみを保障の目的とする組合をいう。

第二十二條中「所有者」の下に「又は使用者(所有権以外の権原に基づき漁船を使用する者をいう。以下同じ。)」を加える。

第二十三條中「保険料」の下に「(定款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの)を加える。

第二十五條第一項中「同条第三項」の下に「及び

第九十六條の二第三項」を加え、「第九十六條の二第二項」を「第九十六條の三第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十五條の二 保険の目的たる漁船の所有者又は使用者が、第九十六條の二第一項の規定により当該漁船につき組合員(第九十六條第二項(同条第三項及び第九十六條の二第三項において準用する場合を含む。))又は第九十六條の三第二項の規定により組合員とみなされる者を含む。)の有する保険関係に関する権利義務を承継したときは、その者は、その時から組合員となる。ただし、その者が組合員たる資格を有しないときは、この限りでない。

第二十七條第一項中「第二十五條」の下に「又は第二十五條の二」を加え、「の外」を「のほか」に改める。

第四十六條第五項に次のただし書を加える。

ただし、定款の定めるところにより、総代候補者が選挙すべき総代の定数以内であるときは、投票を省略することができる。

第四十六條第七項中「包括される」を「その区域の全部又は一部が含まれる」に、「の事務所の揭示場」を「ことに定款で定める場所に改め、同条第十項中「但し」を「ただし」に改め、「又は合併」を削る。

第八十九條第五項を第八項とし、同条第四項中「特約があり、且つ、漁具とその属する漁船とが同一の者の所有に係る」を「特約がある」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「いずれか一方」及び「他の一方」の下に「の普通保険」を加え、同項の次に次の三項を加える。

4 地域組合又は業態組合のいずれか一方の特殊保険の保険の目的となつてゐる漁船は、他の一方の特殊保険の保険の目的とすることができない。

5 組合と組合員との間に普通保険の保険関係が成立している漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に

係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の普通保険の保険の目的とすることができない。

6 組合と組合員との間に特殊保険の保険関係が成立している漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の特殊保険の保険の目的とすることができない。

第八十九条の次に次の一条を加える。

(被保険者たる資格)

第八十九条の二 漁船保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者とする。

第九十条中「保険料」の下に「(定款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの)」を加える。

第九十六条の見出しを「(保険関係に関する権利義務の承継)」に改め、同条第二項中「承継した者」の下に「(被保険者としての権利義務のみを承継した者を除く。)」を加える。

第九十六条の二中「所有者」の下に「又は使用者」を加え、同条第九十六条の三とし、第九十六条の次に次の一条を加える。

第九十六条の二 保険の目的たる漁船の所有者又は使用者は、組合に通知して、所有者にあつては当該漁船の使用を有する組合員が当該漁船の当該保険関係に関する権利義務(第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務を除く。)、使用者にあつては組合員が当該漁船の当該保険関係に関する権利義務(第百三十九条第一項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務及び当該漁船の所有者たる組合員が被保険者として有する権利義務を除く。))を承継することができる。ただし、組合が、正当な事由により、当該通知を受けた後直ちに当該所有者又は使用者に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の規定により保険関係に関する権利義務を承継しようとする者は、省令で定める場合を除き、あらかじめ、当該保険関係に関する権利義務を有する者の承諾を得なければならない。

3 前条第二項の規定は第一項の規定により保険関係に関する権利義務を承継した者に、前条第二項及び前二項の規定は保険の目的たる漁船を使用する所有権以外の権原につき相続その他の包括承継又は遺贈があつた場合に、それぞれ準用する。

第九十七条の見出し中「損害防止軽減」を「通常行なうべき管理等」に改め、同条中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、「損害の防止」を「通常行なうべき管理その他損害の防止」に改め、「費用」の下に「(通常行なうべき管理に要した費用を除く。)」を加え、「てん補」を「てん補」に改める。

第九十九条の見出し中「組合員」を「組合員等」に改め、同条中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、「てん補」を「てん補」に改める。

第一百条中「組合員」の下に「又は被保険者」を加える。

第一百一条中「組合員」の下に「若しくは被保険者」を加える。

第二百二条第五号中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、同条を同条第六号とし、同条第四号中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、同条を同条第五号とし、同条第三号中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、同条を同条第四号とし、同条第二号中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、「損害の防止」を「通常行なうべき管理その他損害の防止」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の下に次の一号を加える。

二 定款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、組合員が、正当な理由がないのに、保険料(満期保険について)は、保険料期間(組合が満期保険の保険関係に基づき損害をてん補する責任が始まる日から起算して一年を経過すること、その一年の期間をいう。以下同じ。)(この保険料のう

ちその第二回以降の支払に係るものの支払を遅滞したとき。

第二百三条中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、「てん補」を「てん補」に、「責」を「責め」に改める。

第二百五条第一項中「左の」を「次の」に、「組合員」を「被保険者」に改める。

第六百一一条中「第六百四十六条まで」を「第六百四十八条まで、第六百五十二条に改め、及び第八百三十六条第一項中「三ヶ月間」を削り、「第八百三十六条第二項」を「第八百三十六条第一項中「三ヶ月間」とあるのは「省令で定めた期間内」と、同条第二項」に改める。

第六百一十二条第七項中「付された場合」を「付され、若しくは当該漁船の使用により普通損害保険に付された場合」に改める。

第六百一十三条第一項中「指定漁船所有者」の下に「又は当該指定漁船の使用を加え、の外」を「のほかに」に改め、同条第二項及び第三項中「所有する」を「所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する」に改める。

第六百一十三条の十一第二項を次のように改める。

2 満期保険の保険料率のうち損害保険料中の純保険料に対応する部分の率については、組合が当該満期保険の保険関係に基づき損害をてん補する責任が始まる日において適用されている当該組合の普通損害保険の純保険料率に、危険区分に係るトン数区分(以下「トン数区分」という。その他農林大臣が定める区分)ごとに保険期間の期間に応じて組合が定款で定める割合を乗じて得た率とする。

第六百一十三条の十一第三項中「既経過の保険料期間の数を「保険期間の期間」に改める。

第六百一十三条の十四第一項中「何時でも」の下に「(漁船の使用を有する組合員にあつては、当該漁船の所有者に対して当該組合員が満期保険の保険関係に関する権利義務を承継すべき旨の申出をした場合において、当該所有者がその承継を拒んだときに限り)」を加える。

第六百一十三条の十五中「保険料の」を「第百一十三条の十一第四項の規定により保険料期間ごとに支払うべき保険料(定款の定めるところに従い当該保険料の分割支払がされる場合にあつては、当該保険料のうちその第一回の支払に係るもの)」に改める。

第六百一十三条の十六第二項中「全損した場合又は」を「全損した場合に改め、(委付した場合)の下に「又は満期保険の保険の目的たる漁船が満期前の普通損害保険事故により委付された場合」を加える。

第六百一十四条中「その組合員」を「被保険者」に改める。

第六百一十六条第一項中「保険金額の百分の九十」を「保険金額に政令の定めるところにより農林大臣が定める割合を乗じて得た金額」に改め、同条第二項中「保険金額と同額」を「保険金額に農林大臣が定める割合を乗じて得た金額」に、「保険金額の百分の九十」を「保険金額に政令の定めるところにより農林大臣が定める割合を乗じて得た金額」に改める。

第六百一十七条第二項中「最初の保険料期間に係るものは、組合の普通損害保険の再保険料率と同率とし、最初の保険料期間以外の保険料期間に係るものは、当該再保険料率」を「組合が当該満期保険の保険関係に基づき損害をてん補する責任が始まる日において適用されている当該組合の普通損害保険の再保険料率」に、「既経過の保険料期間の数」を「保険期間の期間」に改める。

第六百一十一条第二項中「組合員」を「会員」に改め、同条第三項本文中「選挙する」を「選挙し、又は選任する」に改める。

第六百一十七条の二第二項中「附則第五項」の下に「及び漁船損害補償法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第三項」を加える。

第六百一十八条第五項中「第七十五条第四項」を「第五十条第四項」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第三百三十七条の二第一項の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に成立している保険関係及び再保険関係については、なお従前の例による。

3 政府は、漁船保険事業の健全な発達を図るため、漁船保険中央会に対し、その行なう漁船損害補償法第百三十二条第二号、第四号及び第六号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）に必要な経費の財源の一部として、昭和四十八年度において、漁船再保険及漁業共済保険特別会計から、三十五億円を限り、交付金を交付する。

4 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法昭和十二年法律第二十四号の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第三項ノ規定ニ依ル交付金に相当スル金額ハ漁船普通保険勘定ノ積立金ヨリ之ヲ同勘定ノ歳入ニ繰入レ同項ノ規定ニ依ル交付金ヲ以テ同勘定ノ歳出トス

理由

最近における漁業事情等の推移に即応して漁船保険事業の健全な発達を促進するため、漁船の用船者に漁船保険組合の組合員たる資格を賦与するとともに、漁船保険に付することが出来る漁船の範囲を拡大し、あわせて漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定に生じた剰余金の一部を漁船保険中央会に交付する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁船積荷保険臨時措置法案
漁船積荷保険臨時措置法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 漁船保険組合の漁船積荷保険事業（第三條―第十三條）
- 第三章 漁船保険中央会の漁船積荷保険再保険事業（第十四條―第十八條）
- 第四章 雑則（第十九條―第二十一條）
- 第五章 罰則（第二十二條）

第一章 総則

第一条 この法律は、漁船に積載した漁獲物等につき生ずることのある損害を適切に保険する制度の確立に資するため、試験的に漁船保険組合が漁船積荷保険事業を行ない、漁船保険中央会が当該漁船積荷保険事業による保険責任についての再保険事業を行なうことができることとする等必要な措置を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「漁船」とは、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第三条第一項に規定する漁船であつて、総トン数千トン未満のものという。

2 この法律において「漁船積荷保険」とは、漁船に積載した漁獲物その他の農林省令で定める物（以下「漁船積荷」という。）につき、滅失、流失、損傷その他の事故（戦争、変乱その他農林省令で定める特殊な事由によるものを除く。以下「漁船積荷保険事故」という。）により生じた損害をてん補する保険をいう。

第二章 漁船保険組合の漁船積荷保険事業

（漁船積荷保険事業）

第三条 漁船保険組合は、漁船損害補償法第四条の規定により漁船保険事業を行なうほか、この法律で定めるところにより、漁船積荷保険事業を行なうことができる。

2 漁船保険組合は、漁船積荷保険事業を行なうときは、農林省令で定めるところにより、漁船積荷保険事業計画で次に掲げる事項を

内容とするもの（以下「事業計画」という。）及び漁船積荷保険約款（以下「保険約款」という。）を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

一 漁船積荷保険事業に係る漁船積荷の種類及び当該漁船積荷を積載する漁船の種類

二 漁船積荷保険事業の事業規模

3 漁船保険組合は、前項の認可の申請をするには、あらかじめ、その事業計画及び保険約款につき、総会又は総代会の議決を経なければならない。

4 第二項の認可は、全国を通ずる漁船積荷に係る損害の発生状況に照らし漁船保険組合が行なう漁船積荷保険事業が第一条に規定する制度の確立に資することとなるように効率的に行なわれることを旨としてしなければならない。

5 第二項の認可を受けた漁船保険組合（以下「指定組合」という。）は、その事業計画に従つて漁船積荷保険事業を行なわなければならない。

（事業計画等の変更）

第四条 指定組合は、その事業計画又は保険約款を変更しようとするときは、その変更につき、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の認可について準用する。

（認可の取消し）

第五条 農林大臣は、指定組合が漁船積荷保険事業に係る業務又は会計につき法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は保険約款に違反したときは、第三条第二項の認可を取り消すことができる。

（被保険者の資格）

第六条 漁船積荷保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船積荷の所有者とする。

（保険契約の成立）

第七条 漁船積荷保険の保険契約は、当該保険契約を指定組合との間に締結することができる者から当該指定組合が保険料（保険約款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの）を受け取つた時に成立する。

（保険契約者の資格）

第八条 漁船積荷保険の保険契約を指定組合との間に締結することができる者は、当該指定組合の組合員（漁船損害補償法第九十六条第二項（同条第三項及び同法第九十六条の二第三項において準用する場合を含む。）又は同法第九十六条の三第二項の規定により組合員とみなされる者を含む。）とする。

（保険期間）

第九条 漁船積荷保険の保険期間は、一年とする。ただし、指定組合は、農林省令で定めるところにより、保険約款で別段の定めをすることが出来る。

（純保険料率）

第十条 漁船積荷保険の純保険料率は、指定組合が漁船積荷保険の保険責任に係る危険の態様を勘案して保険約款で定める割合とする。

（指定組合のてん補責任）

第十一条 指定組合は、保険の目的たる漁船積荷につき、漁船積荷保険事故により生じた損害をてん補する。

2 前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に關して必要な事項は、農林省令で定める。

（経理の区分）

第十二条 指定組合は、漁船損害補償法第五十五条の二の規定によるほか、漁船積荷保険事業については、他の事業と区分して経理しなければならない。

（漁船損害補償法及び商法の準用等）

第十三条 漁船損害補償法第四十四条第四項及び第五項の規定は、保険約款について準用する。

この場合において、同項中「第四十二条及び第一項から第三項まで」とあるのは、「漁船積荷保険臨時措置法第四条第一項及び同条第二項において準用する同法第三条第三項」と読み替へるものとする。

2 漁船損害補償法第五十一条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第九十九条ま

で、第二百二条(同条第五号及び第六号を除く。)、第二百二条、第四百四号並びに第七百七条から第九百九条まで並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十四号から第六百四十八号まで、第六百五十二号、第六百六十二号及び第六百六十三号の規定は、漁船積荷再保険事業について準用する。この場合において、漁船損害補償法第五十一條第二項中「普通損害保険及び特殊保険にあつては、まだ経過しない期間に対する保険料を、満期保険にあつては、第百十三條の十一第一項の積立保険料のうち純保険料及びまだ経過しない期間に対する附加保険料並びに同項の損害保険料のうちまだ経過しない期間に対するもの」とあるのは「まだ経過しない期間に対する保険料」と、第二百二条第一号中「法令」とあるのは「当該漁船積荷を積載した漁船が法令」と、第四百四号中「漁船」とあるのは「漁船積荷を積載した漁船」と、第七百七条第二項中「政府」とあるのは「漁船保険中央会」と読み替へるものとする。

3 中央会は、前項の認可の申請をするには、あらかじめ、その再保険約款につき、総会の議決を経なければならない。

4 第四條第一項及び前項の規定は再保険約款の変更について、第五條の規定は第二項の認可の取消しについて、それぞれ準用する。

(再保険約款の当然成立)

第十五條 漁船積荷再保険事業に係る保険約款が指定組合と保険契約者との間に成立したときは、これによつて、中央会と当該指定組合との間に当該保険契約についての漁船積荷再保険事業に係る再保険契約が成立するものとする。

(純再保険料率)

第十六條 中央会の純再保険料率は、中央会がその再保険責任に係る危険の態様を勘案して再保険約款で定める割合とする。

(経理の区分)

第十七條 中央会は、漁船積荷再保険事業については、漁船損害補償法第百三十二條に規定する事業と区分して経理しなければならない。

(漁船損害補償法及び商法の準用等)

第十八條 漁船損害補償法第四十四條第四項及び第五項の規定は、再保険約款について準用する。この場合において、同項中「第四十二條及び第一項から第三項まで」とあるのは、「漁船積荷再保険臨時措置法第十四條第四項において準用する同法第四條第一項及び第十四條第三項」と読み替へるものとする。

2 中央会は、漁船積荷再保険事業を行なう場合においては、農林省令で定めるところにより、漁船積荷再保険再保険約款(以下「再保険約款」という。)を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 中央会が漁船積荷再保険事業を行なう場合における漁船損害補償法第百三十八條第七項において準用する同法第八十五條及び第八十六條第一項の規定の適用については、同法第八十五條第一項中「又は定款」とあるのは、「定款又は再保険約款」と、同条第二項及び同法第八十六條第一項中「若しくは定款」とあるのは、「定款若しくは再保険約款」とする。

3 中央会が漁船積荷再保険事業を行なう場合における漁船損害補償法第百三十八條第七項において準用する同法第八十五條及び第八十六條第一項の規定の適用については、同法第八十五條第一項中「又は定款」とあるのは、「定款又は再保険約款」と、同条第二項及び同法第八十六條第一項中「若しくは定款」とあるのは、「定款若しくは再保険約款」とする。

3 中央会が漁船積荷再保険事業を行なう場合における漁船損害補償法第百三十八條第七項において準用する同法第八十五條及び第八十六條第一項の規定の適用については、同法第八十五條第一項中「又は定款」とあるのは、「定款又は再保険約款」と、同条第二項及び同法第八十六條第一項中「若しくは定款」とあるのは、「定款若しくは再保険約款」とする。

3 中央会が漁船積荷再保険事業を行なう場合における漁船損害補償法第百三十八條第七項において準用する同法第八十五條及び第八十六條第一項の規定の適用については、同法第八十五條第一項中「又は定款」とあるのは、「定款又は再保険約款」と、同条第二項及び同法第八十六條第一項中「若しくは定款」とあるのは、「定款若しくは再保険約款」とする。

3 中央会が漁船積荷再保険事業を行なう場合における漁船損害補償法第百三十八條第七項において準用する同法第八十五條及び第八十六條第一項の規定の適用については、同法第八十五條第一項中「又は定款」とあるのは、「定款又は再保険約款」と、同条第二項及び同法第八十六條第一項中「若しくは定款」とあるのは、「定款若しくは再保険約款」とする。

3 中央会が漁船積荷再保険事業を行なう場合における漁船損害補償法第百三十八條第七項において準用する同法第八十五條及び第八十六條第一項の規定の適用については、同法第八十五條第一項中「又は定款」とあるのは、「定款又は再保険約款」と、同条第二項及び同法第八十六條第一項中「若しくは定款」とあるのは、「定款若しくは再保険約款」とする。

3 中央会が漁船積荷再保険事業を行なう場合における漁船損害補償法第百三十八條第七項において準用する同法第八十五條及び第八十六條第一項の規定の適用については、同法第八十五條第一項中「又は定款」とあるのは、「定款又は再保険約款」と、同条第二項及び同法第八十六條第一項中「若しくは定款」とあるのは、「定款若しくは再保険約款」とする。

3 中央会が漁船積荷再保険事業を行なう場合における漁船損害補償法第百三十八條第七項において準用する同法第八十五條及び第八十六條第一項の規定の適用については、同法第八十五條第一項中「又は定款」とあるのは、「定款又は再保険約款」と、同条第二項及び同法第八十六條第一項中「若しくは定款」とあるのは、「定款若しくは再保険約款」とする。

3 中央会が漁船積荷再保険事業を行なう場合における漁船損害補償法第百三十八條第七項において準用する同法第八十五條及び第八十六條第一項の規定の適用については、同法第八十五條第一項中「又は定款」とあるのは、「定款又は再保険約款」と、同条第二項及び同法第八十六條第一項中「若しくは定款」とあるのは、「定款若しくは再保険約款」とする。

合における漁船損害補償法第百三十八條第七項において準用する同法第八十五條及び第八十六條第一項の規定の適用については、同法第八十五條第一項中「又は定款」とあるのは、「定款又は再保険約款」と、同条第二項及び同法第八十六條第一項中「若しくは定款」とあるのは、「定款若しくは再保険約款」とする。

第四章 雑則

(国の援助)

第十九條 国は、漁船積荷再保険事業及び漁船積荷再保険事業の適切な実施を確保するため、指定組合及び中央会に対し、必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。

(報告の徴収)

第二十條 農林大臣は、この法律の施行の状況を明らかにするために必要があると認めるときは、指定組合又は中央会から報告を徴収することができる。

(印紙税の非課税)

第二十一條 この法律による漁船積荷再保険及び漁船積荷再保険再保険に関する書類には、印紙税を課さない。

第五章 罰則

第二十二條 次の各号に該当する場合には、その違反行為をした指定組合又は中央会の役員は、一万円以下の過料に処する。

一 第十二條又は第十七條の規定に違反したとき。

二 第十三條第二項又は第十八條第二項において準用する漁船損害補償法第百八條又は第百九條の規定に違反したとき。

附則

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

2 この法律は、施行の日から起算して五年をこえない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失う。

3 この法律の失効に伴い必要な経過措置は、別に法律で定める。

理由

最近における漁業事情等の推移にかんがみ、漁船に積載した漁獲物等についての損害を適切に保険する制度の確立に資するため、漁船保険組合による漁船積荷再保険の事業及びその保険責任の漁船保険中央会による再保険の事業の試験的な実施について必要な措置を定める必要がある。これが、その法律案を提出する理由である。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(昭和四十二年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第五項中「行なう組合は」を「行なう組合は、組合員のために、手形の割引をしに、」又は「当該金融機関を」当該金融機関に、「取り立てる」を「取り立て、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関若しくはこれに準ずる者の業務の代理をする」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項第一号の事業を行なう組合は、組合員のために内国為替取引をすることが出来る。

第十六條の次に次の一項を加える。

(内国為替取引規程)

第十六條の二 組合が、第十一條第六項の内国為替取引の事業を行なうときは、事業の実施方法及び内国為替取引契約に関する事項を内国為替取引規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 内国為替取引規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前二項の認可の申請には、省令で定める書類を提出しなければならない。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(昭和四十二年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第五項中「行なう組合は」を「行なう組合は、組合員のために、手形の割引をしに、」又は「当該金融機関を」当該金融機関に、「取り立てる」を「取り立て、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関若しくはこれに準ずる者の業務の代理をする」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項第一号の事業を行なう組合は、組合員のために内国為替取引をすることが出来る。

第十六條の次に次の一項を加える。

(内国為替取引規程)

第十六條の二 組合が、第十一條第六項の内国為替取引の事業を行なうときは、事業の実施方法及び内国為替取引契約に関する事項を内国為替取引規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 内国為替取引規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前二項の認可の申請には、省令で定める書類を提出しなければならない。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(昭和四十二年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第五項中「行なう組合は」を「行なう組合は、組合員のために、手形の割引をしに、」又は「当該金融機関を」当該金融機関に、「取り立てる」を「取り立て、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関若しくはこれに準ずる者の業務の代理をする」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項第一号の事業を行なう組合は、組合員のために内国為替取引をすることが出来る。

第十六條の次に次の一項を加える。

(内国為替取引規程)

第十六條の二 組合が、第十一條第六項の内国為替取引の事業を行なうときは、事業の実施方法及び内国為替取引契約に関する事項を内国為替取引規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 内国為替取引規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前二項の認可の申請には、省令で定める書類を提出しなければならない。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(昭和四十二年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第五項中「行なう組合は」を「行なう組合は、組合員のために、手形の割引をしに、」又は「当該金融機関を」当該金融機関に、「取り立てる」を「取り立て、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関若しくはこれに準ずる者の業務の代理をする」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項第一号の事業を行なう組合は、組合員のために内国為替取引をすることが出来る。

第十六條の次に次の一項を加える。

(内国為替取引規程)

第十六條の二 組合が、第十一條第六項の内国為替取引の事業を行なうときは、事業の実施方法及び内国為替取引契約に関する事項を内国為替取引規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 内国為替取引規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前二項の認可の申請には、省令で定める書類を提出しなければならない。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(昭和四十二年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第五項中「行なう組合は」を「行なう組合は、組合員のために、手形の割引をしに、」又は「当該金融機関を」当該金融機関に、「取り立てる」を「取り立て、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関若しくはこれに準ずる者の業務の代理をする」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項第一号の事業を行なう組合は、組合員のために内国為替取引をすることが出来る。

第十六條の次に次の一項を加える。

(内国為替取引規程)

第十六條の二 組合が、第十一條第六項の内国為替取引の事業を行なうときは、事業の実施方法及び内国為替取引契約に関する事項を内国為替取引規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 内国為替取引規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前二項の認可の申請には、省令で定める書類を提出しなければならない。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(昭和四十二年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第五項中「行なう組合は」を「行なう組合は、組合員のために、手形の割引をしに、」又は「当該金融機関を」当該金融機関に、「取り立てる」を「取り立て、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関若しくはこれに準ずる者の業務の代理をする」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項第一号の事業を行なう組合は、組合員のために内国為替取引をすることが出来る。

第十六條の次に次の一項を加える。

(内国為替取引規程)

第十六條の二 組合が、第十一條第六項の内国為替取引の事業を行なうときは、事業の実施方法及び内国為替取引契約に関する事項を内国為替取引規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 内国為替取引規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前二項の認可の申請には、省令で定める書類を提出しなければならない。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(昭和四十二年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第五項中「行なう組合は」を「行なう組合は、組合員のために、手形の割引をしに、」又は「当該金融機関を」当該金融機関に、「取り立てる」を「取り立て、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関若しくはこれに準ずる者の業務の代理をする」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項第一号の事業を行なう組合は、組合員のために内国為替取引をすることが出来る。

第十六條の次に次の一項を加える。

(内国為替取引規程)

第十六條の二 組合が、第十一條第六項の内国為替取引の事業を行なうときは、事業の実施方法及び内国為替取引契約に関する事項を内国為替取引規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 内国為替取引規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前二項の認可の申請には、省令で定める書類を提出しなければならない。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(昭和四十二年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第五項中「行なう組合は」を「行なう組合は、組合員のために、手形の割引をしに、」又は「当該金融機関を」当該金融機関に、「取り立てる」を「取り立て、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関若しくはこれに準ずる者の業務の代理をする」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項第一号の事業を行なう組合は、組合員のために内国為替取引をすることが出来る。

第十六條の次に次の一項を加える。

(内国為替取引規程)

第十六條の二 組合が、第十一條第六項の内国為替取引の事業を行なうときは、事業の実施方法及び内国為替取引契約に関する事項を内国為替取引規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 内国為替取引規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前二項の認可の申請には、省令で定める書類を提出しなければならない。

第三十五条の二第一項及び第四十二条第一項中「規約」の下に、「内国為替取引規程」を加える。

第四十四条第二項中「但し」を「ただし」に「基づいて」を「若しくは規約」を「規約若しくは内国為替取引規程」に改める。

第四十八条第一項第二号中「規約」の下に「及び内国為替取引規程」を加え、同項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 一組合員のためにする手形の割引金額の最高限度

第八十七条第六項中「会員ののために、手形の割引をし、会員等のために手形の割引をし、若しくは会員ののために」に改め、「又は」の下に「所屬員のために」を「指定する金融機関の下に」若しくはこれに準ずる者」を加え、同条に次の一項を加える。

7 第一項第二号の事業を行なう連合会は、会員等のために内国為替取引をすることが出来る。

第九十条を次のように改める。

第九十二条第一項中「の外」を「のほか」に、「第六条まで」を「第十六条の二まで」に、「と読み替える」を「と、第十六条の二第一項中「第十一條第六項」とあるのは「第八十七條第七項」と読み替える」に改め、同条第三項中「第九十条に規定するものほか」を「第三十五條から第四十七條まで、第四十八條第二項及び第三項並びに第四十九條」を並びに第三十五條に、「と読み替える」を「と、第四十八條第一項第六号中「一組合員」とあるのは「一會員等」と読み替える」に改める。

第九十三条第四項中「行なう組合は」を「行なう組合は、組合員のために、手形の割引をし、」に、「又は当該金融機関を」当該金融機関に、「取り立てる」を「取り立て、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関若しくはこれに準ずる者の業務の代理をする」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項第二号の事業を行なう組合は、組合員

のために内国為替取引をすることが出来る。

第九十六条第一項中「の外」を「のほか」に、「第六条まで」を「第十六条の二まで」に、「と読み替える」を「と、第十六条の二第一項中「第十一條第六項」とあるのは「第九十三條第五項」と読み替える」に改める。

第九十七条第四項中「会員ののために」を「会員ののために、」に、「又は当該金融機関を」当該金融機関に、「取り立てる」を「取り立て、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関若しくはこれに準ずる者の業務の代理をする」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項第二号の事業を行なう連合会は、会員のために内国為替取引をすることが出来る。

第九十九条第一項中「の外」を「のほか」に、「第十六条まで」を「第十六条の二まで」に、「と読み替える」を「と、第十六条の二第一項中「第十一條第六項」とあるのは「第九十七條第五項」と読み替える」に改め、同条第三項中「第三十五條から第四十七條まで、第四十八條第二項及び第三項、第四十九條から第五十八條まで並びに第九十条」を並びに第三十五條から第五十八條まで「と、と読み替える」を「と、第四十八條第一項第六号中「一組合員」とあるのは「一會員」と読み替える」に改める。

第一百条の十四第三項中「及び第四十二條第一項中「規約及び」とあるのは「規約、共済規程及び」と、第四十四條第二項中「若しくは規約」とあるのは「規約若しくは共済規程」と、第四十八條第一項第二号中「規約」とあるのは「規約及び共済規程」を、第四十二條第一項、第四十四條第二項及び第四十八條第一項第二号中「内国為替取引規程」とあるのは「共済規程」に改める。

第一百二十二條中「規約」の下に、「内国為替取引規程」を加える。

第一百二十三條第一項中「基づいて」を「基づいて」に改め、「規約」の下に、「内国為替取引規程」を加え、「疑」を「疑い」に改め、同条第二項中「基づいて」を「基づいて」に改め、「規約」の下に、「内国為替取引規程」を加え、「疑」を「疑い」に改める。

第一百二十三條の二中「規約」の下に、「内国為替取引規程」を加える。

第一百二十四條第一項中「行つた」を「行なつた」に、「基づいて」を「基づいて」に改め、「規約」の下に「内国為替取引規程」を加え、「採るべき」を「とるべき」に改め、同条に次の一項を加える。

3 行政庁は、組合が内国為替取引規程又は共済規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第十六條の二第一項（第九十二条第一項、第九十六條第一項及び第一百条第一項）において準用する場合を含む。）又は第一百条の十第一項の認可を取り消すことができる。

4 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該組合に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

第一百二十四條の二第二項を次のように改める。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第一百二十八條第一項中「一萬元」を「二十萬元」に改める。

第一百二十九條第一項中「一萬元」を「三萬元」に改める。

第一百三十條中「左の」を「次の」に、「一萬元」を「三萬元」に改め、第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十六條の二第一項（第九十二条第一項、第九十六條第一項及び第一百条第一項）において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第一百三十一條中「千円」を「一萬元」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

ため、漁業協同組合等が内国為替取引、手形割引等の業務を行なうことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○櫻内閣務大臣 漁船損害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要内容を御説明申し上げます。

昭和二十七年に漁船損害補償法が漁船保険法にかわつて制定されて以来、漁船保険の保険加入隻数は逐年伸長して現在十八万隻に、保険金額は四千億圓に達しております。これは、漁船損害補償法制定当初に比較いたしますと、加入隻数で約三・三倍、保険金額で約十四倍にも達しているものであります。この漁船損害補償制度が漁業経営の安定のため多大の寄与をしまつたものと確信いたして、次第であります。

しかしながら、最近における漁船の大型化等漁業動向の変化に伴ひまして、漁業者の保険需要は多様化しつつあり、これに対応してこの制度が円滑に運営できるようその改善をはかることが各方面から強く要請されてゐるのであります。

政府におきましては、このような事情にかんがみまして、漁業及び漁船保険に関する学識経験者の意見をも徴して慎重に検討してまいりましたが、その結果、保険対象の範囲の拡大をはかること、保険の仕組みの改善をはかること、再保険段階に生じた剰余金の活用をはかることを旨として漁船損害補償制度の改正を行なうこととし、この法律案を提出することとした次第であります。

次にこの法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、保険目的の範囲の拡大であります。漁船保険の保険目的たるべき漁船は、現行は漁船法に規定する漁船となつておりますが、最近における漁業活動に使用する船舶の機能分化にかんがみまして、これに、新たに漁業活動に必要なその他の一定の船舶を追加することといたしてあります。

す。

第二に、組合員資格の範囲の拡大であります。漁船保険組合の組合員資格を有する者は、現行は漁船の所有者となつておりますが、用船者の漁業経営の安定をはかるため、これに、新たに漁船の用船者を追加することとしたしております。

第三に、漁船保険の仕組みの改善であります。まず、政府の再保険割合の改善でございます。漁船保険組合の保険能力に応じて政府の再保険金額が適切に設定できるように措置することとしたしております。

また、満期保険の損害保険料率及びその再保険料率の算定方法の改善をはかることとしたしております。

第四に、交付金の交付であります。漁船保険事業の健全な発達をはかるため、昭和四十八年度において、国の再保険特別会計に生じた剰余金のうち三十五億円を漁船保険中央会に交付することとしたしております。

このほか、漁船保険組合等の組織関係規定の整備等所要の改正を行なうこととしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

漁船積荷保険臨時措置法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。漁業の生産手段たる漁船につきましては、政府は、漁船保険制度を通じて、その損害の復旧と適期における更新をはかることにより、漁業経営の安定のため多大の寄与をしております。この御承知のとおりであります。近年における漁場の遠隔化、漁船の大型化等に伴って漁船に積載する漁獲物等の積み荷価値は増高する傾向にあり、航海中の事故によるこれら積み荷の損失は、船体のそれと同様に、漁業経営に重大な影響を及ぼすようになってきております。漁船の積み荷についての保険制度の創設が強く要請されるに至っております。

ます。

このような事情にかんがみまして、政府は、昭和四十二年以来積荷保険の制度化につき種々検討を続けてまいりました。しかしながら、漁船に積載する漁獲物等の積み荷につきましては、保険制度を樹立するのに必要な諸種の資料が十分整備されていない状況であります。漁船積荷保険の全面的な制度化をはかるための準備として、まず、試験的に保険事業を実施し、保険料率算定のための基礎資料の収集、損害の評価等事業運営上の諸問題の検討を行ない、その成果に基づいて適切な損害保険制度の全面的な確立をはかることとして、以下がこの法律案の趣旨であります。

以上がこの法律案を提出する趣旨であります。以下その主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、漁船積荷保険の対象とする積み荷につきましては、漁船に積載した漁獲物等としたしております。

第二に、事業実施主体につきましては、農林大臣の認可を受けて、漁船保険組合が漁船積荷保険事業を行なうことができることとし、これに必要な手続を規定いたしております。

第三に、漁船積荷保険の内容につきましては、漁船に積載した積み荷につき、滅失、流失、損傷等の事故により損害が生じた場合に保険金を支払うものとし、保険期間、純保険料率、てん補責任等につき所要の規定を設けることとしたしております。

第四に、漁船保険中央会は、農林大臣の認可を受けて、漁船保険組合が漁船積荷保険事業によつて負う保険責任にかかる再保険事業を行なうことができることとし、これに必要な手続を規定いたしますとともに、その再保険契約は元受けの保険契約が成立すると同時に当然成立することとしたしております。

このほか、漁船積荷保険事業及びその再保険事業の適正かつ円滑な運営を期するため必要な国の援助規定その他の規定を設けることとしたしております。

ります。

なお、この法律は、昭和四十八年十月一日から施行し、この法律が漁船積荷保険の試験実施のための臨時措置法であることにかんがみ、その施行日から五年以内の間に法律で定める日に失効することとしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

水産業協同組合は、漁民及び水産加工業者の経済的地位の向上と水産業の生産力の増進をはかることを目的とする漁民及び水産加工業者の協同組織として、昭和二十四年に発足し、以来、わが国経済及び水産業の推移、発展とともにその活発な活動を展開してきたところであります。

しかしながら、近年における水産業をめぐる諸条件は、漁場条件の悪化、労働力の逼迫等きわめてきびしいものがあります。これら諸条件の変化に対処するとともに、増大する需要にこたえて水産物の供給を確保していくため、水産資源の開発の促進、漁業経営の近代化等のための諸施策を強力に推進しているところでありますが、これとあわせて漁業協同組合等の機能を拡充強化し、その健全な発達をはかることが必要であると考えるのであります。特に、最近における漁民、水産加工業者等の事業活動は広域化、多様化してきており、これらの事情に対応して、その事業活動の円滑化をはかるためには、漁業協同組合等の金融機能を拡充し、一そう活発な経済活動を行なうことができるように措置する必要があると思つたのであります。これがこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、貯金等の受け入れの事業を行なう漁業

協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会が、新たに内国為替取引をすることができるようになることとしたしております。

第二に、信用事業を行なう漁業協同組合及び水産加工業協同組合が、新たに手形の割引をすることができるようになることとしたしております。

第三に、信用事業を行なう漁業協同組合、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会が、新たに農林中央金庫等の業務の代理をすることができるようになることとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

〇佐々木委員長 以上で各案の趣旨説明は終わりました。

次に、各案について補足説明を聴取いたします。荒勝水産庁長官

〇荒勝政府委員 ただいま大臣から提案理由の説明を申し上げましたが、私から補足説明をさせていただきます。漁船損害補償法の一部を改正する法律案につきましては、提案理由を補足して御説明申し上げます。本法律案を提出いたしました理由につきましては、以下その内容につき若干補足させていただきます。

まず第一に、保険目的たるべき漁船の範囲の拡大であります。現行法上漁船保険の保険目的は、漁船法に規定する漁船とされているのでありますが、漁業活動に必要な船舶の中には鮮魚の運搬船や給油船等漁船法の漁船には該当しないものが存するという実態にかんがみまして、これらのうち政令で指定するものを漁船保険に付することができるようになすようとするものであります。

第二に、組合員資格の範囲の拡大であります。漁船保険組合の組合員たる資格を有する者につ

いては、現行法はこれを漁船の所有者に限定して
おりますが、漁船を他人から賃借して漁業を営む
いわゆる用船者が存することにかんがみまして、
用船者にも組合員資格を付与し、その経営の安定
をはからうとするものであります。また、これに
伴いまして、所要の規定の整備を行なうこととい
たしてあります。

第三に、漁船保険の仕組みの改善であります。
まず、政府の再保険割合でありますが、現行法
上は、満期保険の積み立て部分については十割、
他は一律九割とされておりますものを、漁船保
険組合の保険能力に応じてその元受け責任部分を
現行の割合より拡大することができるよう、所要の
改善をいたしてあります。

次に、満期保険の普通損害保険部分の純保険料
率の算定方法の改善であります。現行法上は、
純保険料率は保険料期間を経過することに減減す
る複雑な方式を採用しておりますが、漁業者にか
りやすく、かつ、漁船保険組合の事務の簡素
化をはかる観点から、その純保険料率を各保険料
期間を通じて一定率とする平均方式に改めること
といたしてあります。

第四に、漁船保険組合及び漁船保険中央会の組
織関係規定の整備であります。まず、漁船保険組
合の事業経営基盤の強化をはかるため、地域組
合の区域を都道府県の区域としないことができる
こととし、その合併の道を開くとともに、漁船保
険組合の総代会において合併の議決をすることが
できることといたしてあります。

また、組合等の管理運営の円滑化に資するため、
組合の総代選挙の手續の簡素化をはかることとい
たしてあります。

このほか、漁船保険中央会の役員選出につい
て総会における選挙によるほか、選任によっても
できるようにする等所要の規定の整備をいたして
あります。

第五に、国の特別会計に生じた剰余金の活用につ
いてであります。
国の再保険特別会計においては、漁船の安全性

能の向上、保険加入隻数の増加による危険の分散
異常災害発生時の減少等により現実の危険率の低下
の度合いが料率算定の基礎となつてゐる過去の実
績危険率のそれよりも大きいため、過去数次にわ
たる再保険料率の引き下げにもかかわらず、多額
の剰余金が累積してあります。

このため、すでに生じた剰余金につきましては、
国の再保険経営上必要な準備金を留保した残額で
ある三十五億円を漁船保険組合の上部指導団体で
ある漁船保険中央会に対し、その行なう漁船保
険の振興のための事業の財源に充てるため、交付金
として交付し、漁船保険事業の健全な発達をはか
らうとするものであります。

なお、このほか、所要の規定の整備を行なうこ
とといたしてあります。

以上をもちまして漁船損害補償法の一部を改正
する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

次に、漁船積荷保険臨時措置法案につきまして
提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。

本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。

本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。

險との均衡上総トン数千トン未満の漁船に限定し
たしてあります。

第二章におきましては、漁船保険組合の行なう
漁船積荷保険事業につきまして、その実施の手續
と事業の内容を定めてあります。

実施の手續といたしましては、漁船保険組合が
漁船積荷保険事業を行なうときは、総会
の議決を経て、事業の基本となる漁船積荷保
険事業計画及び漁船積荷保険契約を定めた上、農
林大臣の認可を受けなければならないことといたし
てあります。

次に、事業の内容であります。漁船積荷保
険が物の保険であることから被保険者は積荷の所
有者といふことと、事業実施主体が漁船
保険組合であること等に、かんがみ、保険契約者
漁船保険組合の組合員に限定する等所要の規定を
設けることといたしてあります。

第三章におきましては、漁船保険中央会の行な
う再保険事業につきまして、その実施の手續と事
業の内容を定めてあります。

実施の手續といたしましては、漁船保険中央会
が再保険事業を行なうときは、総会の議
決を経て漁船積荷保険再保険契約を定めた上、農
林大臣の認可を受けなければならないことといた
してあります。

次に、事業の内容であります。再保険契約は、
漁船保険組合段階において保険契約が成立したと
きに当然成立することをたてまとして、所要の
規定を設けることといたしてあります。

第四章におきましては、国の援助、印紙税の非
課税措置等について規定をいたしてあります。
第五章は、罰則に関する規定であります。

本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。

本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。

本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。

本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。

本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。

本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。

本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。

本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。

本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。

本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。
本法は、漁船積荷保険の補足説明を終わります。

たしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○佐々木委員長 以上で各案の補足説明は終わりました。

○佐々木委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。馬場昇君。

○馬場委員 ただいま水産三法の提案理由の説明がございましたが、水産三法の法案の内容について質疑に入ります前に、漁民の実情、漁業の実態というものを明らかにする立場で、特に私は環境汚染が漁業と漁民にどう影響しているか、こういう立場で最初質問を申し上げたいと思います。

水協法も提案されておるわけでございますので、まさにこの環境汚染は漁協にとつても死活の問題であるわけでございますので、最初その点について質問をいたします。

まず、最近の新聞で、あるいは調査で農林大臣も十分第三の水俣病については御承知と思ひますけれども、まさにこのことは私は漁民の死活の問題だろうと、こういうぐあいに思ひますし、さらに私はこのことによつて、放置しておきますならば、日本の沿岸漁業というのは壊滅をする、こう言つても過言ではないと思ひます。このことは単に水俣病ということばでもって不知火海、有明海と限定されたような印象もありますけれども、私は決して不知火海、有明海だけの問題ではなしに、日本列島全体の問題であらう、こういうぐあいに思ひます。まさに日本列島は水銀の汚染だとかあるいはPCBの汚染だとか、こういうことで海は死につつある、こう言つても過言ではございませんし、まさに人間も死んでおるわけですから、このまま推移するといひますならば、日本列島は人間が住めなくなる廃墟と化する、こういうことだつて私は決してオーバーな表現ではないのじやないか、こういうぐあいに思ひます。まず農林大臣に海の汚染の現状認識といひますが、そういう

大臣の認識をお伺いしておきたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 ただいま御質問の中で触れられましたように、現在の日本の周辺の水域におきましての公害の度合いというものは著しいものがあると思ふのであります。これには臨海工業地帯の開係あるいは都市への人口の集中、そういうことから公害問題を起こしておると思ひます。しかもその公害の中でお話の水銀あるいはPCB等による汚染が、これらの汚染による漁獲物を摂取することによりまして、人間の生命に大きな影響があるということがいろいろの角度から指摘をされておることを考えますときに、一そうこの公害問題に対しての細心の注意を払わなければならぬと思ふのであります。

そういうことで、農林省といひましては、特に最近のPCB汚染について十四水域について精密な調査を行なつたのでございますが、またいま御指摘のございました水俣病につきましても、最近の調査によつて第三水俣病が指摘されるというようないふ事態は、まことにゆゆしいことでございまして、今後一そう公害問題につきましても農林省としての立場からも真剣に取り組んでいかなければならぬ、かように考えておるのでございまして。

現在、汚染された魚介類の漁獲の規制については、漁業法上の規定がないというところにつきましても、関係各省庁と早急に検討しなければならぬ重要な問題であると思ふのであります。しかし、漁業法上の規定はございせんけれども、御承知の水銀については、厚生省の水銀による環境汚染暫定対策要領により、またPCBにつきましても、同じく厚生省の食品中に残留するPCBの規制によりまして、汚染の調査をいたし、その結果により、必要に応じて自主的な漁獲規制を行なつておるという状況でございますが、私としては、現行のこれらの規定からさらに一つ突っ込んだ方策を考えていかなければならぬのではないかと、そのために今後緊密な連絡を関係各省庁とつてまいりたいと思ひます。

○馬場委員 現状が非常に重大な問題であるとい

う認識は大臣も持つておられるようでございますが、私はやはり、ここまで来たということについては、これは農林大臣だけじゃございせんけれども、政府全体として、大企業優先、産業の高度成長政策をとり続けてきた、こういう政府の責任というものは非常に重大ではないか。さらに、企業の社会的責任というものを重要視しない態度というものが、やはりこういうところまで来たのではないか。さらに、そのつどそのつどの行政の手の打ち方もやはり不十分ではなかつたのか、こういうぐあいに思ひます。だから、現状が非常に重大だということを認識されるのは当然のことでございますが、過去の行政の不十分さというものの責任を感じ、二度と再びそういうあやまちはおかさない、こういう強い行政態度というものが必要ではないかと私は思ひます。過去の責任を逃避するようでは今後の対策もできないわけでございますし、そういう意味で、ここまで来た行政の責任ということについて大臣はどうお考えになつておるか、お伺いしたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 高度成長経済に対する御批判があり、またこれに対して私も反省をしておる、また企業自体の認識のいかんという点を御指摘になりましたが、企業側においても社会的責任の十分な点が多々あつたと私も思ひます。そういうことから、公害対策と申しましようか、環境保全と申しましようか、この対策といたしましては、この四、五年の経緯をあらういたさしますならば、公害立法を政府の提案により、皆さんの御協力のもとに、国際的に見ても相当レベルの高いものが順次成立を見てまいつたのでございまして、この公害に対して問題がある、必要があるという認識には立つたと思ふのです。

しかしながら、いまお話しのような日本の経済の実態とかあるいは企業の認識というものがそれに伴つてきておつたかどうかということを考えますならば、その辺はきびしく批判を受けなければならぬと思ふのでございまして、現行法はもとよりでございますが、何と言つても、人間の

長い将来に重大な影響のある公害問題であり、環境保全であるのでございまして、もう行き過ぎるということはないのでありますから、その点われわれとしてもできる限りの措置を講じていく、こういう考え方に立つておるわけでございします。

○馬場委員 いま大臣の、公害対策については行き過ぎることはない、こういうことは聞いて心強く思ふのですが、しかし、その前のことはの中に、公害立法もやつたといふことをおっしゃいます、これも一定の前進であつたと思ふのですけれども、私はいまの段階で、まさに公害立法がたぐさんでございましたが、これをやはり全部洗い直す必要がある、あれではどうにも公害は防げないといふような事態に來ておるのじやないかと思ふのです。これは単に農林大臣だけの所管でありまして、各省庁関係しておるわけでありまして、この公害の各法律をこの際やはり洗い直さなければならぬようなところまで来てしまつておる、そういう時期なんだ、状態なんだ、このことについては大臣は行き過ぎはないとおっしゃいましたけれども、そういうことも入つておるのですか。

○櫻内閣務大臣 農林行政の立場から考えますときに、農業、林業、漁業ともに自然の貴重な資源を対象にしての行政でございまして、そしてこの貴重な資源が長い将来にわたつて人類の上に役立たせしめる、こういうことを考えていきますときに、ただいま御指摘の公害立法は、当時いろいろの現象面から考へての対策、施策が中心であつたと思ふのであります。それからさらに突っ込んで、いまのような、もっと高度な考え方によつての見方というものが必要である、特に農林漁業の上からいひますと、これは急務だと思ふくらいに感じておる次第でございまして、そういうような点からの検討といふことにつきましても鋭意努力をいたしたいと思ひます。

○馬場委員 具体的な質問に入りますが、まず漁業の補償問題を中心にしてお尋ねしたいと思ひます。

につきましては、水産庁といたしまして、現在の漁業法が振興ないし紛争の調整、漁業調整というふうな形で法体系ができ上がっておりますので、この法体系がそういう意味でこういう事態を想定していなかったということにつきましては、当時の立法の経緯等からいたしまして、当時はそういう事態がなかったのですから、あまり考えてなかったようにございますが、今後の問題といたしまして、われわれといたしまして、まさにこの法の不備といえますか、やはり盲点を突かれたような形になっておりますので、これについては早急に何らかの形で検討をさせていただきます。こういうふうに考えている次第でございます。

○馬場委員 ただいま、現行漁業法を改正するか、あるいは新たな立法をつくるかどうかは別として、そういう汚染された海の漁業を禁止する、こういうことは検討するということをおっしゃったわけですが、いまの発言の中で私はやはり現状認識が非常に足りないと思うので、これは農林大臣にも言っておきたいのですが、やはり現地にやってみなければわからないのですよ。だから、私はこの際、農林大臣も水産庁長官も、この農林水産委員会の委員長にもお願いしておきたいのですが、農林水産委員会としても現地調査をする、さらに農林大臣も水産庁長官も現地に行つて実情のなまなましを見てくる、こういうことを対策としてとるべきであらう。これは農林水産委員会のことは内々委員長にもお願いしてあるわけでございますが、ぜひ検討していただいて調査団を派遣してもらいたい。それから農林大臣も水産庁長官もぜひ現地に行つていただきたいということとを要望しておきたいと思ひます。

それから、いまの御答弁の中で、たとえば食品衛生法によりまして結局販売を禁止する、そうすると、とったのが売れない、自然に規制になってくる。こんなばかげた話は私はないと思ふ。そのことは、漁民に死ねということ。必然に魚をとらなくなるだろうということは、漁民に死ねということと同じです。そういうような考え方は私は

いけないと思うのです。少なくとも、あとで申し上げますけれども、結局、生活がかかっている、命がかかっているのですから、禁止する場合には生活を保障する、命を保障するという補償を出さなければ、だれでもとるのです。だから、これこれの非常にいい補償を出さからという背景のもとに禁止しなければならぬわけなんです。食品衛生法で売れなくなつたら自然にとらなくなるだろう、こういうような考え方は大いに間違つていて、私は思いますので、その辺についてはさらに、ことばが舌足らずだったのかどうか知りませんが、これも、再答弁をお願いしたいと思います。

さらに厚生省に聞きますが、食品衛生法によつて、水俣の、有明の魚というのは販売禁止になっているのですか、なっていないのですか、その辺もお聞きしたいと思います。

○岡部説明員 食品衛生法におきましては、販売の用に供するものが規制の対象になっております。規制の対象になります営業におきましても、水産業あるいは農業における採取はこれを含まなという規定になっております。したがって、食品衛生法によりまして基準をつくりまして、これは販売の用に供するものに規定がかかるということになるわけでございます。

○馬場委員 それでは、食品衛生法でもって販売を禁止することはできない、こういう現状の法体系になつてゐるわけですね。

○岡部説明員 販売の用に供する食品につきましては、規制の対象になります。

○馬場委員 具体的に、水俣、有明の魚はどうですか。

○岡部説明員 有明海あるいは水俣湾の魚につきましては、食品衛生法に基づきまして販売の禁止という措置は現在とっておりません。

○馬場委員 さらに、農林省として、水産庁として、あるいは厚生省でもいいのですが、魚獲の自衛、とった魚の廃棄処分、こういうような行政指導をなされたことがあるのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

さらに、先ほどの継続ですけれども、魚獲禁止、販売禁止、こういうような立法措置あるいは法改正というのにも検討しなければならぬ、こういうぐあいに言われましたが、先ほど私も言ったのですけれども、それだけでは片手落ちでございます。当然、魚獲を禁止する場合には補償というものが、さらに今後検討されます内容としてお聞きいたしますが、漁業を禁止する、販売を禁止するといふときには、必ず補償といふものをつける、そういう方向の法体系の改正あるいは特別立法といふものをしなければいけないと思ひます。そういうことについて、今後特別立法なり法改正のときに、禁止をするといふときには必ず補償をつける、そういうような方向でやるのかどうか、まずお伺いしておきたいと思ひます。

○荒勝政府委員 私たちのほうでいまだにどういふ形で魚獲についての規制なり禁止の措置をとつたかという、まず第一点の御質問でございますが、正確な日付等はちよつと存じませんが、最初、第一の水俣病が出ましたとき、あるいは新潟県で第二の水俣病が出ましたときに、結果的には、やはり漁業法の適用がない。しかし、そういう汚染された魚を販売するといふことは非常に危険であるという観点から、当時の水産庁といたしまして、それぞれの知事さんと御相談申し上げまして、極力自衛といふことが、自主規制という形で、当該漁業協同組合とお話し合いを願ひまして、実際の漁獲の禁止といふことが、漁獲をしないという対策がとれるようになったようないきさつがございます。

そのときからの問題でございますが、では、その禁止の補償はどうなのかということでございますが、御存じのように、政府の従来からの一つの考え方でございますが、原則として原因者負担の原則、補償についてはそういう形で、大体原因者がはつきりしております場合には、そういう補償につきましては原因者のほうにその経費を支弁していただく、こういう形に行政的にはなつて

おるわけでございます。しかし、それではなかなか世の中の社会的な問題の大きさ等からして、全部原因者ということについてのいろいろな問題が出てまいりまして、人間の健康にかかわる被害につきましては、政府としまして何らかの形で、最近の諸立法あるいは諸対策といたしまして、国として助成、援助を行なうといふふうになつてきておる経過がございます。しかし、生業補償といふことにつきましては、依然として、環境庁を中心としての政府内部での検討でございますが、従来からの姿勢として、生業補償については、あくまでこれは原因者負担の原則ということで行なわざるを得ないといふことで、こういう形でだいま実施しているわけでございまして、今回の水俣の場合におきましても、知事との御相談の上で、さしあたりは原因者の負担の原則という形でいかなるを得ないのではなからうかという考え方に立つておるわけであります。

しかし、実際問題といたしまして、今後こういった広範な一つの社会不安というふうな形の中におきまして、どのような形で生業についての補償をするかといふことにつきましては、非常に論議を内部でも呼んでおりまして、一がいに一切しないという話ではございませぬけれども、またするといふふうな形の政府の内部の問題として方向づけがまだ正確にはないといふような段階になつておる、こういうふうな御理解願ひたいと思ひます。

○馬場委員 第一水俣病が出たときに、自主規制というものを県と相談しながら指導したというお話がございました。それもPPPの原則でもって原因者が補償する、こういうことだったと言われましたけれども、私は地元ですからよく知つておりますけれども、あのとき水俣とか不知火海岸の漁協の人たちは、これは正確な数字は忘れませんが、年、三十億くらいの補償を要求した。ところが、年の瀬も押し詰まった十二月に、一銭の金でもほしいといふときに、たぶん私の記憶ではチツソから一億くらいの補償金しか出ていない、こういうことだったろうと私は思ふのです。そうしま

すと、規制はされたわ、被害が三十億あるいはそれ以上あったのに、一億くらいの補償しか出てこない。これでは踏んだりけったりなんです。この辺については私は指導というものが不十分であつたのじゃないかというのをいいます。これについても水産庁の御見解を聞きたいと思ひます。

それから、今後健康被害については国が補償を入れるけれども、生業被害についてはいま政府部内で検討中だ、こういうようなことをいまおっしゃいました。当然私は、生業の被害というものについても、禁止する以上はやはり法律の中できちんとはつきりうたうべきだ、こういううまいに思ひます。

原因者負担と言われますけれども、あとでもちよつと申し上げますけれども、今度の有明海の場合原因者がまだわからないのです。だのに、もう現在売れなくなつて困つてゐるという状況もございますし、そういう原因者がわかる前の段階といふことでもございしますから、やはり法律の中で、漁民が困つた、直ちに補償といふものが何らかの形で出るといううまい法律をぜひつくつていただきたい、こういううまいに思ひますが、それについていま一たび、さっきの第一次のときのチソンの補償額の問題について行政指導の不十分な問題、いま法律をつくる場合の考へ方、再度答弁を願ひたいと思ひます。

○荒勝政府委員 先ほど申し上げましたように、この公害の問題につきましては、生業につきましても、あくまで政府部内の一の論議といたしましては、原因者負担の原則といふことが非常に強い姿勢で行なわれておりまして、今回私のはうで発表いたしましたPCBの汚染個所の水域につきましても、県と協議の上、ほぼその汚染地区につきましては漁獲の実質的な禁止という形でもうすで実行されておるわけでございますが、それにつきましても原因者が相当わかつてゐるものにつきます。やはり県といたしまして原因者負担の原則といふことで、補償の経費につきま

しては企業の側で支払うということを進めておるような段階でございます。

しかし、この公害の問題につきましても、いろいろと単に一つの原則だけで問題を律することができないような事例が、今回の第三水俣のような場合もあります。今後またあるいはそういうた公害等も予測されますので、それらにつきましても、重ねての御質問でございますが、政府部内におきましても論議を現在呼んでおるというふうな御理解願ひまして、私から本日ここで、一事務当局として、こういう方針に何とかしたいといふうなことが、関係各省みんな関連した問題でございします。なかなかはっきりした答弁がいたしかねますけれども、これらにつきましても、なお政府部内でも今後とも非常に激しい内部的な議論を行なわざるを得ないのではないか、こういうふうな考へてゐる次第でございます。

○馬場委員 先ほどから私はよく漁民は死活の問題だと言つてゐるのです。まさにどろぼうを見てなわをなうかやうまいかといふいまの論議であります。片一方は生きるか死ぬかといふ状態のときに、いまだろぼうなわで、どろぼうを見てなわをなうかやうまいか、こういううまいな話といふのは、非常に私は行政の怠慢だと思ふのです。だから、論議を呼んでおるといふならば、水産庁はどう考へてゐるのかといふことについてちよつとお伺ひしたいのです。

○荒勝政府委員 政府部内でもまだ何も議論が行なわれていない場合におきましては、当然水産庁のことだけの立場ではつきりものが申し上げられるのであります。もうすでに非常に激しい論議を呼んでおりますが、私のほうの立場といたしましては、御指摘のとおりでございます。まさにこういう漁民が非常にひどい被害を受けている現状におきまして、当然何らかの形で政府としてめんどうを見なければならぬのではなからうかといふことにつきましても、強い姿勢は持つておりますけれども、この席ではどうもまだ政府部内の統一的な見解といふものが申し上げられない。

これはもう当然に金銭的な財政負担を伴うものがあります関係もありまして、なかなかさういふことにつきましてもまだ明確な答弁がいたしかねるというところを申し上げておる次第でございます。

○馬場委員 では、具体的に聞きます。第三水俣病の発表がありまして、あとその武内研究班の発表の中にうまい書いてあるのです。水俣湾内外の魚介類は現在も最高〇・四四〇PPMのメチル水銀汚染があり、毎日二百グラム以上摂取したら発症する。これが武内第二次調査団の発表にあるのです。そういうことがありましたものですか、現在すでに水俣湾では漁協が自主規制をやつております。そして自分たちで規制区域をつくり、危険区域を赤色のブイを浮かして示し、さらに漁船を二隻出して二十四時間監視をしてゐる。こういう自主規制を実は水俣湾ではやつております。これについて熊本県と相談して、チソンからこの分の金は取つてやるんだ、補償してやるんだといふことになつてゐるのか。あるいは現在自主規制をやつておられる方々の補償といふのはどうなつてゐるのか、国はどう指導してゐるのか、具体的に聞きます。

○荒勝政府委員 先般この件につきまして、知事と直接お会いいたしまして御相談申し上げたいきさつはございします。知事のほうでもこの問題について四点左右水俣問題を契機として御希望がございまして、第一点が水俣の問題に関する生業補償といひます。補償の問題をどうするか、それから融資の道をどうするか、それからさらに、あの地区につきましても海を浄化するといつてもなかなか時間にもかかることだしするので、それについて漁業の中でも構造改善的な仕事の中で新しい漁業振興を行なつていきたいという御希望、それから第四点といたしまして、いつまでも水俣周辺だけに漁業をやることもなかなか不可能なので、さらに場所を変えた漁業の許可を出すように水産庁とこれら水産庁とは関係ございせんが、あの辺の広範なしゅんせつもしくは埋め立て事業を行ない

たいので、これについても協力願ひたい、こういうふうな話でございします。

これらにつきましてもいろいろ御相談申し上げたのですが、さしあたり……(馬場委員)「小さいことはあとで聞くのだから、問題は、いま自主規制してゐるのに対して補償はどうしてゐるのかといふことです」と呼ぶ)わかりました。それで本件につきましても、やはり自主規制につきましても問題につきましても、政府としてもあくまで原因者負担の原則は強いようでございますから、それはひとつ知事さんとしては十分お含みおき願ひたいと思ひます。ただ、私たちといたしましては、従来からさういふ県として立てかえの補償をされた場合におきまして、政府なり水産庁といたしましても、県が支出された経費のあと始末につきましても、当然に自治省なりあるいは財政当局に話をいたしまして、特別交付金といふものであつたと始末をすることについては、各県との過去の経緯もこれあり、相当片づいてきておりますので、県単独の経費の支出にはならないように私のほうとしてはあらゆる応援はいたしますという御説明は申し上げました。

融資につきましても同様に、県のほうとして県の一つの財源をしかるべき金融機関に預託することによつて低利融資の道を開きたいと思ふが、これについては水産庁はどう考へるかといふお話でございしたので、これにつきましても、私のほうとしては法律も何もない現在においてはその道しかないと思ひます。これにつきましてもは県としてひとつ大胆にやつていただきたいと思ひます。当然それに伴う利子的なものにつきましても、県の負担が出てくると思ひますが、それにつきましても、経費等につきましても、私のほうもまたこれは交付税の問題として各方面に接触をして、私が責任を持つて折衝いたしますというお話を申し上げたわけでございます。

これらにつきましても知事のほうとしては、具体的な案ができた次第で参上するから、そのときにはひとつ事務的に相談に乗つていただきたいと

いうふうな話になっておりまして、今後県のほうから金額なり量あるいは質の問題としていろいろな予算対策というものが出てこられるのを私どものほうとしてはお待ちしてある、こういう段階でございます。

○馬場委員 水俣湾についてはもう原因者というのはチツソとばかりしているのですからね。それで自主規制をいまして、いまの話聞いておられますと、チツソに幾ら補償をやれといううなお世話なり何かはしていかなくて、知事がいろいろな計画を立てて持ってきたならば水産庁としては十分お手伝いをします、こういうようなことに、一言で言えば、聞こえたのですけれども、PPPの原則は、じゃ、どうなっているのですか。そうすると、とにかくチツソが出すまでの間、そうしようということですか。それともチツソのことはおいて、当面、国は、とにかく県でやりなさい、あとはこっちがめんどう見ますよ、そうになっているのか、簡単に答えてください。

○荒勝政府委員 これは当然に原因者負担の原則というものはやはり貫かれるのではなからうかというふうには私は理解しております。本件につきましては三木環境庁長官とも何度もお話ししたことでございますが、環境庁としてもその原則は当然だというふうに考えておられるようでございます。

○馬場委員 私が聞いたのは、じゃ、漁協がチツソといま交渉しておりますか。幾ら要求して、チツソがいま何と答えておりますか。PPPの原則によりまして、その辺の事情をどう理解しておられるのか、それが一つ。それは全然知りません、知事が何か持ってきたら私たちは応援します、こういうことですか。

○荒勝政府委員 実は私のほうの現地へ行った担当官が、地元の方からの要求というんですか、要望書ももってきておられますけれども、実は第一次から第三次への飛躍というのか、問題が拡大したという過程の問題もあつたかとも思いますが、具体的に金額とか数字とかいうものがまだ入って

ない。先ほど私がちよつと申し上げた四点ないし五点ほどの要望があるだけでございまして、これにつきましては、県庁も現在の時点においてどれだけの対策費が要するのかわからないことについても十分に掌握されていないのではないかと。知事がお見えになったその段階におきましては、早急に事務的に計数を整理した上で数字を持てまいし、もう一日も早く持つてこられることを待ち望んでおる、こういうふうには御理解願いたいと思います。

○馬場委員 水俣病は一地域の問題ではなしに、御承知のとおり、日本全国に発症の可能性もあるわけですよ。ところが、いまの話聞いておられますと、水産庁というのは県が持つてこられるのを待つておるんですよ。そういうような態度では、公害の原点に対する行政の姿勢として私はおかしいと思う。何であんな方は積極的に、一地域の問題であるけれども、公害の原点としての対策を国の責任においてやるというふうな強硬な姿勢を持つていかないのか、県が持つてくるのを待つています、こういう態度では私は怠慢だと思う。そういう点についてまだはつきりしません、チツソに対して補償しろという行政指導をされておりますか、一言それだけ聞きます。

○荒勝政府委員 先ほど来申し上げておりますように、原因者負担の原則というものは、いまの時点においては当然に守るということで、最後の諸要求のあと始末は当然にチツソに行くということになっておると私は理解しております。

○馬場委員 あなたの理解を聞いておるのじやないのです。チツソに対して補償しろということ具体的にはチツソに話をしておるか、行政指導しておるかということをお聞きしておるわけですか。しておらぬならしておらぬでいいですよ。

○荒勝政府委員 知事には、あくまで原因者負担の原則ということは政府は強いようございまして、政府のほうに全部の補償という形のものをお願いされても、いまの時点においては非常にむず

かしいようでございますから、これはやはり原因者負担という形になると思えます、これは強く申し上げてあります。

○馬場委員 答弁が違ふ。チツソに対してそういうことを補償しないというふうなことをあなたの方で、水産庁のほうで、農林省のほうで言うたかどうかということですか。

○荒勝政府委員 チツソに対してはそういうことは申し上げておりませんけれども、知事を通じて強くそう申し上げてあるというふうには御理解願いたいと思います。

○馬場委員 さらに、その融資の問題等については具体的に質問しますけれども、もう一つ原則的に、もう汚染されてしまつておる、危険だということ、たとえば水俣湾のようなところの漁業権の問題で、これを県なり国で買ひ上げるといふような意思がありますか。この漁業権についてどういふ対策を立てられますか。

○荒勝政府委員 水俣湾並びにその周辺の海の浄化といふことは、これについてたゞいま関係各省間で広範な計画がいろいろあるわけでございますが、これが申しわけないのでございまして、第一次水俣病の時点のあと始末という形で相当話が進んでおつたのでありますが、今回の第三次水俣病というものが出来まいりましたので、相当計画を変更せざるを得ないのではなからうかというふうには私は聞かされております。

その大きな仕事のひとついたしまして、広範な区域にわたつて、これはどの箇所をするかということについては、まだ調査地点なりいろいろなことがございまして、要するに、相当広範な地点にわたつて埋め立てないしゆんせつを行なうというにはなつております。その工事が非常に膨大でございまして、その際一番問題になつておるものは第二次汚染といふんです、汚染の波及した……(馬場委員「漁業権の問題だけ言つておるのですよ」と呼ぶ)そういうことが非常に問題になつておまして、まだ確定的なことが出ていないので申し上げにくいのですが、当然にその

工事の施工の過程におきまして漁業権の補償というものが消滅ということもあり得るというふうには私は理解しております。

○馬場委員 漁業権の問題は工事の過程において消滅、工事をやらなければ漁業権の問題については何ら対策を考えない、こういうことですか。

○荒勝政府委員 水産庁におきましてもこれは関係各省庁とも十分協議いたしますが、水俣湾のみならず不知火海あるいは有明海にまたがります広範な水銀の汚染状況調査をもう一度総動員してしようということが現在関係各省の間で問題になつておるわけでございます、これは早急にいたす。その間におきまして、厚生省が水銀の許容基準といふものを、さらに再検討されて、どういふふうにおきめになるかは今後の問題でございますが、それとからみまして、やはり不知火海あるいは有明湾内におきましてもその当該魚について人間が摂取にたえないほど汚染度が進んでいるかどうかということがまず調査の第一義的なことでございまして、この程度ならこの地区は清掃事業を大に行なう必要はないというふうには認定されますれば、その地区は何もしない。そうなりますと、その地点は、これは少しかつて私の推測でござい

ますが、その辺の地区の魚については漁獲規制というものは何もなく、少し注意は必要かも知れませんが、とつてもよろしいということになりまして、逐次そういう形で問題の焦点が整理されて、何らかの形で、いまのままでは魚をとつてはならない地区があるいは設定されるのではなからうか、その地区についてはどうやって埋め立てないしゆんせつ事業を行なうかということが、当然その次の設定の問題として出てくると思います。魚をとつてもいい地区につきましては、これは私のほうとしても何も漁業権の補償というふうな形にはなりません、やはりとつてはならない地区についてしゆんせつとか埋め立てとかいうふうな形になりますと、そこは半永久的な、漁業権はもう喪失ということになります、漁業権の補償問題がやはりまたあらためて出てく

るといふふうになるわけですが、今後の科学技術の発達で、各省庁の御協力によりまして清掃といふか、そういったことできれいになることもあり得るのではなからうか、こういうふうにかえておる次第でございます。

○馬場委員 あなたの答弁は、枝葉のことが長く、漁業権の問題一つ言ったのですから。

漁業権といふのは、埋め立て、しゅんせつをし

なければならぬといふときにそれを考えるのであつて、たとえばどうもここもあふない、水俣湾のようになつても漁業権のことは何も考えないといふのか。漁業権一つ言つたのですよ。埋め立て、しゅんせつ、そのときに考えるといふのか。いままでもあふないとわかつておるのです、あそこは漁業権はいま考えるのか、埋め立て、しゅんせつの計画ができたときに考えるのか、どつちですか。

○荒勝政府委員 埋め立て、しゅんせつの問題とからんで漁業権の補償問題が出る、こういうふうにかつて御了解願ひたいと思ひます。

○馬場委員 さらに具体的に聞きますけれども、魚介類の価格が暴落をしたといふふうになつて言ひました。

〔委員長退席、山崎（平）委員長代理着席〕
ために休業しておるといふ人もおられます。この暴落に対する補償、休業に対する補償、こういうものはどう国としては考えておられますか。

○荒勝政府委員 私たちのほうといたしまして、今回の四十八年度の予算におきまして、こういう漁業者に対しては農林漁業公庫から低利で融資の道が実は開かれたのがございまして、大抵生業的なものについて生活資金の一部として融資の道を公庫から行なうといふことであります。これは年五分で五十万円の融資の道を開いたといふことで、これを活用願ひたいといふことにつきましては、先ほど熊本の知事ともお話し申し上げたやうなことになるかと存じます。

○馬場委員 いや、価格暴落とか休業補償については融資を受けろ、こう指導しておる、こういうことですか。

○荒勝政府委員 国として、ただいまある制度を直ちに活用するといふればその道をお使いくださいといふことを申し上げたのでありまして、県単独でも、またわれわれと御相談の上、先ほど申し上げたやうに、融資の道、利子補給等を県の財政資金を中金か何かに預託されるというお話もございまして、それと相並行して御活用願ひたいといふことを申し上げた次第でございます。

○馬場委員 たとえば鮮魚商、貝の立ち売り人あるいは行商人、こういう人の補償といふものに対する措置は、どう指導しておられますか。

○荒勝政府委員 私のほうの公庫の融資の制度といたしましては、あくまでこれは漁民に限られておりますので、漁業者だけに融資の道を開くことになつておると思ひます。その他の、先ほどのようなサリの立ち売りといふふうなお話も知事からお話がかつておりましたが、それらにつきましては、あるいは県単独で融資なりあるいはその他の融資制度を活用願ひ以外に手はないのではなからうか、こういうふうになつておると思ひます。

○馬場委員 農林大臣にも聞きたいのですが、ずっといまの長官の話を聞いておると、すべて県が中心であつて、国が積極的にこの問題に乗り出すといふやうな姿勢が私には見受けられませんが、これはもう全国的に二十カ所くらい水銀をたれ流した工場があるわけですから、その河口の港、漁場といふものを徹底的に調査したならば、水俣病はたくさんあるといふことは想像するにたかたかたないです。まさに全国的な問題だ、こういうやうな思いも思つておるわけですが、決して一地域の問題ではございせん。だから、これは国が全国的にやらなければならぬ。そのモデルとしてこれをどうするといふ形において、知事まかせといふ形ではなしに、やはり国が積極的な姿勢をとる必要がある、私はこう思ひます。

私はかつて大臣にも質問をいたしました、ミカンの価格が暴落したときに緊急対策といふのを国が積極的にやりましたね。そしてまた県がやりました事業等につきましても、特交等で二分

の補助を見た、こういうこともございました。だから、ミカン問題も大切ですが、しかし、この問題もそれ以上の問題だと思つておるのです。そういう意味において、国が、知事まかせでなしに、やはり主体的に積極的に緊急対策といふものを講じなければならぬ。三木長官とも二、三回この問題について話し合ひをじっくりいたしました。予備費もありまして、足らなければ補正予算も組みます。そうして金に糸目はつけません、そういう姿勢をとつておりました。農林省としてもやはりそういうやうな立場で、県まかせでなしに、やはり国が積極的に乗り出すといふ姿勢といふものが必要だと思ふ。それについての農林大臣の意見を聞きたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 先ほどから御質問の御要旨をよく承りまして、おっしゃつておられる原則的な方向といふものに、私もそれに異論を唱へるものではないと思ひます。

そこで、私としての考えをまとめて申し上げます。第一は、この種の問題が将来起こつてはならない、こういうことから考えていきますと、何と言つても、根絶する方向へ持つていかなければならぬ。その根絶する方向といふものは、原因者をあくまでも徹底的に追及していく、こういう趣旨があるものであります。政府としては、これらの問題については、原因者負担の原則といふものをはっきりさせておるわけでありまして、そして第一水俣病につきましてはすでに原因者がわかつておるのでございまして、生業補償等お取り上げになりました問題は、その原因者に対して追及する道といふものはこれはもう開けておるわけでありまして、

ところで、その原因者負担という原則を履行させるために、その間の中間的措置といふものはおっしゃるとおり必要がある。でありますから、たとえば被害漁業者に対する金融措置として、当面のつなぎ資金については農林中金の協力を得て低利資金の融資をはかる、また同時に、財政資金についても農林漁業金融公庫の沿岸漁業経営安定

資金の活用をはかつて、そしてそこをつないでいく、あるいは被害漁業者の融資の債務について、関係金融機関に対して償還期間延長等その貸し付け条件の緩和措置をとるやうにする、こういうやうなことをいたしますとともに、国と県との打ち合わせでは、県として資金を農林中金に預託するので、農林中金は関係漁業者に対し低利で融資する道を講じてもらへぬか、こういうことでもございまして、先ほど長官より申し上げましたやうに、沿岸漁業経営安定資金を沿岸漁業者に対して融資する場合には、利率年五％、償還期限二十年以内、据え置き期間は三年、貸し付け限度額は災害に準ずる五十万円以内といふやうなことをいたしながらそこをつないでいく。同時にまた、その間に県のほうとしていろいろ負担が出てまいりますればそれは特別交付税で見ましよう、こういうふうに一応の筋道を立てておるものであります。

そこで、御質問の中で私が非常に気になるのは、何か県まかせで、もうひとつ国が表面に出て、国も原因者との間で何か行政的な指導や手が打てないものか、もう少し国の姿勢がもの足りないじやないかという御意見、私にも十分わかつたのでございまして、しかし、私がいま申し上げておるやうな、そういうことによりまして、何と言つても、それぞれの原因者を持つておる県といふものが具体的な事情といふものに明るいのであります。また県自体も時々刻々各種の状況のもとに交渉もし得る立場でありますから、したがつて、県に対しては、県がいろいろそこに仕事が生じた場合、それは交付税で見ますよ、それから直接にいろいろ影響を受けているものについては、いま申し上げたやうな資金的な面でつなぐようにはしていかう、こういうことでありますので、その辺は御理解をいただきたいと思つてござい

○馬場委員 チソの本社は東京にあるのです。だから、やろうと思へばできないことはない。事実それは公式か非公式かは別として、全力をあげてやはり取り組むといふ姿勢は政府に要求してお

きたいと思うのです。

そこで、いまだくさん大臣からも出ましたけれども、もう一ぺんまとめて聞きますから、大臣でも長官でもけっこうですから、一言ずつお答えください。

水俣病が原因となって漁協がいろいろな対策を実施するわけです。その漁協の実施する事業についてはまず融資はするというようなことがさき出しました。補助金は出すのか、融資補助金、利子補給はどうかということ。

それから、第二次構造改善事業というのを繰り上げてやる気はないか。

それから、生活資金、近代化資金、養殖漁業資金の完全利子補給をするつもりはないかどうか。そしてまた、その資金の償還延期というものを講ずる気はないか。

さらに、汚染源と補償の交渉をするまでのつなぎとして、つなぎ資金の融資というものをやる気があるのかどうか。

さらに、水俣病発生に伴って非常に生活困窮者が出ております。この生活困窮者の救済を打ち立てるという要求も強いのですが、それはどうするのか。

それからもう一つ、漁民ですから、漁業をしたいわけですから、よこれた海ではなしに、安全な海で漁業をしたいという気持ちがあるわけです。そういう安全なところで漁業をしてほしいという許可を、申請があれば与えるかどうか。それに伴って漁船の建造のワケを拡大してやるかどうか。

一言ずつ、する、しない、こうしておるということをお答えください。

○荒勝政府委員 先ほど申し上げましたように、私のほうとしまして、ただいま御指摘にありましたような点につきまして、知事等の間で原則といえますが、包括的といえますか、話し合いの過程で、極力私のほうではめんどろを見る、御援助さしていただきますから、早く県のほうから申請なり具体的な事務手続をとっていただきたいという

ことは強く御要望申し上げております。

それにつきまして具体的に中身を申し上げますと、構造改善事業なりあるいはこの問題については当然に早く出していただきたい。実際問題として、やはりなかなかこういったものは技術者の間で計画を練るのに相当時間がかかると思えますけれども、出していただければ当然取り上げたい、こう思っております。

それから、その場合において当然に、補助事業的なものにつきましては補助金をつけていくことについては何らやぶさかではございません。

次に、生活資金につきましては、先ほど申し上げましたように、漁業の資金を農林漁業金融公庫から五十万円を限度としてお貸しします。これは五分でございます。

それから、あとの完全利子補給の点につきましては、これは農林省といえますか、水産庁としては非常にむずかしい問題だと思えます。何か県のお話では、いろいろな低利融資とこう言っておられました。財源は県で金融機関に預託することによって低利融資の道を開くということでございますので、これはたぶん、私のほうの感じとしては交付税の問題だと思えますから、これについては当然御援助いたします。こう申し上げてあります。

それから償還延期の点については、当然に返済できない場合に、漁民から何か破産するような形で取り上げてしまおうというところは、いままではいろいろ災害等の場合にもそういうことはいたしておりますので、これにつきましては、公庫なり中金に十分に私のほうからその旨連絡して、取り立てないようにして、返せる時期に返していただくということをやりたいと思っております。

それから次に、汚染源の補償までのつなぎ資金の融資というのは、先ほど申し上げました、あるいは完全利子補給の問題かとも思いますが、県で財源を預託して、その間つなぎ資金をしたい、こうおっしゃっておられますので、これについては

先ほどのような応援をいたします。

それからあとの、安全な海での漁業をいたしたいということについては、これは当然に私のほうといたしまして、従来新しく漁業許可をするというところについては漁業調整上多少問題は残っておりますけれども、これらについては積極的に私のほうとしては、御要望を出していただければ、当然にやります。ただ、御存じのように、どの程度の外まで行かれるのか、海の操業技術の問題もございまして、どの程度のことを考えておられるのか、これもどうもはっきりわからないわけでございます。

それから、漁船の建造ワケの拡大、遠くへ出れば船も大型化したしますので、これについては当然私も弾力的に対処するというところでやりたいと思っております。

問題は、生活困窮者という問題になりますと、どうもこれがどういいう方を言っておられるのかよく私のほうもわかりませんが、漁民の場合には、先ほど申し上げましたような生活資金を農林漁業金融公庫からお貸しする道がございしますが、漁民以外の方ということになりますと、水産庁では実施が困難ではなからうか、こういうふうな考えでおります。

○馬場委員 いろいろたくさんのお話を申し上げたのですけれども、必要であれば、先ほどから何回も言っておりますように特別立法でもして、ぜひ漁民の苦しみを救っていただきたいということ、最後に申し上げておきたいと思えます。さらに具体的なことにしましては、個々にさらにお願いを、折衝をするという気持ちでおります。

次に、汚染源の問題について伺いたします。これは水産庁関係かあるいは環境庁か知りませんが、第三水俣病の汚染源はどこですか。担当の省庁から答えてください。

○山本説明員 私ども武内先生の報告書が出まして、さっそく熊本へ参りまして、先生から直接報告を聞きました。私も報告書の内容からいろいろお話をしまして、かつまた武内先生からのいろいろなお話を

を聞きまして、現在のところ汚染源の確定はいたしかねるよう先生からも聞いております。しかしながら、問題の地点が有明海の入りに近い有明町でございまして、かつまた、先日、土曜日にございまして、武内先生の新聞発表の中にございまして、過去におきまして宇土市及び三角町におきまして死亡した方で水俣病に似ている人がおるといふ報道がございしますので、これにつきまして月曜日、昨日、私、武内先生から直接いろいろなデータ等をお聞きいたしました。が、そういったことからいまして、有明海に注ぐ企業にあるいは汚染源があるという想定のもとに、今後の調査を進めていこうということに考えておりますが、いまの時点におきましては汚染源を確定するということには至っていない、こういうぐあいには私は理解いたしております。

○馬場委員 はつきりしないということですが、でも、ではさらに聞きますと、だれも言っておるのですけれども、当然日本合成の熊本工場、大牟田にありまして、この三井東洋化学、これはだれも言っているわけですが、問題は、じゃ、その汚染源というのは、いつ、だが、どこで、これが汚染源だということをお断するのですか。

○山本説明員 私だけからお答えするのは若干あれがあらうかと思えますが、先般も関係各省におきまして、この問題につきまして、現地でもかつまた東京におきましても検討いたしました中で、問題は、それから汚染源の究明、こういうような個条を幾つかあげたわけでございますが、汚染源の究明につきましては、当然有明海全域についての水質、底質あるいは魚類についての汚染の調査、これを地理的に調べるということ、と同時に、水銀の排出があったと考えられるような工場を持つ工場についての各般の環境調査、あるいは通産省による工場内の調査、こういったようなことを多角的にいたしますとともに、私どもの関係といたしましては、地域の漁民の方を主眼とする健康調査を進めるようにという武内先生のアドバイスも

ございますので、そういったことを進めまして、その結果を踏まえて多角的に判断する、こういうことに相ならうかと存じます。

○馬場委員 だが、どこで、いつごろ断定をするのかと質問したのです。はっきり言ってください。たとえばだが断定をします、いつごろになりますと、はっきり言ってください。

○山本説明員 環境庁といたしまして私と水質管理課長が各省の連絡ということでいま事務的に進めておりますが、調査の最終的なプランにも至っていない部分が実はございまして、いつということはいま私から確として申し上げることができないのがたいへん残念でございしますが、なるべく早い時期にそういった処置をとりたい、こう思っております。

○馬場委員 さつきPPPの原則ということを言われているのですよ。たとえば有明海の漁民というのは、いま生活が困窮していますから、補償交渉をやりたいわけだ。ところが、汚染源、原因者がはっきりわからなければ、補償交渉はできないじゃないですか。

これははっきり言って、環境庁長官が、汚染源はここだと言っているんですか、通産大臣が言うんですか、農林大臣が言うんですか、政府が全体として、総理大臣が言うんですか。とにかくだが言うんだ、そしてそれはいつごろということはおわからぬというの、課長がわからぬのですか、それとも政府全体としてわからないのですか。課長がわからなければ、わかる人をやはり呼ばなければいけません。あなたがわからぬならば、責任者を出しますと答えてもけっこうです。

○山本説明員 過去におきまして、水俣湾における水俣病あるいは阿賀野川における水俣病という問題の検討をしたときには、それぞれ関係の省庁が合同いたしました委員会というものを設置いたしました。そこで最終判断を下し、それによって厚生省の見解あるいは政府見解という形で出されっております。今回も、これは私からの答えでは

不十分かと思えますけれども、政府といたしまして関係省庁のそれぞれ委嘱する専門家の意見を持ち寄って見解を出す、こういう運びにならうと思っております。

○馬場委員 委員会をつくって政府見解として汚染源、犯人をはっきり指名する、こういうことですが、なるべく近い機会にとおっしゃいましたけれども、現在全然見通しはないのですか。いつごろまでに、日本合成の熊本工場だ、三井東圧化学だ、これが犯人ですよということ、現在全然見通しが立っていないのですか。なるべく早い機会にというのは、一月以内になるのですか、それとも一年か二年先ですか。

○山本説明員 まず、この六月から有明海につきまわりの水質、底質あるいは魚介類の汚染の地理的な調査ということを進めることにいたしました。おりますが、これにつきまわしても、最終的な結果が出るには数カ月かかるかと思っております。この点につきましての詳細の技術的なことを私十分存じませんが、それがまず一つです。

それから、私どもの関係で、沿岸漁民につきまわりの健康調査を進めていく、この結果からある程度の汚染源というのは推定できるというふうな思いをします。そのような、どのステップで確実に割り切るか、場合によりましては、犯罪捜査と同じように早い時点で結果が出る場合もございまして、なかなか出ないということもございしますので、私、まことに申しわけございませんが、いまの時点で何カ月後ということとは断言できないのでございしますが、なるべく急いでやりたい、こういうぐあいに事務当局としては思っております。どうか。

○馬場委員 これは政府見解というなら、大將は総理大臣でしようから、総理大臣に質問したらいいと思うのですけれども、いまのような話を聞いておりますと、汚染源は何カ月かかるかわからない、こういうことでは、不安、動揺、それから生活困窮、そういうものに対処する立場としてはまさに怠慢のそしりを免れないと私は思います。こ

れはここであなたに言ったつてしようがないから、また責任者に対してははっきり聞きたい、こういうぐあいに思っています。

次に、こういう工場を調べられますときに、まだ幾つかの工場が有明海沿岸にあるわけです。そういうところもぜひと調べてください。それを調べるからといって、犯人指定をおくらせるのは困るわけです。あなたは犯人捜査というふうなことで急がなければならぬと言いますが、これは直ちに急がなければならぬ問題ですから、強く急げということを書いて、あとでまた責任者から聞きます。

次は、工場を監督しておる通産省に聞きますけれども、私は、たとえば日本合成熊本工場をとって言うならば、これはもう自分で自分のところの河川の魚介類を調べ、自分で水銀を出したということをはっきり言って、言うならば底質の調査もして、私が犯人でございましてと、企業が自首して出てくるかというの、私は企業の社会的責任だろと思っております。ところが、チッソの例をとって言うまでもなく、企業というものは原因者たることを常に逃避する、隠すというのがいままで続いてきた企業の体質です。こういう意味において、やはり企業というものは、自分が原因者でございましてと自分で自首するというのが、企業の社会的責任だと私は思うのですが、こういう点について通産省はこういう企業をどう指導しておられるか、通産省から答えてください。

○高橋説明員 お答え申し上げます。水俣病の原因として有機水銀が昭和三十四年ごろ熊本大学から発表された当時、通産省といたしまして、当時チッソ、日本合成も含めまして、水銀使用に際します、特に排水設備、これは排水設備が完備いたしますと、工場外に水銀が排出せられないことになりまして、排水設備を完備するよう、当時から指示しておりました。その結果、たとえば日本合成につきましても、三十四年以前当時は沈でん槽を設けまして、その中に製造工程の過程におきまして……

○馬場委員 時間がないから経過はもういいです。企業が自首して出るというふうな、そういう指導をしておるかということです。

○高橋説明員 通産省といたしましては、絶えず設備の改善方に留意するように、三十四年当時以降日本合成も含めまして強力に指導してまいっております。さらに今後も、この日本合成を含めまして一そう監督をするために、また先ほど環境庁から説明がございましたように、近く総合的な調査も始められますので、それに必要なデータも提供するという立場から、すでに今から通産省の担当官が現地調査をするようにという手はずをきめまして、すでに現地調査が実施されております。このようにいたしまして、通産省といたしまして十分企業を指導監督してまいりたいと思っております。

○馬場委員 私は企業のモラルについて、社会責任について言ったのです。たとえば私も日本合成に調査に行きました。工場長が出てきて、まず水銀の排出は資料がないと言いました。そうして、私のところの内部規程によりますと、金銭関係については八年保存です、それからこういう技術関係については書類は五年間の保存です、だから水銀をどう出したかというところはわかりません、こう言いました。それからいま一つは、推定によりまして、百十一・八六四トン使用しました、回収したのが百六・六三三トン、五・二二一トンが消失したしております。しかし、そのうちたれ流したのは三百七十七キロです、そして五トンは工場内にあります、これはピットに入れてあるのか、かすの中に入っているのか知りませんが、これはおかしいので、どんどん追及していきますと、はっきり答えられないのです。実際チッソと比較してみまして、この数は非常に少な過ぎるのです。このことを県にも報告しておるのですが、県はこれは信用できぬと言っておるのです。再調査、提出を命令しております。ところが、これについて日時をかせぐれ、日時をかせぐれと言って提出

をしない。この一事を見ましても、先ほど当初言いましたように、自分で魚介類も底質も調査して、私のほうがこれだけ出したのですと明らかにして、ほんとうに済みませんでした。私のほうが犯人ですと自首するのが、企業の社会的責任と思うのですよ。ところが、この調査の水銀の排出量についてもまだはっきりさせていない。こういうことに対して通産省はどういう指導をするのかというのを聞いています。

○高橋説明員 お答え申し上げます。

水銀の消費の実態に關します数字に關しましては、ただいま先生が御披露されましたような数字も、当方としては会社側から事情を聴取しておりますが、通産省といたしましては、これをうのみにせず、さらにその実態を確認すべく、先ほど説明申し上げましたとおり、現地調査等も行ないましてまず実態を確認したいと思っておりますし、さらに、この問題に對しまして通産省といったしましても、現地指導をはじめ強力に指導してまいりたいと思っております。

○馬場委員 これまた企業のモラルについてあなたから答弁をとるのもなんですが、そういう企業を監督する姿勢ということについては、さらに大臣にも言っておいてください。また聞きます。結局、通産省がそういう企業の社会的責任というのをあまり指導しない、あるいは企業とべつたりになっておる、あるいは隠蔽しようとしておる、あるいは行政の怠慢、たとえば第一水俣病の熊大の研究は、昭和三十四年ごろに水銀説を唱えたのです。そのときは厚生省も通産省もそれに対して妨害さえ加えた。決して協力はしていない、そういうようなこと。また第一水俣病が起きたときに、全国のああいいう水銀をたれ流したのは二十工場くらいあるわけですから、それを徹底的に調査し、そしてその水質を含め、あるいは底質も含めて調査をし、対策を立てておくということがあれば、第三の水俣病は起こらなかったはずなんです。このままのような通産省の姿勢なり企業の姿勢でいきますと、第四、第五、第六の水俣病が必ず起こりますよ。

ますよ。二十くらい出している工場があるのですから、第二十水俣病まで起こります。そういうことはもうここで第四、第五を起こしてはいかぬわけですから、企業が汚染源たる責任を回避しようという態度は徹底的に改めるといふような行政指導を通産省は強くやってもらわなければ困るの、そういう点について強く要望しておきたいと思ひます。

次に、もう一つ汚染源として農薬も考えられるというようにことがいわれておるのですが、これについて簡単に質問をしてみたいと思ひます。

これは久留米大学の山口先生に於いてあるいは熊大におられました神戸大学の喜田村先生に於いて、もう農薬説なんか問題にならないといつて、完全に大学の先生方は否定しておられるのですが、この農薬説について農林省はどういうぐあいな見解を持っておるのかということですね。

参考までに聞いておきますけれども、日本の農薬の使用量、その中に水銀がどれだけ入っていったかという問題、そしてまた、日本は諸外国に比べてどれだけよい水銀を農薬で使ったか、そしてそれがどれだけ体内に蓄積されておるかという資料、こういうことを聞きたいと思ひます。

というのは、私は農薬説じゃないと思ひます。しかし、問題は、日本は欧米に比べて百倍くらいの農薬を使っておるわけですから、日本人の毛髪の水銀量というの欧米に比べてどのくらい高いかという資料を聞きます。

いづれにしても、ほとんどの日本人が水銀を体内に蓄積して持っている。その上にこういうたれ流しが少しでもあれば、水俣病を発症する可能性をみな日本人は持っているわけですから、そういう意味で、犯人とは思ひませんけれども、その資料を簡単に報告していただきたいと思ひます。

○伊藤(後)政府委員 お答え申し上げます。私どもの手持ちの資料でございますと、昭和二十八年から四十七年までに出荷されました水銀剤の水銀に換算いたしました量は、二千三百トンと

いうことになっております。ただ、散布されました水銀というのはほとんど無機水銀に変わって土壌中に固定され、流出されにくいといわれております。

こういった農薬が長期間にわたって魚介類といふようなもののどの程度の影響を与えるかといふことは、現段階では必ずしも明確ではございません。こういったことにつきましては、今後関係の当局ともいろいろ連携して、こういった問題の解明につとめていかなければならないというように考えております。

なお、水銀を含む農薬につきましては、その使用に伴う安全性を確保するというような考え方から、四十三年に、水稲のための散布用水銀の使用を禁止いたしております。それから四十五年には、果樹、蔬菜などに使用されてきた有機水銀剤につきましても、使用禁止になっております。現在残っておりますのは、種子消毒用だけでございます。これは欧米でもやっておりますのでございまして、そういったものとしての水銀剤が残っておりますけれども、これもなるべく早く非水銀系のものに切りかえるようにいま指導しておるところでございます。

なお、農薬一般的な問題であります。農薬取締法に基づきまして、魚介類に毒性の強い農薬といふようなものは登録しないようにいたしております。また、こういったものの以外の農薬でも、通常の状態では分解消失するものが多いわけでございますけれども、広範な地域にまともって使用されて魚介類に被害を生ずるおそれのあるものにつきましては、水質汚濁性の農薬といふようなものに指定いたしました。その使用をきびしく規制するといふような措置もとっておりますのでございまして。

○馬場委員 具体的に数字がでませんでしたけれども、これはまたあとで聞きます。しかし、問題は、私がここで聞きたいのは、こういう問題が起こりますと、常に企業といふものは、犯人が別にあるんだといって逃げる可能性が

ある。だから、今度の場合も、農薬が犯人だといって逃げる可能性もございまして。だから、農林省としては、やはりこういう資料をきちんと発表して、そうじゃないんだというなら、そうじゃないんだといふことで資料がはっきりしていればいいのですから、さつき質問しましたような点について、きちつと資料を整理して、あとでまたいただきたいと思ひます。

時間があまりありませんので、今度はたくさんまとめてやりますから、答えはひとつ一括してお願ひしたいと思ひます。

次の問題は、汚染海域の浄化の問題です。これについて、農林大臣に当初申し上げましたことのさらに繰り返しになるかもしれませんが、日本の沿岸漁場、海は死んでおる、死につつあるとさえいわれておるわけでございます。だから、どうしてこの海を生か返らせるか、漁場を生か返らせるか、こういう具体的な方針を開きたいと思ひます。さらに次に、不知火海、有明海をどう浄化するかという対策についてお聞きをしたいと思います。

さらに小さく、その中の水俣湾の処理、ヘドロ処理対策について、これは運輸省が担当になっておりますけれども、どうするのか。締め切るのか埋め立てるのか、いつからこれに着手するのかということについてお答え願ひたいと思ひます。

私が調査した範囲におきましては、すべて県の計画待ちというふうな態度であるようでございます。しかし、これは県の能力をある程度越える問題だろう、私はこういうぐあいにも思ひます。そういう意味で、まだ遅々として計画が進んでいない。三木長官は今年中には着工をするという約束をしておるのです。そういう中で私は、やはり運輸省としても、各省庁とも連絡をとりながら、全国の頭脳というものを結集して一日も早くつくり上げて、早く着工しなければならぬ。そういう意味において、いつごろ着工するのか、ど

うするかということについて伺いたいと思うのです。

これについていろいろ現地でも、あるいは県議会等でも取り上げられております。その中でつきりしておかなければならないのは、この港湾対策で第二次汚染というものが絶対出ないような対策をしなければならぬということが前提だろうと思うのです。これについても十分配慮をお願いしておきたいと思うのです。

さらに具体的に聞きたいと思えますけれども、丸島漁港というのがそこにあります。これはこの間県がしゅんせつをやっております。あそこは丸島排水口といって、最初チツソが水銀をたれ流したところなんです。そこを実はしゅんせつしておりました。これについては問題視されて、実はとめておるのです。しかし、あそここの港というのは、有明海や不知火海でとれた魚を二割くらいしか揚げないで、あとは鹿児島とか遠いところから持ってきた魚を揚げるのです。だから、あそここの港を改修しなければならぬということはわかるのです。ところが、底質の調査もせずに、第二次汚染の危険があるということをやっております。こういう問題がございます。

さらに、PCBのことをあとで申し上げたかったのですが、時間がありませんので、大分港の河口でも盛んにしゅんせつが行なわれている。あそこは二、三日前の水産庁の発表によりますと、ウナギにまぎに一三〇PPMのPCBが発見されたところなんです。それをさらに、いま汚染が起るのじゃないかというような問題がございまして、しゅんせつをしておる。そういうものに対して、水俣の丸島にしても漁港はよくしなければならぬ、しかし、それを不用意にやるといようなことは非常に問題ではないかと思えます。そういう点についての御見解も承っておきたい、こういうふうに思います。

次に、汚染の調査ですが、汚染地図の作成について聞きたいと思えます。

先ほども申し上げましたように、第一水俣病が

起きたときに、全国に汚染の調査をして対策を立てておきたらば、第二、第三は起こらなかったというところはもう当然でございします。そのとき、たとえば水産庁にしても通産省にしても、あるいはその他の省庁にしても、対策が不十分であつてこういうことが起こつてまいりました。だから、これは、全国に水銀を触媒に使つた工場が幾つあるのか、結局、アセトアルデヒド工場とか塩化ビニール工場とかあるいは奇性ソーダ工場とか、たぐさんあるわけがございしますが、これは幾つあるのか、その工場がどれだけ水銀を排出したのか、そういうことを各工場ごとにぜひ一覧表を提出していただきたい、こういうふうに思います。そしてまた、水産庁といつたしましても、あるいはその他の省庁といつたしましても、その周辺の底質の調査、魚介類の調査といつたのをやっておられるのか。やつておられたら、きちつとした資料を明らかにしていただきたい。もしやつておられなかつたといふことならば、これはたいへん怠慢だろふと思ひますが、ぜひ早くやつていただきたいといふことを申し上げておきたいと思ひます。

次に、有明海、第三水俣病の範囲といふのはどう考へておられるのか。たとえば福岡県、佐賀県、長崎県といふのが有明海に面しておられるわけだ。そういうところの県も汚染地域になつておられるのか。その調査結果はどうなつておられるのか。伝えられるところによりますと、島原半島でも水俣病の症状が発見されたといふことも出ておられるわけがございします。第三水俣病の原因となる汚染範囲といふのはどの辺だといふことをお聞かせ願ひたいと思ひます。

さらに問題は、有明海あるいは水俣湾、不知火、その魚の回遊状況です。水俣湾でかつて一万尾ぐらい放魚した。ところが、水俣湾でとれたのは五十四ばかりだつた。あとは東シナ海でもそのしるしをつけた魚がとれたといふ話さある。だから、あの海域の魚の回遊状況をはつきりしなければ抜本的な対策は立たない。禁止区域をつくりましても、その下を通つて魚が回遊しておると話に

ならないといふこともございしますので、あの地域の魚の回遊状況といふのはどうなつておられるのか、それをひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

さらに、日本合成にしても、実は山ほどカーバイドが積んであります。水俣のチツソにしても八幡アルというところにくさんのカーバイドが積んであります。これにくさん水銀が入つておる。どのくらい入つておられるのか、この入つておる処理するよう指導しておられるかといふことを明らかにしていただきたいと思ひます。

次に、厚生省関係でございしますが、とにかく患者といふのは多くは漁民です。そういう立場もありまして、公害健康被害救済法に基づく地域指定といふのは、どの辺をいつごろされるのか、こういうことについてお伺ひしておきたいと思ひます。

それからいま一つは、水俣病の調査研究といふものについては、ほんとうに熊本大学を中心にして一部の学者しかこれに携わつていないのです。そしてある時期におきましては、厚生省といへどもこの熊本大学の研究班に対してアレルギーをかけた。そして隠蔽しようとした時期も私は知つております。現在においては、熊本大学の一部の学者の研究では、もう能力をオーバーしております。全国の学者の知能を総動員して、何としても水俣病の調査研究に当たらなければならぬ、こういうことは思ひますが、厚生省はそういうことについてどういふ対策をとつておられるのかといふことをお伺ひしたいと思ひます。

さらに、現在の水銀の安全基準といふ問題について、それからもう一つは、WHOの許容基準といふもの、あるいは諸外国の許容基準といふものと日本の許容基準といふものの関連についてお伺ひしたいと思ひます。

これについての見解をまず聞きたいと思ひます。それからさらに、武内先生の研究によりますと、半減期の問題が、従来七十日といわれておつたのが二百三十日という新しい学説が出てまいりました。そういうこともございまして、とにかくメチル水銀が小数点以下一けたであつても危険であり、自然発症する、こういうことがいわれておるわけがございします。だから、現在の暫定基準を一けた下げなければ安心ではない、こういうぐあひに武内先生も言つておられるのですが、厚生省はこれに對してどういふ対策をとらうとしておられるか、こういうことをお聞きしておきたいと思ひます。そして現在、四十年以降も患者が出てきておる。こういう事情もあるわけですから、そういうことも含めて、ひとつお願いいたしておきたいと思ひます。

それから、熊本県が安全宣言を出しました。これはいろいろな事情があつてむずかしい問題だらうと思ひますが、しかし、問題は、これで県も非常に困つておる。安全基準といふのを県が出す能力は、正確に科学的に言へば、ないのではないかと、私はこういうぐあひに思ひます。この安全基準、安全宣言なんという問題は、国のサイドにおいて、もつと科学的に十分分析し出すべきじゃないか、こういうぐあひに思ひますし、一つの県にまかせておくべき問題ではない。国が科学的な、りっぱな調査に基づいてそういうことをすべきだ、こゝう思ひますが、そういう点についてどう考へるかといふことを御説明いただきたいと思ひます。

それから、水俣病の治療対策といふ問題について、厚生省はどう取り組んでおられるのか。これについて、全国のあつたは諸外国の学者まで動員して治療対策の開発に当たらなければならぬと思つておりますが、どうですか。

さらに、魚がこういうぐあひにとれなくなる、食えなくなる、といふと、たん白資源といふもの将来の方向をどういうぐあひに農林省では考へておられるのか、こういうことについても御質問申し上げておきたいと思ひます。

以上ですが、時間が来てしまったのですけれども、簡単に答弁していただきたいのですが、もし時間がなければ、あとで文書でお答えしていただいてもけっこうでございます。

○荒勝政府委員 水産庁の所管にかかる問題について御答弁申し上げます。

まず、不知火並びに水俣湾の浄化処理の問題でございますが、これにつきましては、運輸省なり県の港湾関係者との間で、第二次汚染が出ないような方向で水産庁としては強く希望して、そういう方向で今後処理、埋め立てをしていただくといいことを主張しております。

それから次に、丸島の漁港の整備でございますが、これは水産庁の指導です。この漁港整備計画を執行いたしておりますが、やはり二次汚染の問題があるということで、県の公害局とも書面をもって協議いたしました結果、二重のシールドフェンスで工事を施工しております。五月二十一日に第三次水俣の問題もありまして、五月二十一日に一応工事をストップして、水俣の状況等について現在分析を依頼しております。水俣の状況がよいとなれば、あるいは工事を再開するかわかりませんが、その調査結果を待っております。

それから、汚染地図の点でございますが、先般私のほうでもPCBの調査を全国十四カ所やりましたが、今回の水俣の第三次水俣病を契機といたしまして、有明湾、不知火海を中心といたしまして、まず魚類の水銀の汚染状況を早急に調査したい、こういうふうな考えでおる次第でございます。

それから、有明湾、不知火海の魚の回遊状態の問題につきましては、担当の専門家の研究部長が見えておりますので、これについては専門家から御説明申し上げます。こういうふうに考えておる次第でございます。

それから、たん白源の確保につきましては、現在約一千万トンの魚を日本は漁獲いたしておりますが、それが動物性たん白源として大体五二%前

後の量に達しております。将来とも、日本人の食料から魚をはずすということはきわめてむずかしい。やはり魚は摂取しなければならぬということで、遠洋漁業におきます海外漁場の確保を含めまして、その沿岸漁業の振興ということにつきましては格段と私たちも力を入れて、特に公害防止と沿岸漁業の振興というのは裏表でございますので、これらにつきましては十分に配慮しながら今後推進してまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○山本説明員 第一番目の私どもの関係のお尋ねでございますが、全国の水銀の工場周辺の調査をしておりますが、私どもの関係では魚介類を旨当にいた調査を厚生省は当時四十二年ころから始めておりまして、昭和四十五年の秋には通産省からいいただきましてリストをもとにいたしまして、数十工場についての一斉総点検というのをいたしました。その後、四十六年、四十七年につきましても、水俣湾あるいは徳山湾というようないくつかの水域についての魚介類の水銀汚染調査というのを進めておるところでございます。

それから第二番目に、第三次水俣病の範囲はどうかというお尋ねでございますが、現在、武内報告の内容から推定できるところは、有明町及び三角、宇土市という部分に患者が出ているということに推定されますけれども、有明海全域につきましてもこの調査を進めていこうということで、現在長崎県、佐賀県、福岡県、熊本県というそれぞれの県につきましても調査計画を提出させることにしております。

それから第三番目は、現在有明町についての公害にかかる健康被害の救済法に基づく地域の指定の問題でございますが、これにつきましても、指定の方向で専門委員会の検討を進めるといふことにしております。

ありますが、全国的にも水銀問題についての研究者はおります。私も従来も毎年、環境庁といたしまして研究費を持ちまして、水俣病についての総合的な研究をお願いしておりますけれども、特に先般の水俣病判決を契機といたしまして、長官からの強い指示がございまして、四十八年度についての研究計画については先般も武内教授その他の相談をしたところでございまして、もっと広く前進させたい、かように存じておるわけでございます。

なお最後に、治療対策についてどうかというお尋ねでございますが、これにつきましては、武内報告書の中にも新しい治療薬についての示唆をする部分がございまして、これも環境庁のほうの今後の研究の中で先生方にお願ひしていこう、かように存じております。

○加藤説明員 先生御指摘のとおり、水俣港の水銀によって汚染しました汚泥の処理対策はさつそく行なう必要がありますので、現在、運輸省としましては、環境庁等の関係省庁と一緒にやりまして、熊本県を指導して、処理対策を実施するためには必要な実施計画の策定等を行なわねばならないと存じます。御承知のように、現在中公審の底質専門部会で底質の環境基準を設定する作業を進めておりますが、水銀に関する基準につきましても近々結論が得られるというふうに聞いております。この環境基準がきまりますれば、汚泥処理対策を行なうべき範囲がきまりますので、実施計画の案を策定することとなります。

これと並行しまして、事業者負担額の策定等の準備を県が行ないまして、これらの準備が完了すれば、公害防止対策事業として実施することとなります。

先ほど先生御指摘のように、この事業をやりますのは、二次公害を発生するようなことがあつてはなりませんので、そういう二次公害を起さないような工法等を検討しながら実施したいというふうな考えでおります。できれば、こういった準備を年内に終わりますので、実際の工事に取りか

かりたいというふうに考えております。

○高橋説明員 水銀の使用工場につきましては、先生が御指摘のとおり、過去におきましてアセトアルデヒドをつくる際に触媒として製造してありました工場は、七社八工場ございまして、それから同様過去において製造してございました塩化ビニルモノマー関係、これが十五社十九工場ございまして、そのほか、現在水銀を電極として使用しております苛性ソーダ工場は、三十六社四十九工場ございまして、この第一グループに入ります七社八工場につきましては、すでに四十年前後におきまして、通産省の指導もございまして、一切このような水銀を使います製造法は廃止しておりますが、その廃止するまでには水銀は三百五十二トン使用しております。同様塩化ビニル関係におきましても、いま申し上げました十九工場のうち十五工場は、すでにこういった製造法は中止しておりますが、このグループは八十三トン使用しております。いずれにいたしましても、こういった工場は、いずれも先ほど御説明申し上げましたとおり、従来からいろいろ排水設備その他対策を完備しておりますので、極力工場外に水銀を排出しないようにつとめてまいりまして、もちろん現在では、現行の水質汚濁防止法等には一切違反してないといわれておりますが、いずれにいたしましても、先ほど御披露いたしましたように、現地調査結果を踏まえまして、先生御指摘のような水銀の排出状況等につきましても、鋭意正確な実態をつかむように努力したいと思っております。

なお、そのほか御指摘の工場内のカーバイドかすの問題でございますが、先生御指摘のようにチッソにつきましては八幡ブルー等にカーバイドのかすが沈んでおりますが、こういったような産業廃棄物は所管は一応厚生省でございますが、通産省といたしましても、環境庁、厚生省等と協力いたしまして、この処分対策等につきましてもすでに検討に入っております。

なお、日本合成の熊本工場につきましても、やはりカーバイドかすにつきましても、これまでも

適切に処理してきたこのカーバイドから水銀が工場外に流れ出ないように、会社側もいろいろ万全の措置を講じてきたとは言っておりますが、これまた先ほど御披露申し上げましたように、今回の現地調査はこういった事態を把握することに重点を置いておりますので、現地調査の結果も踏まえまして、さらに通産省といたしまして、強力に日本合成炭素工場を指導してまいりたいと思っております。

○岡部説明員 魚介類の水銀の安全基準の問題でございますが、食品中の水銀の許容基準をつくり出すには、これは微量の長期の慢性毒性実験が必要でございます。現在国立衛生試験所でサルを用いまして実施中でございます。これが観察期間といまして少なくとも本年度一ぱいはかかります。しかしながら、現在のようないまの町事例等にかんがみまして、暫定的でも何らかの基準を示したいということで、熊本大学の武内先生も含めまして専門の学者を含めまして、五月三十日あるいは六月四日というふうに精力的にいま専門の学者先生方の意見を聞きながら、現在作業を進めておるところでございます。

なお、WHO、FAOにおきまして、暫定的な水銀の摂取許容量というものが出されておりますが、これはスウェーデンあるいは日本等のデータをもとにしたものでございますので、この暫定基準をつくり出す場合には、FAO、WHO等の暫定的な数字等も十分参考にして検討しておる最中でございます。

○馬場委員 まだまだ聞きたいことがたくさんあったので、時間の関係でまた後日に譲りますが、各省庁、特に農林大臣は、漁民が非常に苦しんでおりますので、漁民の立場に立つて、また日本の水産業を進展させる立場に立つて、今後環境汚染の問題等につきましても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

水産三法の質問に入ることができませんでしたが、以上で質問を終わります。

○山崎(平)委員長代理 午後一時四十五分再開す

ることとし、暫時休憩いたします。

午後一時十一分休憩

午後二時二分再開

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

すなわち、本日審査中の各案につきまして、本日、本州四国連絡橋公団副総裁柴田護君、同理事田中行男君の両君を参考人として出席を求め、その意見を聴取したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○佐々木委員長 参考人には御多用中のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

なお、参考人の御意見は委員からの質疑によってお述べ願います。

質疑の申し出がありますので、これを許します。柴田健治君。

○柴田(健)委員 提案されてまいりました水産三法に關連をして御質問を申し上げたいと思ひますが、先ほど法案審議に入る前に参考人と呼んでいただいたので、まず参考人にひとつ御質問申し上げて終わりたいと思ひます。お忙しいところを来ていただきました参考人に対してお礼を申し上げます。

御承知のように、本州四国連絡架橋についてそれぞれ三本のルートが決定をされて、同時着工ということになり、そして着工までの期間、いろいろと調査をしてこられたと思うのです。たとえば経済調査、自然条件の調査、測量調査、地質地盤調査、路線調査、下部工の設計調査、上部工の設

計調査、施工調査、用地補償調査、そういういろいろな名目の調査が大体完了しておられると思うのです。それだからこの着工という過程に入つたと思うのですが、私たち農林水産の立場から申し上げると、この調査の中で水産業の調査が出てこない。

いまだ発表がないわけでありまして、いま提案されている水産三法に關連をして、やはり水産業の立場から、本州四国連絡架橋についても、関係漁民、関係漁協その他地方公共団体を含めて、瀬戸内海の水産業関係者は非常な関心を持っておられるところでありまして、その重大な関心を持っておられる水産調査については何も発表しないというところに、私たちは何か割り切れないものを持っておるわけでありまして、本日参考人として来ていただきました架橋公団の最高責任者から、その経過をひとつ御報告願いたいと思ひます。

○柴田参考人 お答え申し上げます。御指摘のとおり、当公団といたしましては、ずっと架橋に必要な調査をやつてまいりました。なかなか、漁業問題につきましては、私どももいたしましてはたいへん神経を使つてまいりました。この水産関係の調査につきましては、昭和四十四年、当時の道路公団から水産庁の南西海区水産研究所及び日本水産資源保護協会に委託をされまして、その後、瀬戸内海沿岸の各県の水産試験場、また関係の各大学などのその道の権威者の御協力を得まして、現在では本州四国連絡架橋漁業影響調査という形で実施をしております。

いままでもたいへん多方面にわたる調査をやつてまいりました。現在もまだ調査は続行中でありまして、おおむね四十六年度であらかたの調査が進んでまいりましたが、四十七年度、四十八年度、今後におきましてもなお引き続き必要な調査をやつてまいらるつもりであります。

いままで調査費として使いましたのは、毎年大体平均いたしまして千五百万円程度、いままで四十四年から四十七年度まで約六千万弱、五千六百万程度の調査費を出しております。四十八年度も千五百万程度の調査費で調査を進めてまいっております。

○柴田(健)委員 中間的のことを言われたのですが、この中間というのはいつの時点なんですか。

○柴田参考人 ある程度のまとまりを持ったというところでございまして、ただばく然と調査の結果だけを申し上げても、かえつていたずらな不安を引き起こすだけでありまして、この調査をいたしまして、工法をどういうぐあいにしようかということも明確にして、そして不安を解消したい、そういうつもりでおるわけでございまして、できるだけすみやかにと考えております。

○柴田(健)委員 この中間的な発表というものは、架橋公団が独自に一方的に発表するのでなしに、関係各省と関係団体と煮詰めて中間的な発表ということになるのですか。

○柴田参考人 やはりある程度関係の省庁にお話をしなければいけませんし、それからまた関係の府県にもお話を申し上げるつもりでございます。

が、今日まで本問題が提起されて相当の年月を要しており、四十三年にも私は御質問申し上げたことがあるのですが、その時分も、水産庁は、関係府県の水産試験場を動員して至急に調査をし、結論を出すように最善の努力をするという答弁をしておる。その後、四十四年からどういうことになっておるのか。水産庁、ひとつ……

○荒勝政府委員 この本四連橋の建設につきまして漁業にどのような影響を与えるかということにつきましても、かねてから御指摘があったとおりでありまして、水産庁といたしましては、漁業への影響を軽減するためにはどのような工法が必要であるか等につきまして、水産庁の南西海区水産研究所並びに関係府県、岡山、兵庫、大阪、和歌山、徳島、香川、愛媛、広島それぞれの水産試験場と共同いたしました、四十四年から四十六年まで調査研究を行なっております。

これのこまかいことにつきましては、専門的なことにわたりますので、研究部長から一応御説明申し上げたいと思います。

○松下説明員 架橋が漁業に与えます影響につきましては、大別いたしまして三つぐらいに分けて考えられるかと思ひます。

第一番目が、工事の区域、それから安全対策のために設けられる船舶立ち入り禁止区域でございますが、そういったものによります漁業の生産障害がございます。これまでの調査の結果によりますと、こういったものによりまして相当の生産の減少が起る漁業といたしましては、兵庫・徳島のルートにつきましても、一本釣り、こませ網、小型底びき網、船びき網、それからえなわ等がございます。岡山・香川ルートにつきましても、一本釣り、建て網、小型底びき網等が考えられますし、広島・愛媛ルートにつきましても、同じく一本釣り、建て網、えなわ、そういったようなものが考えられるわけでございます。

なお、この検討をいたしました当時は、工法等がまだ確定しておらなかった点もございまして、架橋の予定海域の両側五百メートルずつに制限区域を想定して検討した次第でございまして、この報告をある程度取りまとめた段階で、公団のほうにおきましても、さらにこの制限区域をできるだけ縮小するように、工事の工法その他につきまして検討中であるということをお伺いしております。

それから第二番目といたしまして、架橋が水産資源の分布、回遊、漁場の形成等に与える影響でございますが、この架橋の工事に伴いまして、懸濁物がふえてまいりましたり、あるいは腐泥が堆積したり、あるいは流れが変わりましたり、あるいは音、光などの影響が考えられるわけでございまして、このうち、腐泥につきましては、水深五メートルから十メートルくらいより浅いところで、しかも潮の流れのゆるやかなところでは堆積し、定着性の貝類とか海藻類、そういったものへの影響が考えられるということでございます。また、工事中の騒音、あるいは橋が完成したあとの車両の通過音の影響とか光の影響、そういったものにつきましても、局地的には当然考えられるわけでございまして、架橋全域にわたって魚群の通過を遮断するということはないであろうというふうな考えられております。

それから第三番目の問題といたしまして、架橋が水産資源の再生産に与える影響でございますが、架橋によりまして流れが変わりましたり濁りが生じたりしまして、それが魚の産卵なり幼稚魚の生育に影響するおそれがあるわけでございまして、こういった影響につきましても、この工事の現場に近いところの定着性の生物、貝類、あるいはまた移動性の小さいメバル、カサゴ、そういったものにつきましては考慮する必要があるというふうな考えられるわけでございます。

以上を通じて、各ルートを通じての漁業への影響に関する問題でございますが、具体的な影響の度合いにつきましては、それぞれのルートについて最終的に工事のやり方が確定されるのを待ちましてさらに詳細に調査する必要があるというふうな考えられるわけでございます。

○柴田(健)委員 水産庁のほうは四十六年度で大規模調査が終わっておるようには私たちが判断をしたわけですが、問題は、工法について公団のほうから連絡があり次第ということなんですが、公団のほうはどうですか。公団は、実質的に調査が終わっているのですから、もう着工ということになっている。それから工法もきまっておるわけですか。これらの工法について水産庁とどういう協議をするのか、いつごろ手合わせというか協議に入るのか、その時期をひとつお示しを願いたいと思うのです。

○柴田参考人 お話しのとおり、実は工法の確定を急いでおります。いろいろな問題がありましてたいへん工法の確定ができておりましたら恐縮なうでございすけれども、お話しのように着工時期もだんだん迫っておりますし、できるだけ早く工法を確定したい、そうしてすみやかに水産庁とも御相談をする、こういう段取りでおります。いま時期をいつと言われましても、責任を持った答弁はいたしかねますけれども、できるだけ早くということをお答え申し上げたいと思ひます。

○柴田(健)委員 御承知のように、瀬戸内海は、海洋汚染というか、非常に汚染されて、もう漁業ができないという不安を持っておるわけですが。そのために、各党は、瀬戸内海の環境保全法の特別立法措置をやろう、こういうのがいまの動きなんでもあります。それだけ重要な時期を迎えておるにもかかわらず、政府のほうがやる事業に対してあまりにも誠意がなさ過ぎるという感じがします。これだけでも早く示して協議に入っていくということをして、かえって誤解を招いて、混乱を起したいへんと思う。工事もしなければならぬ。漁民の生活の基盤、生産の基盤を守ってやる、そういうことも考えなければならぬのでありますから、この点の協議について早急に水産庁が……事漁業に関する限りは水産庁が指導的役割を持たなければならぬと思う。それを公団にまかせるという

ような姿勢が私はおかしいと思う。水産庁は工事についてはとやかく言えない。しかし、漁業問題に関する限りは水産庁が指導的役割を持つという責任感を持ってもらいたい。この点について水産庁どうですか。

○荒勝政府委員 ただいま公団のほうから御説明ございましたが、水産庁といたしましては、かねてからこの問題につきましては関係技術者集まりまして何度か検討いたしております。最後の工法の問題でございまして、具体的な工法につきましては公団とも十分打ち合わせしまして、漁業への悪影響を極力阻止するという観点から、この問題についてはさらに今後とも積極的に御指摘に従いまして検討させていただきます。こういうふうな思っております。

○柴田(健)委員 特に瀬戸内海は、御承知のように、戦前戦後を通じて公有水面の埋め立てでどんどん埋め立てをせられて、魚礁という、魚の繁殖の一番の基地といわれるそういう浅いところをみんな破壊してしまつた。同時にまた、三つのルート、神戸・鳴門、児島・坂出、尾道・今治、この三ルートの環境を見ると、やはり浅いところを通るということになる。工事をする立場からいへば、あまり水深の深いところは工事がしにくいから、なるべく浅いところを通ろう、これは当然のことだと思ひます。ところが、漁業の立場からいって、浅いところをこわしては困る、こういうことになる。潮の流れも非常に変わってくるという点もいえるわけですから、この点については水産庁は十分考へて、漁民をおこらさないように、漁業団体等をおこらさないように最善の配慮をすべきではなからうか、こういう感じがします。この点について、きょうは農林大臣おられますから、大臣から一言御見解を聞いておきたいと思ひます。

○櫻内国務大臣 御意見もとてもな点々ございまして、そのとおりに進めてまいりたいと思ひます。

○柴田(健)委員 それでは、公団のほうはお帰りになつてよろしい。ありがとうございました。

○佐々木委員長 参考人には本日御出席、御意見を述べたきまして、まことにどうもありがとうございますございました。

○柴田(健)委員 大臣、今度の三法を出されて、先ほど同僚議員の馬場君からいろいろと公害問題一本にしばって質疑があったわけですが、いまだの議員を見ても、公害問題を言わなければどうも風が悪いというような、こういうことになっておる。まことに残念なことだと思つておる。それから当局のほうも、公害問題で言われるのが一番頭痛の種だ、どうも頭の痛いところだ、こう思われると思うのでありますが、一応、水産業の関係法案を審議する過程においても、やはり公害問題というものを避けて通るわけにいかないということにいまの現状はなつておると思つておる。

私たちは、基本的なこの水産業の中で、沿岸漁業の開発というものをどうするかというその理念、構想というものがなければならぬと思つておる。いろいろな文書、たとえば漁業白書を読んでみる。いろいろな文書にはいろいろなことが書いてある。書いてあるが、しかし、実際問題として実行行為の中では守られておるものがあるのかどうか。構想はあるが、理念はあるが、それをばばんでおるのは何かという、やはり公害ではないか。公害問題がそこにあるいろいろな問題を阻害しておるというように考えざるを得ない。私は、たとえば沿岸漁業の開発のほんとうの理念というか、構想というか、そういうものの中には、やはり自然的な要素というものを考えなければならぬ。この自然的な要素というのは、資源と漁場だと思つておる。その次はやはり物理的な要素というものも考えなければならぬ。これは漁船であり、漁具または魚港、流通加工施設、これが物理的な要素というもののに入つておる。その次は人的要素、労働力や技術、この三つの基本的な要素から生まれて、それを配慮し、均衡とか調和というものをはかりながら、これを考へて施策を進めていかなければならぬ、こう考へるのでありますが、一つの制度をつくる中で、こういうものが基本的に流れておる。

その上に制度をつくつていく、これでなければならぬ。そういうものがあれば、一方では強力な施策が進んでいく。そこにまた、この保険制度もその上に生まれてくるということにならなければならぬ、こう思つておる。

だから私たちは、やはり漁船漁業というものの立場から漁船漁業の振興というものを考えなければならぬ。これまたいろいろな面から一つの方向を出さなければならぬ、位置づけを考えなければならぬ。その位置づけの中では、やはり高効率、要するに漁獲の技術指導という面で開発を考えなければならぬ。二番目には、漁況の予測または技術の開発。三番目には、資源の確保、管理、それに對する技術指導、開発。四番目には、漁場の造成なり、漁場を守つていく擁護の立場、それらの技術指導。次は環境保全、改良技術の開発。この環境保全がいまや破壊されておるところに、公害という問題に発展をしておるものであります。次は資源の涵養。資源をどう培養していくか。そういう点を考へて漁船漁業というものの方向づけを考えなければならぬと思つておる。

これは要するに漁業開発に対する構想、理念の中から生まれた構想というものではなからうか、こう私たちは考へておるわけですが、農林大臣として、日本の漁船漁業、漁業振興という立場でどういう考へを持っておられるのか、見解を聞いて本論に入りたい、こう思つておる。

○櫻内国務大臣 ただいまの御質問の中で私が最も重要視しなければならぬのは、問題が起きたので、環境保全とかあるいは公害問題とかいうこととがいろいろいわれますが、何と云つても、漁業をやする上におきましては、公害問題などが起きます、自然環境が守られておるということになります。ば、そこに水産資源というものが確保し得るわけでありまして。その水産資源の確保というものは、それが基本的になければ、漁港の整備あるいは漁船や漁具の改善あるいは漁獲技術の向上というものはあり得ないのでありますから、したがつて、公害問題というものはそういう点からもきわめて

重要なことであると思へますので、水産資源確保の上において、現在ございます公害関係の諸法規、水質汚濁防止法とか海洋汚染防止法とか、そういうようなものを厳正に適用しながら、沿岸海域の漁場環境の保全につとめ、優良漁場の確保をしていく、そのことによって初めて水産問題の大前提がつくられると思つておる。そしてその後に、従来考へられておるこの漁業の生産基盤ともいふべき漁場の造成、改良、栽培漁業の展開というように水産資源の維持増大をしていく、また漁港の計画的な整備も行なつていく、お話にもございました流通加工施設の整備もしていくというように、安心して漁業に従事できるような、そういう状況ができてくると思つておる。もとより、沖合や遠洋海域の国際規制の問題とか、あるいは領海や漁業水域に対する一方的な拡大の問題、そういう国際的な問題などもございますし、また、現在の労働力不足の問題というように、また、現在の労働力不足の問題は、何と云つても環境を保全して、そして水産資源の維持増大というものを考へていくのが適切ではないか、かように思つておる。

○柴田(健)委員 先ほど、一つの構想、理念というものを大臣にお尋ねしたのでありますが、どうも抽象論的で、よくわからない。大臣は何もかもみなわかつておられない。農林行政だけが農林省ではありませぬ。ところが、近ごろ、農民や漁民の立場からいふと、農林省というところは何をやるどころだ、農政と云つて、何でもかんでもノーにしてしまふんだらう、こういう見方、そういう意見を聞くことがあるのです。御承知のように、日本列島は災害列島だ、こういう。いままでは、風害や水害や、はたまた雪害、火災だとか地震だとかいうことがあまりにも多いので、日本列島は災害列島だ。ところが、災害も減つていない、依然として災害は起きておる。その上に公害というものがふえてきた。公害で大気汚染だとか、土壌汚染だ、海洋汚染だといつて、いろいろな面でこれに加えて公害列島だ、いまや日本は災害列島の上に

プラス公害列島だ、こういうことになつておる。そういう中から、自然を相手に仕事を第一産業の立場からいふと、そういう方々は非常に不幸であるし、何と云ふ不幸なめぐり合わせか、こういう半ば宿命的——まあ宿命論で片づけられる現象から来る災害、同時にまた人為的から来る災害、この点について、やはりそこに政治というものが要する。政治によつてできる限り解決していくということではなかならない。

ところが、いまみんなが公害公害と言ふものだから、日本にはどんな種類——公害の字を変えたかどうかという意見がある。何もかもみな公害の字を使わなくても、もう少し変えたらどうか、もつと国民にわかるように。公害というものは、役所が出すわけじゃないし、都道府県、各市町村が出すわけじゃない、それぞれの企業なりあらゆる産業から出てくるわけですから、公害の字を使ふな、こういう意見もあるわけですね。この点について、公害の字を使ふからやこしくなるといふことになり、それはまあここのあやであつて、私たちは、いま日本の公害というものは、食品公害もある、薬品公害もある、産業公害、中を分析すれば幾らでもある。物価公害だとか交通公害だとか、商社の公害——いま商社公害といふことがあつた。商社の公害だとか、汚職公害がある。ごみ公害だとかギャンブル公害だとか、これらを生み出しておるのはいかにいふと、やはり政治ではなからうか。それを解決しないと、だんだんと発展して政治公害だといわれるようになってくる。政治公害といふことばを使われると、もう政治に対して国民は不信を持つということになつてくるのではなからうか、こういう心配がある。まあ一昨日水産庁が発表したあのP.C.B.の八つの地域の問題でも、あの関係住民の皆さんはもちろん、漁民の皆さんも消費者の皆さんも、何を食つたらいいんだ、これから何を食つたらいいんだらう、こういう気持ちになつておる。そういうことを考へたときに、人間の生活で一

番大事なのは衣食住である。この衣食住がこわされたら、もはや人間は生きる希望というようなものだんだんなくなってくる。この連鎖反応を起こしてやる。連鎖反応を起こすという事は、いよいよへきへきになる。人間の一番大事なのは衣食住、これは昔から衣食住である。ところが、日本の場合は、いまごろは衣食住とはいわない、住食衣といわれておる。住むところが高から住になつた。昔は、住むところが安く、着るものが高かつた。だから昔の人間は、破れたのでもばいばい捨てずに、みなお年寄りがつくろいをして、たびでも何でもつくろいをしてはいてゐる。着るもの、衣類が高かつた。それで衣食住、食べるものがまん中に入つてゐる。ところが、いまは逆になつて、住食衣になつてゐる。ところが、いまは消費経済をうたつて、消費は美德なりという事で、物を大事にしない。みな投げてしまふものだから、海がよごれる、川がよごれる。あたりまえだ。みんなして海や川をよごしてゐる。これはやはり産業を發展させる、物質文明を發展させるという中で精神的な面を忘れておる。精神文明というものを破壊した、こういうわけておる。それから、物を大事にしない。そういう施策を進めたところ、今日の公害も結びついておる。連鎖反応だ。何でもそこらじゅう捨てればいいのだ、物を大事にしない、大切にしないという考えがある。これが消費経済、高度経済政策の一つの後遺症としていまや残つておる。こういう点をお互いに考えなければならぬと私は思うのです。そういう面から私はもう少し公害問題は謙虚に反省をして取り組んでいかないとけない、こう思ふのです。基本的にどうあるべきかという公害問題の取り組み姿勢というものがなければならぬ。先ほど馬場君の質問を聞いておると、答弁者は、環境庁も厚生省も農林省も通産省もばらばらばらばらになる原因は何だろうか、これはセクトだろうか、エゴだろうか、これが日本の官僚機構

の一つの欠陥だろうかとかわれわれも反省をさせられた。総理や党の皆さんがもう少しそういう矛盾をいろいろなやろうとしてほしい。その壁はどこから生まれておるのかという事を謙虚に反省をしてみたい。ここで皆さんと私が論議をしても公害問題は解決しないという気がする。それから、人間が起したのだから、人間で処理できないことはないと思ふ。そういう姿勢でやってみようか、そういう考え方に立つて、これからの公害問題を論議する中で、質疑をかわす中で、お互いに誠意をもつて、こうあるべきではなからうか、こうすべきではなからうかという、一歩でも二歩でも前進をするような答弁がなければ私はいかぬと思ふ。皆さんの答弁を聞いておると、その場限り何とかして逃げていこうという皆さんの答弁の技術は、答弁技術かどうか知りませんが、どうして逃げるかという逃げの手の答弁ではないかと思ふ。もっとまじめに答弁をこれからお願いしたいということ、前段のほうでいろいろ申し上げた。

まず、厚生省見えてゐると思ひますが、水産庁の昨日の発表で、PCBの汚染地域、要するに危険地域、許容基準量をオーバーした地域ということで八つの地域を発表されました。私たちが疑問を持つ点が幾つかあるわけでありまして、それらを説明する意味でお答えを願ひたいと思ふのです。が、水産庁から書類をもらつておる。「昭和四十七年十二月末に発表した全国百十水域についてのPCB汚染実態調査の結果を勘案して、」こういう「勘案」ということばを使つておる。「汚染の進んでゐると認められる沿岸および河川の十四水域について」それから百十の水域を勘案して抽出してこのことと拾ひ上げて十四、要するに、汚染度の高い地域はここらうという事で、多少科学的な根拠をもつて抽出したんだらうと思ひますが、この十四の地域において、四十八年二月から平均二百検体の魚介類及び水質、底質調査を行なつた。十四を重点的に調べた。ちよつと飛ばしますが、「魚介類については前記の十四水域について二千二百七十三検体を調査した。このうち海産魚介類一千六百七十七検体中三PPMを超えるものは九十八検体(六%)であり、淡水産魚介類五百九十六検体中三PPMを超えるものは五十五検体(九%)であつた。」こういうことを書いてあるのですが、「十四水域のうち東京湾、四日市地先、水俣湾水域、日和佐港水域では全て三PPM以下であつた。」この点について、八つというものは絶対自信をもつて発表されたのだと思ひますが、残りの六つについてはなかつた。どうも東京湾がきれいな水と思ひないし、四日市がそうと思ひないし、これはもう完全に白か、まだまだ灰色で疑問があるのか、この点について水産庁の見解を述べてもらいたいと思ひます。

○荒勝政府委員 今回調べましたのは、先ほど御指摘がありましたように、十二月の百十水域のうちの非常に汚染されておるというふうに見ました十四水域について調べましたところ、御指摘のように、十四水域のうち四水域は、一応調査したところ、三PPM以下の数字だけの結果が出たわけでございます。この三PPMというのは、御承知のように、厚生省でおきめになられております基準値でございます。今回の発表では、この四地域がいわゆる一応検出されなかつたという報告であります。私たちがいたしましては、PCB関係の調査につきましては、さらに今後も定期的に検査をするという姿勢でありまして、なお今後この十四水域は少なくとも一度、もう一度というか、次の調査におきまして引き続き検査は実施してまいりたいというふうに考へておる次第でございます。その結果によりましては、場合によりましてはあるいは三PPM以上のものが出るかも知れませんし、出ないかも知れません。それは調査の継続の結果を待つてわれわれとしては公表したい、こういうふうな考へております。

○柴田(健)委員 「百十の水域について」文章がおかしいですね。「実態調査の結果を勘案して、」というのはどういうのですか。続けて百十をまだ調査するという道は残されてゐるのですか。

○荒勝政府委員 昨年発表いたしました百十水域につきまして、その後環境庁を中心としたしまして関係各省技術者の間でしばしば打ち合わせをいたしまして、十四水域が非常に汚染が進んでおる、濃度が濃いというので、この十四水域を各省間で協議の上きめた、農林省の水産庁だけで単独で決めたのではなくて、環境庁を中心に各省の技術者の集まりで十四水域をきめたのでございまして、なお今後のいろいろな情報の過程で、あるいは各種調査機関の調査の結果、汚染されている水域が今後もあるいは可能性が出てくるかも知れませんし、そういった場合にはさらに追加すること必要でありますけれども、今回は十四水域についての調査を行ないました。しかし、必ずしもこれにこだわるものではない、こういうふうに御理解をお願いしたいと思います。

○柴田(健)委員 厚生省にお尋ねしたいのですが、この三PPMという許容基準、これが、ある学者に言わせると、医学的にまだあぶない。三PPMという基準で、これを依然としてとり続けるにあぶない。先ほど水産庁答弁をされておりましたが、動物性のたん白の摂取源というものはやはり五二%が魚介類だ、こゝにわけておられますが、日本人はどうも魚介類をとる。周囲が海であつたから、そういう関係で魚を食う民族になつてゐるのです。動物性たん白源の五二%もつてゐるという立場からいふと、三PPMというものは、一カ月に一回ずつ食べればよいことではないでしょうけれども、毎日連続して一定の量を食へば、三PPM以下でも危険性があるのではなからうか、医学的に専門家はこゝに言つておるのですが、厚生省はどうですか。医学的には影響はない、そういう自信を持つていまにこの三PPMの許容基準というものを守り続けておられるのか。将来あぶないという懸念がある、疑問がある、これは許容基準を引き上げなければならぬ、こういう考へがあるのか。

もう一つは、役所はたいい暫定ということば

を使うのです。暫定というのをよく使うのですが、この暫定ということばをこれも使っているのです。暫定というのは、十年間でも使えるし、一年でも使えるのですが、暫定的な許容基準というもので、何か自信がないのじゃないか。厚生省としても三P Mの基準をきめたが、暫定ということばを使う限りは、どうもまだまだ自信がない、疑問が残るという点がある、こういう判断に立って暫定ということばを使われておるのか。この点について厚生省見解をお聞きしたい。

○岡部説明員 お答え申し上げます。

P C Bの環境汚染並びに食品汚染というものが急にクローズアップされて、昨年の八月までに食品衛生調査会で行った検討をしたわけでございます。当時、食品衛生調査会では、その時点までで入手し得る限りの内外の研究結果を基礎にいたしまして、暫定的に一日の許容摂取量を体重一キログラム当たり一日五マイクログラムに押えるというために、当面の規制値をいたしまして、特に魚介類につきましてはその摂取量等々勘案いたしまして、内海、内湾につきましては三P Mという規制値をつくらなければならぬ、と、なお、この調査会の議論の中でも、さらにこの規制値が適正に確保されるならば、一般的には十分な安全性が見込まれておりますので、その安全性は確保される。しかしながら、妊産婦あるいは乳幼児、あるいは魚介類を多用いたします人々等につきましてはさらに検討を要するということで、食品衛生調査会におきましてさらに検討が実施されておる最中でございます。この結果を受けまして、必要に応じてこの食品中のP C Bの暫定的規制値につきましても再検討をするにいたしております。

○柴田(健)委員 全国平均でやられると、それはその三P Mでも、摂取量で——ところが日本の場合は、米のたくさんでるところは米をたくさん食べるし、米のできないところや、その他、豆類とかイモ類しかできないところは、イモをとる率が多い。それから大体日本の漁場というところ

は、耕地の少ないところに漁場があるわけですね。漁民がそこに住んでおる。そうすると、自然、魚でもよい食べようかというの、これは当然な歴史的な習慣だと思ふんですね。だから、そういう習慣の地域、そういうものを勘案せずして全国レベルで水準を出して、影響がないんだというのはいさかいなのであつて、いま答弁を聞いてみると、いずれ乳幼児や妊産婦や特に多く摂取する地域については再検討しなければならぬということですね。その再検討するという点についてどういう作業をしておられるのか、いつごろそういう方向が出るのか、その日程があれば聞かしてもらいたい。

○岡部説明員 現在、その摂取状況等勘案いたしまして、八県におきまして、おおむね五百人、したがって約四千八百人につきましてこの健康調査をやっております。この結果が現在集計中でございまして、これの集計、分析に取りかかっています。先ほど申し上げました食品衛生調査会において十分検討いたしまして、これの基準等について再検討をする予定にいたしております。

○柴田(健)委員 今年中には結論を出したいということでは作業をいたしております。

○岡部説明員 今年中には結論を出したいということでは作業をいたしております。

○柴田(健)委員 これだけいろいろな面で汚染をされて日本の漁業というものが発展するとは考えられないという、いまだちかちかといえは私たちは悲観的な見解を持っておるのですが、大臣どうですか。大臣の立場から見て、下から報告——まああなたが現地を見て、調査や、いろいろなまなまなましを声を聞く、そういういろいろな総合的な判断をして、悲観をすることはないという自信を持っておられるかどうか、ちよつと大臣の見解を聞きたいんですが……

○櫻内閣務大臣 今回のP C B汚染の精密調査をした結果を見て、こういう調査をしばしばやるべきである、そしてそのことによって公害問題に対応するなり、あるいは公害問題に対してより一そう細心の注意を払う、そういう空気を醸成したいと思ふ。

と思ふ。最近におけるいわゆる列島改造に伴う公害問題ということできびしい御批判をちょうだいしたのでありますが、これは実際上いへばそうでない、従来の高度成長に伴ういわゆるたれ流しの状況というものが、最近における公害問題に対する非常な国民的関心の中においてクローズアップされておるものと思ふのであります。そういう点で、こういうふうに関心もござつて公害に対する関心を持つ、また政府におきましても、環境庁発足以来真剣に取り組んでおるものでございまして、現にまだ公害のおそれのある工場あるいは汚染の地域、非常に多いと思ふ。しかし、最近における情勢は、少なくとも公害問題の打開のためには一歩も二歩も前進してきておられるのでございまして、その点を私どもとしては一そう今後積極的に進める方向で公害問題に取り組んでいきますならば、次第に公害に対する問題解決に向かうことができるのではないか、かように見ております。

○柴田(健)委員 水産庁のこの発表、この八水域の関係漁民その他住民はたいへん心配をし、それぞれ不安を持っておる理由というのはたくさんあるわけですが、しかし、この地域を自信を持って漁獲の禁止命令を出すというふうな、廃棄処分等を含めて行政指導的な立場で進めておられると思ふのですが、しかし、その中で私たちがびんとこないのは、たとえば、汚染をさせたという原因者がある、要するに企業がある、企業の責任というものはもう免れない、こういう受けとめ方を私たちがはするわけですが、そういうことがはつきりしておるのに、たとえば補償問題一つ取り上げてみても、この補償は自主的に交渉しなさい、地方公共団体を含めて地方でやりなさい、あとは知りませんぞ、こういう姿勢が私たちにどうも割り切れないんです。先ほど馬場君も言っておつたが、犯人は大体わかつておる。ただ、魚をとつてはならない、売つてはならない、廃棄処分しなさいという行政指導はするけれども、そこに私たちは割り切れないものを持つので、この点について、

水産庁も、当然のことでは私たちが疑問を持てない、あたりのことだ、こういう判断に立っておられるのか、この点を聞いておきたいのです。それから次は、魚介類が汚染されたということで、明確に科学的根拠がある、それから汚染水域を指定をする、もうそのことだけは明確になったところ、取り締まりをする法律、規則がないものだからどうにもならない、先ほど、時期を見て馬場君に答弁をしておられましたが、この法律や規則というものを早急に何とかしてつくりたいという、こういう意味深長な答弁をしておられたんですが、この法律や規則を早くつくらなければいかぬと思ふのです。つくるなら早く、問題がどんどん広がって、住民運動が起きてくるといふ姿勢ではなくて、後手に回らないように、先手先手回す、そういう姿勢でこの規則をつくっていく、法律をつくっていくという、そういうお考えがなければならぬ。この点についてもう少し明確にしておきたい、こう思ふのです。

それから、汚染率が二〇%未満のところは対象にしない理由、この点どうも私たちが割り切れない点なんです。それはなぜ二〇%未満は対象にしないのか、この点をもう一つ説明してもらいたいです。

この三つの点が疑問があるものだから——勇氣はある。八つの地域はもう勇氣をもって発表もし、禁止もし、指導もするという、そういう姿勢で出した、この勇氣はこれを私たちが高く評価をするのですが、あと続かなければどうにもならない。あと続けてその指導ができ、またそれを排除していく、そういうものがないといけない。しり切れトンボになつてしまふ。出さなければあつてはどうでもいいんだ、こういうことでは、水産庁の任務を果たしているとは思えない。この点、水産庁はどうですか。

○荒勝政府委員 今回のP C Bの調査並びにその発表につきまして、ただいま御指摘がありましたように、水産庁といたしましては、この発表はい

いけれども、今後どうするのだということが、私たちとしても考え方として取り扱いに非常に苦慮した次第でございます。結果的には、これが消費者のといえますか、国民の衛生あるいは健康上非常にいいことであつたと私は思っておりますが、ただ反面、これは漁業者には非常な不安と御心配あるいは生活的な問題にまで波及するという問題がありまして、この点につきましては、発表には踏み切つたものの、その辺のたゞいま御指摘のように、あとに続く手段といふか、行政手段が、現在の公害行政の全体の流れの中で試行錯誤的に今後進めていかざるを得ない現状について、私たちも非常に困つた次第でございます。この発表にあたりましては、やはり事前に約一カ月以上かけてまして関係都道府県の公害関係者あるいは副知事あるいは部長等とも折衝いたしまして、あくまで今回のこの発表にあたりまして、これは汚染源を十分ひとつ掌握の上、当該関係者の原因者負担の原則でやるようにすべきだ、こういうような指導をいたしたわけでございます。その結果、ある程度県におきましては、発生者であると思はれる方が当該魚をほとんど捕獲して、とられた魚を全量買い上げられて、コンクリートブロックの中にしまして、さらに埋めて、公害の汚染を拡散するのを防止するというような手段で、現在当該県におきましてはそういう形で進んでおります。

また、発表にあたりまして、非常に広範な、ふわつとした態度での発表では、はなはだ関係方面に迷惑をかけるだけだということで、A県のB地先というふうに、場所を非常に限定した、さらに、B地先のうちでも、スズキならスズキ、ボラならボラというふうに、その辺の魚全部が汚染されていゝという表現をとりませんで、三P P M以上の魚につきまして明確にしまして、少しでも不安の解消につとめまともに、問題点を的確に整理させていただいたつもりでおりますけれども、何せ最初の発表でもありまして、十分にその辺が関係者の間で御理解願えたかどうかにつきましては、私もまだ不安な点が残つておるわけでございます。

また、先ほど私の当委員会での説明が少し舌足らずで誤解を招きまして申しわけございませんでしたが、現在の水産関係の諸法規では、こういった公害魚、汚染された魚についての法律事項というものは何もない。何か適用できる条文はないものだろうかということで調べてみたのですが、規制をするような対象がない。たまたま、しいて政府部内できがし出せば、厚生省の食品衛生法しかなかったということでございますが、私たちがいたしましては、今後こういった汚染問題が大きくなる可能性もありますので、こういった漁業の水域についてのいわゆる漁獲規制措置につきまして、何らかの形で取り締まりができるような権限を与えられるよう、今後ほんとうに検討してまいりたい、こういうふうにしておる次第でございます。しかしまた、簡単に漁獲の禁止というだけの話でしたら、また話は簡単ではございますが、朝以来の御質問にありますが、禁止という取り締まりの措置を適用した場合の、そのときの放射的措置といふものを一体どうするんだ、漁民に非常に迷惑をかけた場合の対策をどうするんだというふうなことににつきまして、水産庁としましてはまだ明快な方針が確立してないということで、その辺につきましては今後ひとつほんとうに研究させていただきたい、こういうふうにしておる次第でございます。

厚生省のやつを借りてきてどうするかという点については、これはまことに不認識な話で、この点について十分検討していただいて、早急に処置できるように……。

それから、いま発表された中で問題になるのは、あなたはいま、加害者負担の原則だ、こう言われた。補償の問題については、加害者負担の原則。加害者がわからなかつたらどうするんだ。加害者がわからなかつたら、無過失賠償責任という形で国がそれらのめんどうを見るという、そういう判断に立つて出されておるのかどうか。加害者負担の原則は原則で守らしていくが、しかし、加害者がわからない、さっぱりわからない、そういう場合は、国の責任において無過失賠償法の適用をするんだ、そういう考えがあるのかどうか、お答え願いたい。

○荒勝政府委員 まさに御指摘の点が政府部内でも非常に問題になっていゝ点でございます。原因者負担の原則といふことは、一言で言えば、それはそれなりに原因者がわかつておりますれば非常にはっきりした責任の追及ができるわけでありますが、問題は、やはり原因者がわからないというときに、それが直ちに反射的に国の負担になるのかどうかということにつきましての法律論的な議論構成なり、また実際の経費問題のあり方というふうなことが、まだ十分政府部内におきまして意見の統一といひますか、まさに議論百出の点でございます。そこをどういうふうに切り抜けていくといひますか、解決していくかということが、ただいまの議論の焦点でございます。

○柴田(健)委員 私は、水産庁としてどうとるかという、そういう考え。私は、いずれこういう問題は順次出てくると思うのです。ただ、いま八つの地域ですが、いずれまたどんどんふえる。減る可能性はない。大臣は、だんだん減るだろう、こういう見通しなんです。私は、減らないと思ひます。これはいずれ将来の結果論を見なければどうにもならぬですが、私はこの際、いま法案が出ておる積荷保険だとか、いろいろな保険制度を新

しい時限立法として出されているのですが、こういう公害において加害者がわからない、そういうところをただ知らぬ存ぜぬでほうっておく。国がほうっておけば、県も市町村もみんなほうっておく。困るのは漁民だけなんです。一方で漁業振興だといふて、漁港整備もやりましようと言つておいて、こういう問題が発展すると、先般漁港整備五カ年計画の国会の承認を当局が求められたけれども、もう漁港も何も要らぬじゃないか、漁船も要らぬ、われわれは漁業の意欲がなくなる、こういうことになってきてはたいへんなので、要するに、国において無過失賠償責任というものがとれないなら、別の方法で一つの補償保険制度を国全体でつくつたらどうか。これは都道府県、地方公共団体とも協力してそういうものを早急につくる必要がある。そしてみんなして助け合つていく、みんなして公害を起さないように努力するけれども、起きたらこうするのだという、そういうものが水産庁の構想の中に出てこなければならぬと私は思う。どうですか、水産庁。

○荒勝政府委員 ただいま御指摘のように、私たちが水産庁では水産庁なりに、この公害問題のあり方、特に漁業者がそれによって被害を受ける場合のあり方につきましてどう国が対処すべきかということにつきまして、内部で非常に議論中でございます。ただ私といたしまして、内部でも議論として、まだ非常に混然としておりまして、こういう方向での整理というふうな形にまだなつておりませんので、その点につきましては準備不十分な点もございますので、まだ本日ここで私からはっきりした御答弁ができないことにつきましては、はなはだ残念に思つておる次第でございます。

○柴田(健)委員 それでは、構想としてはだんだん煮詰めていきよるといふことは、そういう判断をしてよろしいか。

○荒勝政府委員 こういうふうな漁業につきましても、被害が最近非常に頻発してきています。少し話が横へ飛びまして失礼でございますが、あるいは昨年の赤潮、最近におきますタンカーの事故、あ

るはいくついった重金属あるいはPCBの汚染と
いったことで、それぞれ変わった形ではござい
ますが、いわゆる結果的には漁民が非常に被害を受
けるという問題について、単に私のほうではそれ
は知らない、関知しないという姿勢では、やはり
この問題はこの時点におきましては通らないとい
うふうに私たちも考えております。特に先ほど先
生も御指摘のように、公害問題は避けて通るわけ
にいかないということにつきましては、重々それ
につきましては私たちも考えておりまして、何ら
かの形でいよいよ今後の対策の必要性は認めて
おりますし、またその方向に向かって前進いたし
たい、こういうふうにご意見を伺っています。
○柴田(健)委員 長官は非常に熱心だからわれ
れは大きな期待を持っているわけですから、本気
でやってもらいたい、こう思います。漁民はそれ
を待っているわけですね。その点については、漁
船の積荷保険制度を出されたけれども、これもテ
ストとしてやられるのもけっこう、われわれは賛
成をするのですが、しかし、何としてもいろいろ
な問題で、公害を含めていろいろな災害が、いま
漁民に人為的な災害のほうが多いのです。自然的
な災害よりは人為的な災害が多い。それが原因不
明だといって逃げられる道がたくさんある。加害
者がわかっておりながら、原因不明だといって逃
げる。そういう人道的に許しては相ならぬような
ひきような企業家もいます。そういう人々が残
念ながらあるということは、われわれはもう一べ
ん人間の精神構造を変える運動をしなければなら
ぬのじゃないか、こういう気がいたします。
そういうことで、今度の八地域で加害者がわか
るかわからないかということ、その区域内にと
れだけの工場があるのか、これは通産省見えてお
ると思いますが、この八つの地域ごとに工場名を
言ってもらえばいいんだが、おそらく通産省は言
わないと私は思うのです。言わないことは尋ねな
いほうがいいので、工場数だけがわかっておれば
その報告をお願いいたします。どうですか。
○松村説明員 お答えいたします。

PCBの使用工場につきましては、大別しまし
て、PCBをつくっていた工場がございます。そ
れからPCBを使用いたしまして感圧紙をつくっ
ていた工場がございます。また、PCBを使いま
してコンデンサーなど電気製品をつくっていた工
場がございます。さらに、PCBを熱媒体として
使っていた工場があるわけがございます。この中
で、われわれといたしまして、PCBの問題が起
こりましてから、これらの工場の数をいいます
か、どういった工場がPCBを使っているかとい
うことを調査をいたしているわけがございます
が、最初に申し上げましたPCBをつくっていた
工場、メーカーがございます。あるいはPCBを
使って感圧紙をつくっていた、あるいはPCBを
使ってコンデンサーをつくっていた工場、これら
はほぼ把握できているわけがございますけれど
も、熱媒体としてPCBを使っていたという工
場は、全国に約二千軒くらいあるのではないかと
いうふうに考えられておりますが、これは熱媒体
でございまして、実はその全部の数を把握する
ということがきわめて技術的に困難でございま
す。それで私も、PCBを前につくっていた工
場に対して、これまでのPCBの出荷先とい
うものを過去にさかのぼって調査しろ、整理しろ
ということ指導いたしたわけがございしますが、
何ぶん昭和二十年代からつくっていたことでござ
いますので、完全な資料というところまではいっ
ていないわけがございます。それにいたしまして
も、約千二百程度の工場は把握できているわけが
ございます。
それで今回の問題につきましては、危険地域と
いいますか、指定された八水域というところにつ
いて、どういった工場がPCBを使用していたか
ということ調査をいたしたわけがございしますが、何ぶん
私どもの段階では、たとえば新潟県の関川水系と
いうようなお話でありまして、その水系別とい
うところまで私どもとして調査ができない状況で
ございまして、したがって、たとえば新潟県で
あれば新潟県の工場を、新潟県には使用工場が幾

つかある、どういう工場であるというデータを、
私どものほうで先ほど申し上げましたような手順
でつくりましたリスト、これを関係の県のほうに
御連絡をいたしてございまして、それによって県
のほうで、この工場は対象の水系に排水口を持っ
ている、あるいは持っているというところは、これ
は県が、水質汚濁防止法を施行してございま
す点から申しまして、最もそういうデータをお
持ちでございまして、そちらのほうで御検討い
ただく、こういうふうなことになるわけがござ
います。もちろん、私どももいたしてございま
す。今後そういう点について水産庁あるいは県のほ
うからの御要望がございました場合には、できる
限りの御協力させていただきます、こういうふ
うに考えております。
○柴田(健)委員 どうも通産省は、われわれ漁民
の立場からいって、加害者と同類のような感じで
す。早く責任を感じて、ただ地方公共団体に調査
を依頼するとか何とかいうのは、まことに御粗
末な話だと私は思うのです。それからこの被害
者の立場に立っている農林省、水産庁では大きな
迷惑です。水産庁から指導を受ける地方公共団体
では、これまた大きな迷惑をする。漁業団体もそ
うです。だから通産省は、年じゅう企業の内容に
立って企業の実態調査やいろいろな経営の内容、
製造品目の内容をつかんで、やはり一つの工
場の認可をするのでも、許可をおろすのでも、
通産省には具体的に製造品目なりすべてを報告し
なければ認可はおりないはずですよ。それがわか
らないというの、農林省に尋ねたらわからない、
県に問い合わせをするというならわかるのです
が、通産省に尋ねてもわからないというの、お粗
末な限りだと思えます。もう通産省は許可可事項
はやめて、どこかの省に移さないよ。許可可事
項を持たせたらたいへんなことをする。もうこれ
以上質問しませんが、いずれこの責任を感じてやっ
てもらいたいと思えます。
建設省の河川局、見えておると思うのですが、
環境庁と両方にお尋ねいたします。

建設省管轄、建設大臣管理の河川、この水質の
調査をする場合に、上流、中流、下流、この三つ
が大体原則の調査方針です。河口だけ、下流だけ
を調査するというのはないのですが、この三つ
の地点で水質調査が完了してございまして、この三
つ、この点をお尋ねしたいのです。
あわせて、環境庁も水質調査についてどうい
う具体的な指導や助言や協力をしておられるのか、御答
弁願います。
○太田説明員 ただいまの御質問でございま
す。実は昨年五月から十二月にかけて、環境
庁が中心になりまして、通産省、水産庁、建設省、
運輸省、厚生省等と連絡をとりまして、PCBに
関します一斉点検をやったわけがございまして。そ
の内容を申し上げますと、まず、PCB取り扱い
工場、これはたいてい通産省のほうから御報告が
ございまして、並びに下水処理場及び尿処理場、
それから工場近接水域、公共用水域、公共用水
域と申しますのは、いわゆる一級河川並びに重要
港湾、それを含みます。それと、いろいろな土壌
農作物、それから魚、それにつきまして、ただい
ま申し上げましたとおり昨年五月から十二月にか
けて一斉に調査をやったわけがございまして。
水質につきましては千八十四地点、底質、これ
はヘドロでございまして、千四百五十九地点を
千四百五十五地点、合計二千五百二十九地点を
やった次第でございまして。水質につきましてはい
ゆるPCBが検出された地点が二十地点ござ
いまして、ヘドロにつきましては申し上げま
す、いわゆる一〇〇PPM以上のヘドロが検出され
ましたのが二十八地点ございまして。水質の検出さ
れた地点につきましては、関連工場の排水溝の清
掃等につきましていゆる指導を行なった次第で
ございまして。それから底質につきましては、二次
汚染を起さないような形でしゅんせつ、封じ込
め等を実施されたわけがございまして。
魚につきましては、すでに議論の上、報告され
ておりますので、省かしていただきたいと思います。

す。

○関口説明員 ただいま環境庁のほうからお答えがございましたような総合的な調査の一環といたしまして、私のほうは一級河川のほうを分担したわけでございます。ただいま環境庁のほうから詳細御報告がございましたので、特に高濃度のPCBが検出された川としては大分川がございまして、それについては原因がはっきりいたしておりますので、しゅんせつをし、その土を工場内の敷地の中に、いま環境庁が御説明しましたように封じ込めるという措置をとらしていただいた、こういうような経緯がございまして。

そのほか一般的な河川の水質の調査につきましては、全般的に河川の調査の一環といたしまして、三十三年から一級河川につきまして調査を始め、四十八年現在では、百八水系につきまして約七百の地点について所要の水質の調査を行なっております。それらの成果につきましては、水質年表という形で公表いたしますと同時に、関係の各行政機関の行政運営の参考に供していただくために絶えずフィードバックを行なっております、これが現状でございます。

○柴田(健)委員 それなら建設大臣の管理の一級河川は完了しておるといふことですか。

○関口説明員 いま環境庁から御説明のございました調査結果に基づき高濃度のPCBが検出されたという川については調査を終わっております。そのほか、高濃度に至らぬでもPCBの検出された河川につきましては、四十八年度から定期的に、PCBを先ほど申しました水質調査の項目に取り入れまして、それらの調査を進めると同時に、環境庁をはじめ関係行政機関と御相談して今後の処理方針をかためてまいりたい、これが現在私どもの考えておるところでございます。

○柴田(健)委員 公害問題は一つの国民的な課題だ、こう私たちは判断をして、国民のほうも、また政府のほうも、みんながこれは取り組まなければならぬと思うのです。今後この公害問題は、一時的な問題でなくて、やはりいままでの堆積、蓄

積された、そういう累積からくる公害というのがいま問題になっておるようですけれども、まだまだこれからふえてくる、減らないという判断に立つわけでありますから、私は教育の場でもっと公害のおそろしき、きびしさというものを教育する必要があると思う。

文部省見えておると思うのだが、各学校でも交通規則についてはいろいろ指導なり、社会科で勉強させているのですが、公害問題についてもっと教育の場でも取り上げて真剣に国民に訴えていく、理解を求めていくという、そういうことをしなければならぬと思う。あわせて、公害大学くらい一つつくるくらい元気がなければならぬ、こう思うのですが、文部省、簡単にひとつ御答弁願います。

○別府説明員 お答え申し上げます。

児童生徒は将来社会人となってわが国の将来を背負う人々でございますので、こういった人々に対する公害問題についての知識を十分に持たせまた公害についての認識を十分身につけて社会に送り出すということは、学校教育においても非常に重要なことであるという認識をいたしております。従来から学校教育におきましてもこの問題は取り組んでまいりましたけれども、まだ取り組み方が十分でないという御指摘もあり、一昨年、小中学校の教育課程の基準になっております学習指導要領の一部を特に公害問題についてこれを充実強化するという立場から改正をし、各教育委員会を通じて学校に通知をいたしましたところでございます。具体的には、学校教育の中では社会科、理科、保健体育科あるいは道徳といったそれぞれの教科領域の中で公害問題を取り扱っておりますし、その基準は学習指導要領にきめておられますけれども、実際に教育課程を編成する場合には、地域や学校の特長事情、それぞれ地域の事情に応じた適切な素材をとらえて公害問題についての教育を現在行なわれているところでございますけれども、先生御指摘のような現在のような社会情勢を考えると、今後一そうこれらの点について

では指導を徹底するように考えていかなければならないと考えているわけでございます。文部省におきましても、各種の講習会あるいは会議等を通じて、また必要な資料等を通じて、従来十分な指導を尽くしてきたつもりでございますけれども、今後さらに一そう徹底するように努力いたしたいと考えております。

○柴田(健)委員 今度法案のほうに入りますが、漁船損害補償法で具体的に質問申し上げますから、一つ一つでなしにまとめて御答弁願いたいと思います。

漁船補償法の今度の改正点で、いろいろ保険に加入する対象漁船以外のものを加える。その中で給油船といたうのがありますが、今度は給油船を対象にするわけです。その給油船は、御承知のように給油船、油船といたうのは大体危険度が高い。危険度が高いのに、保険料率は同じような率で加入をさせるのか、この点が一点。

それから、人の船を借りていく用船者に組合員資格を与える、こうなっているのですが、あれは保険の契約期間が一カ年ですから、私が友人に半年貸した、その場合の問題をどうするのかということなんです。そこに疑問がある。

それから、そういう場合の船の大きさは従前どおりの基準で対象にするのか。

それから剰余金、今回の改正法案で三十五億も交付金という形で事業財源に充当するわけですが、剰余金がたくさん出る。結局保険料率が高いという気もするわけですが、この点についての見解を聞きたい。

それから、三十五億円、及び四十二年に十二億円出しているのですが、この十二億円が年間九千万余りの金が入る。その九千万余りの金でいろいろな施設の補助を出している。今度三十五億、十二億プラス三十五億ですから四十七億になるのですが、相当の財源ができる。この財源でいままでの施設補助をふやしていく。たとえば災害防止の一端になっておる消防施設のほうにも補助の対象にする、事業の対象にするという考え方

にならないものであろうか。

これらの点をひとつ一括御答弁願いたいと思います。

○荒勝政府委員 まず第一点の給油船の料率の点でございますが、これにつきましては、一応とりあえず現行の漁業種類の中でも比較的高い区分の料率を適用したい、こういうふうな考えております。と申しますのは、給油船でございますので、万が一火災というふうなこともあり得べきことなにもあらずというふうな考え方もありまして、高いほうの料率で実行したい。引き受けの実績を見た上で、必要があればまた別個の料率を設けてまいらうというふうな考えておる次第でございます。

それから次に、新しく今回法律改正が成立いたしますと用船者も組合員になれるというふうにいたしましたというところでございますが、いまの御指摘のように、用船者が短期だけ、船を三カ月くらい借りるなら借りてくる、あとの分は一体どうなるのかという御指摘だと思いますが、用船者が入ります場合には、保険料は一応当該船については一年分さしあたり加入していただく。

(委員長退席、山崎(平)委員長代理着席)

その用船者の用船期限が一年間ありますればそのままでいいのでありますが、用船期限が途中で切れる、三カ月なら三カ月で切れるということでもまたその船を所有者に戻す、あるいは次の用船者が前の用船者から借りるという場合がございまして、そういったときには、その当該保険関係を継承することができるとなっておりますので、当事者間の話し合いによりまして、前の用船者は承継人から多く払った過払い分の保険料を返してもらいたいというふうな当事者間で話し合いがつくようにいたしたいというふうな考えております。

それから、先ほどの剰余金の問題でございますが、今回の法律が成立いたしますと、三十五億円を特別会計から漁船保険中央会に交付することになるものでありますが、これはさらに前の十二億と合わせまして四十七億円のファンドができるという

うことでございますが、われわれといたしましては、これを基礎に、漁船保険関係者の間にこの使途について十分に意向に沿って適正な使用ができるようにいろいろと考えているわけでございまして。特にただいま御指摘のような、消防施設にも回せということでございますが、消防設備と申しますと、大体消防艇といいますが、船になるのであります。これは非常に趣旨は合つてございまして、金額が相当張るということでありまして、財源的にもわれわれといたしましては、今後検討させていただきますが、現在のところ、少し財源的にむずかしいのじやなからうか、こういうふうにご意見を次第でございまして。

○柴田(健)委員 時間がないから先へ進みますが、今度新しく漁船積荷保険臨時措置法案が提案されたのですが、これは時限立法で、聞くところによれば、五カ年くらいだ、こういうのです。この時限立法五カ年というのはあまりにも役所的で、マンマンデーというかスローで、ほんとうに必要性があるという考え方に立つてこの臨時措置法案を出してきたのか、それは急ぎ過ぎて失敗をしては取り返しがつかないこともある。けれども、五カ年というのはいくらにも長過ぎるので、三カ年くらいの時限立法措置で本物にしていく、三カ年間でやっていくというくらいな熱意がなければならぬと思うのですが、この点の見解を聞きたい。それから次に、将来三年でも五年でもたつて本物になった時分に単独の立法措置にしてしまふのか、漁船の損害補償法のほうへ入れてしまふのか、この点を聞いておきたいのです。漁船損害補償法のほうに組み入れるのか、依然として漁船積荷保険法として独立させていくのか、この点を聞いておきたい。今度積荷については、出港時と帰港時、出港の時分には、何日間乗るんだからどんなものを持つていくか大体わかる。漁をして、今度は帰る時分にはそれが確認するの。無線があるから、無線で何トン漁獲をやりましたという報告で、無線の報告だけをたよりにこの確認をする

のかという、帰港時における確認の方法がむずかしいんではなからうかという気がするものであります。この点と、それから、積荷に対しては要するに任意申告制、問題は、任意で申告者がかつてに数字を報告するという、かつてと言つてはおかしいのですが、そういう任意申告制を尊重するといふたてまえをとるのか、将来この保険に任意加入するの、強制加入に踏み切るのか、この点を聞きたい。

それから、今年度予算措置で始まるのですから、初年度の加入目標数をどの程度に置いてテストとしてやるのか、どの程度の加入目標を持つておるのか、その数量。

以上を点を一括御答弁願います。

○荒勝政府委員 私たちといたしまして、今回積荷保険につきましても法律としてお願いいたしまして、試験実施期間を五年というふうには置きたいと思つております。五年は長過ぎるではないかという御指摘でございますが、今回の積荷保険が初めてであるということ、漁業の態様が非常に複雑でありますし、また、従来得られなかった知見もこの五年間に得たい、こういう知見もいろいろ実績を積み上げていきたいということでありまして、やはり本格実施のためには五年くらいは最低の期限が要るのではなからうかというふうにご意見を次第でございまして。最近、ほかの非常にもむずかしいという保険制度につきましても法律として試験実施をした例もございまして、それともやはり五年くらいは期間を設けるように聞いておられて、五年というふうには私たちとしては考えておる次第でございまして。

それから、本格実施の際には積荷保険は漁船保険に加入するかどうかという御指摘でございますが、これにつきましても、私たちがいたしましては、その結果を十分検討いたしまして、その知見をもとに本格実施というところでいたしてまいりたいと思ひますが、やはりこの法体系としては非常になじんでおりますので、でき得れば一緒にするもの一つのご意見かと思ひますが、こういった

実験をこれから五年間やってみないと、ほんとうのことが、必要な資料もとり得ませんので、今後それらについて全然新しい新法でやってみようか、それとも再保険制度のあり方等につきましても再検討させていただきます、こういうふうにご意見を次第でございまして。

それから次に、積荷の問題でございますが、出港時や帰港時の積荷の確認はどうするんだということでございますが、私たちがいたしまして、出港時には、大体御存じのように燃料とかえきにつかましては、出港時の積載量からいろいろすぐわかるわけでございますが、帰港時のいわゆる漁獲物の点でございますが、漁船に積載した漁獲物の価格につきましては、漁船から陸上あてに、現在のこの無線の非常に発達した現代におきまして、毎日操業日誌の関係から漁獲量の報告電報が入つておりまして、マグロが何トンとか、ほかの魚がきょうは何トンふえたというふうなことで、それに魚個別の市場におきます単価を乗じて算定いたしました、おむね私たちがいたしましては十分に把握できるのではないかとこのように考えておる次第でございます。また、今回さしあたり適用いたしましてこの積荷保険の実施業種も、比較的漁業者としては訓練を経た業種が多い関係もありまして、十分にこの辺の資料は掌握できるといふふうにご意見を次第でございまして。

それから次に、積荷保険は任意保険か、あるいは強制加入かという御質問でございますが、私たちがいたしましては、これは今回の試験実施といたしましては任意加入制のたてまえをとつてまいりたい、こういうふうにご意見を次第でございまして。本格実施の際にはまたこれは別のことになつてまいれると思ひますが、今回は任意加入制ということでございます。

それから、積荷保険の初年度の加入目標数はどうかということでございますが、これにつきましましては、私たちの考え方、今回の初年度の加入計画といたしまして、これはあくまで予算上の算定でございますが、マグロはえなわ、カツオ一本釣

り、中型サケ、マス流し、それから遠洋底びき漁業、それから北洋はえなわ、刺し網、沖合い底びき網及び大、中型まき網漁業等の漁業種類を一応対象にしておりまして、当面、私たちの見解では八百二十九隻、これは予算上の隻数でございますが、そういうふうにご意見を次第でございまして。別に予算だからこれでございまして、う気は毛頭ございませぬので、任意加入でございまして、入る気はないとおっしゃれば、なるべく奨励はいたしますけれども、やむを得ないと思ひますし、また、もつと入りたいという方が出てこられればわれわれとしては非常に賛成ということ、そういうふうにご意見を次第でございまして。

○柴田(健)委員 今度水協法ではやはり信用事業の改正なんです、この前の農協法、要するに金融四法でやつた農協のほうは、御承知のように預金高が八兆円もある。ところが漁協のほうは、いまこの預金高を見ると約四千億円で、これは話にならぬ。農協と漁協との預金高はもうたいへん差が開きがあるわけです。それから、年間の漁獲高が大体一兆円だ、こういわれている。その中で漁協の水揚げが大体六千億、それから大手の大漁業とか日水だとか、大手企業の要するに民間企業であつては水揚げが大体四千億、四、六だといわれている。そういう形の中でこの漁協に四千億で、全国二千二百六十六組合で、この中で預金が高ふえる漁協というのはいくらも少なくなつてきたんじゃないか。先ほど申し上げたように、公害問題で毎日毎日役員が走り回らなければならぬという実態の中で、ほんとうに力を入れて漁協に精力が集中できるだろうか、こういう心配がある。今後この預金高が高ふるかどうかが私は疑問だ。農協のほうには、土地を売つたら土地代金が入る、農業外所得といういろんな形で預金が高ふえる要素がある。漁協のほうは、どうも見ると、購買事業なりその他の事業でそう入るといふことはいえないのですが、これからの漁協の育成、ただ合併論が出て、合併だけさせたらいいんだ、小さ

○荒勝政府委員 私といしまして今回水産庁としてこういう公害問題についての独自の調査結果の発表という形は初めての経験でございます、

今回の発表の経緯を反省いたしましたして、今度の第二回目、第三回目等の発表のしるりにつきましては、私は私なりに反省をされている次第でございませう。場合によりましては、調査結果がわかり次第、県別に逐次発表していく、県ごとに発表されるという方法も一つの御意見かとも思いますが、今回は私といたしましては、やはり最初の発表であつたという観点もありまして、極力私自身がある程度まとめた責任者ということもありまして、中央で統一発表するために、若干の県についてはございませう。この点につきまして約一カ月前後あつたということにつきましては、この席におきまして反省いたしたい、こういうふうには思っております。

○中川(利)委員 最初の発表であつたが、あの発表であつたが、国民の健康に被害があるということとがわかつていながら、これを黙つてきたということについては、いまあなたは反省していると言ふから、これ以上詰めませんけれども、たいへん遺憾だと思ふ。

そこで、先ほど大臣は、こういう調査はしばしばやるべきだ、そして公害対策を強めるべきだ、そう言ひながら、一方では発表をおくらせてみたり、汚染の漁獲量や流通を全く調べておられない、こういうのは先ほどの大臣の方向と全く違ふと思ひますが、大臣、どう思ひますか。

○農林水産大臣 たいいま水産庁長官が答えをしておるとおりでございまして、この発表が中央における統一発表ということでも御批判をちょうだいしておるわけでございませうが、しかし、それぞれの県におきまして、この検査の状況というものはそのときに十分県当局が承知もしておりますし、またそれに対応してこれらの汚染について対策を立てなければならぬというふうなことも当然あわせ行なつておつたものと私は推察をしておるのでございませう。ただ、もし私の推察が違ふといたしますればまことに申しわけないございませうが、その辺についてはたいいま長官から

お答えをしており、長官自身も反省をしておるといふことでございませうので、御了承いただきたいと思ひます。

で、私といたしましては、先ほど来お答えを申し上げておるとおり、この種の精密調査は繰り返して行ない、また、それが今回の結果のように汚染のきびしいところがありますれば、漁獲の中止を命ずるなり、またそのほかの具体的な施策をとつていくということとは当然なことだと思ひます。

○中川(利)委員 次は、発生源を明らかにすることについてお伺いしますが、PCBは自然の産物じやありません。発生源は企業であることが明白であります。それをここに明らかにすることが、これは、今後の対策を立てるための不可欠の要件だと思ひますが、水産庁は今度の調査でも、新聞の発表によりますと、七、八割方の調査を完了し何カ所かは犯人の目星がついてゐる、こういうことが新聞に出ておるわけですが、それなのに荒勝長官は、発生源については精密調査の目的からはずれてゐるので現段階での発表はごかんべん願ひたい、こういうことを私、新聞で、あなたの談話として拝見したわけですが、あなたはそう言つた事実があるかどうか、お伺いします。

○荒勝政府委員 今回の発表に際しまして、私のほうですべての手持ちの資料を簡潔に整理いたしまして新聞に発表させていただいておりまして、数字等につきましてはさきにも修正したり訂正したりといふことはございませう。

ただ、今回の二月、三月の調査の段階におきまして、あくまで魚類の汚染状況の実態調査ということで、約二千数百体の魚類の汚染状況の調査に全力を尽くしまして、調査の時点におきまして、調査方法の中に、工場、いわゆる原因者を追及するといふ手法というか方法論は初めからとっておりませんで、十四水域についての汚染状況を徹底的に調査したいというのが当初の調査目的でございまして、その方法論に従ひまして、今回の発表に際しまして、汚染源といひますか、原因者につきましては私のほうは十分究明しております。

せんで、これは発表しなかつた次第でございませう。

なお、調査方法の一段でございませうが、これも朝からの議論でもございませうが、私のほうといたしまして、その汚染源についての工場の中まで立ち入つての調査権限というものは今回の調査の場合には付与されていなかったといふことで、今後の調査にあたりましては、おむね被害地帯といひますものも大体わかりましたので、今後通産省とも協力して、その問題を明確にいたしたい、こういうふうな考えでいる次第でございませう。

○中川(利)委員 長官、聞いたことだけ答えてください。よいいなことは要りませんから。私が聞いたのは、発生源については精密調査の目的からはずれるので現段階での発表はごかんべん願ひたいと、あなたはこういうことを言つた事実があるかどうかといふことを聞いてゐるのです。あるならある、ないならないでけつこうです。

○荒勝政府委員 記者席の質問の段階で、汚染者についての質問がございました。これについては、私のほうとしては常識的には何となく七、八割ぐらひはわかつてゐるけれども、調査時点ですういふ調査方法をとつていなかつたから発表することについてはごかんべん願ひたい、こういう答弁をいたしております。

○中川(利)委員 精密調査の目的ですが、汚染をなぜ調査するのかといへば、住民の不安を解消する、汚染源を究明する、そのための精密調査ではありませうか。

○荒勝政府委員 汚染源の前に、私のほうとしては、汚染された魚体の状況の掌握に今回は調査の全力を注いだといふことでございませう。

○中川(利)委員 それならば、七、八割方わかつてゐても、わざわざ発表しないといふことですか。当然、国民の不安にいま答えるといふのが、水産庁長官の態度じやないですか。

○荒勝政府委員 先ほど申し上げましたように、常識として知つておるのでありまして、特にそのための行政機関を動員しての調査ではなかつたと

いうふうな御理解願ひたいと思ひます。

○中川(利)委員 いま重大な発言をされましたが、発生源の企業を常識として知つておつたが、それが目的でないから言えない、こういうことですね。しかし、今日、PCB、この魚介類の汚染をもたらし張本人がそれら企業であるといふことは明らかです。そういう状態にかかわらず、それを言えないといふことは、一体どういうことですか。

もっと詳しく言えば、あなたは今回、水産庁長官の名前で、六月四日、各知事あてに、PCB汚染魚介類にかかわる生産地対策、そういう文書を出してありますが、これには、原因者負担の原則によつてその解決がはかれるよう、あつせん及び指導にとめるものとする、そういうことですね。そうしますと、どういうことですか。原因者負担によつてやれといひながら、その原因者をあなたは明らかにしないといふのは、どうして具体的に解決する手だてになるのですか。

○荒勝政府委員 今回の調査で――私といたしましては一べん、二べん、三べんと、逐次今後定期的に調査を進めてまいりたいと思つております。十二月の調査のときには非常に概算であつた。今度の調査で、汚染地帯と思はれるところの魚体を徹底的に追求するといふのが第二回の目的でございまして、これでおおむね私といたしましては、なおまだ不備な点は多々あるかと思ひますが、ある程度、汚染地域といひますか汚染水域は確認し得たのではないかと思ひます。

この汚染水域を前提といたしまして、都道府県と先ほど申し上げたように折衝したのは、この汚染水域について都道府県知事としてひとつ原因者負担の原則で問題を処理していただきたいといふことを私のほうから強く要望したのが、いろいろなことで多少時間手間とつた、こういうふうな御理解願ひたいと思ひます。

なおまた、汚染源につきまして、今回の調査の過程でも何となく複合汚染といひますか、どういふわけでこの辺で汚染が出ておるのかにつきまし

でもう一つ明確でないところもありますし、また一部の地区につきましては、非常に不特定多数の企業もこれに介在しているというふうにも判断されましたので、今回そういう意味で工場名の発表は差し控えていただいた、こういうふうにご理解願いたいと思います。

○中川(利)委員 何回も言うけれども、聞いたことだけに答えてください。

そうすると、お伺いしますが、ある程度わかっている発生源を明らかにすることが精密調査の目的からはずれるというのは、どういふわけですか。

○荒勝政府委員 精密調査の過程で初めてその汚染状況がはつきりしてきたのでありまして、初めの昨年の調査では、全国百十カ所近くで調査したのですけれども、非常にやみくもの調査で、やみくもという失礼でございますが、十分な正確性を期し得なかつたのでありますが、今回の調査では、ある程度魚体汚染状況が明確にできました。御存じのように、十四水域のうち、これも今後さらに継続いたしますが、四水域ほどは一応三P M以上の魚体を発見することができまわんで、汚染地帯としては十水域というふうな中間発表というか、発表をさせていただいたようないきさつになっております。

○中川(利)委員 何回聞いてもあなたは要領を得ない。ナマズをつかむみたいですね。

そうすると、あなたは、通達というか、文書で各知事あてに、原因者負担の原則によって解決せよといっている、その原因者を明らかにしないでどうして解決できるのですか。その間漁民はどうすればいいんですか。

○荒勝政府委員 したがって、私といたしましては、各都道府県と十分な連絡をとりまして、十分に原因者負担という原則で関係方面と交渉せられたしということ、農林省といたしましては指導したいきさつでございます。

○中川(利)委員 あなたの責任は一体どうなるのですか。かつてにやって県が関係者と話し合いたいだろう、県と原因者と話し合えということでは

が、まず原因者を明らかにしなければいけないでしょう。それをなぜあなたのほうで言えないのですか。県と原因者と話し合いたいではないか。だったら、水産庁も農林省も要らないじゃないか、どうですか。

○荒勝政府委員 先ほど申し上げましたように、今回の調査目的が原因者自身を調査するのが目的じゃなかったということが第一点。それから、原因者につきましては、複合汚染といいますが、原因者につきましても今回の調査だけでは明確にすることがおそろしく不可能であつたような結果になつております。第二点。さらに、知事のほうにならねばと、原因者が明確になつてわかつておられる県と、原因者も十分把握されてない県もありまして、その辺の統一もありましたので、私のほうとしては、調査目的自身が当初からはつきりしてなかつたという点と、それから事実上の水産庁のみでは、先ほど申し上げましたように、工場まで立ち入り調査するだけの権限を今回持ち得なかつたということが、やはり私としては発表に踏み切ることができなかった一つの大きな理由ではなからうか、こう思っております。

○中川(利)委員 何回もやりとりするのはばからしいのですけれども、あなたは発生原因者の責任でこれを解決しなければならぬ、こういうことを言っておるのですが、その発生原因者を明らかにしない、どうして——県がつかつてにやりなさいということですか、漁民がかつてにさがしてその原因者をつかみなさいということですか、結果としてそういうことにならざるを得ないでしょう。そういう政治姿勢というか、これこそが問題だということじゃないでしょうか。参考までに申しますけれども、朝日新聞のきょうの社説「PCB汚染魚調査の重大な欠陥」の中でどう書いてあるかという、「いちはいけなさいのは、汚染源を発表しなかつたことである。七、八割はわかっているという。漁民は、道楽で魚をとっているのではない。汚染源と生活補償問題をあいまいにしたまま、漁民にだけ一方的な自主規制を要求して

も、それは行政としては、ナンセンスとしかいえない。水俣病をひろげたのもそのためだ、こう書いてある。水俣病を広げたのもそのためなんだ。こういう重大な問題なのに、それが目的でなかつたからといって、しかも自分では七、八割はつかんでいながら発表もしないで、漁民がかつてにさがしなさい、県や地方公共団体がその原因者をさがして交渉をしないでは、行政官庁としてのあなたの最高責任のあり方、立場としてそれがつとまりますか。

○荒勝政府委員 私は私なりに十二月就任以来この調査を担当してきたのでありますが、最初にこの問題に取り組んだときに、そこまで十分に調査方法について整理しなかつたのは私の責任かも知れませんが、少なくとも四カ月ないし五カ月かかって調査、整理、発表までの間におきまして、工場の調査というところは調査目的に当初から入つてなかつたということにつきましては、やはり私なりに自信のないことまで発表するわけにはいかなかつたということだけは御了承願いたいと思ひます。

○中川(利)委員 いま私はしつとでも新聞発表でわかっていることは、たとえば福井県の敦賀湾は東洋紡だ、山口県は同じく東洋紡だ、兵庫県の場合は鐘化あるいは三菱製紙、こういうことが明らかになつてゐるのです。水産庁は国民がみなわかつたあとから発表するのですか。

○荒勝政府委員 私といたしましては、今後の調査の過程で、私のほうの能力がありますれば、そこまで速及いたしますが、問題を追及してまいりたいと思つておりますが、この調査につきましては、やはり水産庁という立場の調査では、企業の所管官庁と十分あらかじめ協力して調査しないことには困難じゃないかということが今回の調査ではつきりしたのでありまして、今後の調査につきましては、あらかじめ十分に調査方法論の段階におきまして、その問題を究明すべく努力してまいりたいと思つております。

○中川(利)委員 いま私、聞いたのは、われわれ

できえもわかつておるのです。いま次々各県が発表するでしょう。あなたのほうで発表するのは、全部終わつてから水産庁が発表する、こういう水産行政というものをあなたが進めていることについて何ら反省も考慮もしていないことを私は言いたい。

そこで、こういう姿勢について、たとえばきのうの新聞の寸評があります、讀賣の夕刊の「よみうり寸評」では、「汚染源は、あいまいにされてゐるが工場である。経済成長を至上命題とし、公害と戦わぬ。政府や政治が、日本の海や近海を、工場の下水こうにしてゐる張本人である。」だから、そういうしりを受けたいためにも、また第三、第四の水俣病を出さないためにも、わかつてゐるものだけでもすぐそれを公表する。すでに福井県で発表してゐるものさへもあなたのほうでは発表していない、山口で発表してゐるものでさえもあなたのほうでは発表していない、そういう政治姿勢は一体どうなんだということです。農林大臣、どういふことですか。

○櫻内閣内務大臣 先ほどから長官から繰り返しお答えを申し上げておりますように、いわば被害実態というものを明らかにしよう、そういう調査目的によつて行なつたその結果をすなおに発表をいたしておるわけでありまして、御質問のように、その実態を明らかにするとともに、原因者を明白にするということ、これは可能であればそれにこしたことはないと思つております。しかし、これも長官からお答えを申し上げておるうちに、そういう発表をする上におきましては、環境問題の主管庁である環境庁、あるいは発生源と推定される工場の関係からすれば通産省、そして水産庁等の総合調査班による精密な調査の結果ということが好ましいと思つております。今回水産庁がとりましたのは、水産物に対しての汚染の実態というものを明らかにするということを中心たる目的として、そして、しかもいま御指摘のように、その発表も時間的におくれておつて、御批判も出ておるようなわけで、この上原因者も明白にするという

調査も加えるということよりも、こういう段階を踏んだということも意義があるのではないか、こういうふうに見ておるのであります。また汚染源や汚染経路等の調査、監視については、御指摘の水産庁の通達によりまして関係部局の連携を密にして行なおうということも申しておるのでございまして、私は中川委員の御指摘になっておることとは十分わかります。それが好ましいことであるがよいということでありますが、長官のお答えも自分として不十分なことを発表するわけにいかなかったということなのでございまして、御了解をいただきたいと思ひます。

○中川(利)委員 いまの大臣の答弁では、今回の調査が汚染の実態を明らかにするというのが目的であった、汚染の実態は五月八日の段階で明らかになっておるのです。その間の一月の経過の中に、あなたはやろうとすればどういふこともできた。それができない水産庁なら、そんなものに税金を払ふ必要はないでしょう。しかも、そういう状態の中で調査していないという、これが根本的な問題なわけでありますが、そのくせあなたは原因者負担で解決せよと言う。しかば、原因者負担と言いつつ、その該当企業名を発表しないし、どういふ基準、どういふ方法でそれを行なうのか、またその該当企業が、原因者企業が話し合いに乗ってこない場合は一体何とするのか。国民が知りたいと思つておるそういう不安や要求に對しては一切明らかにしないで、そういう原因者負担で解決しなさいということ、まことに行政としてあり得べからざる姿勢だと思ひます。

したがって、私、かわつてお伺ひするわけですが、原因者負担の原則を貫くために、どのような道筋でそれを明らかにしたらいのか、この道筋を具体的にお知らせいただきたいと思ひます。

○荒勝政府委員 事務的には、私のほうといたしましては、今回の調査をもって終わりとはいはしておりません、このPCBの汚染状況の調査につきましては、なおさらに今後継続的に、定期的に

調査をいたしまして、最終的には、調査の結果が漁民にも今後被害を与えないような形で完結できるような方向で私としては継続的に努力をしてまいりたい。その結果、場合によりましては汚染源まで明確にいたしまして、すべて整理できるように努力したい、こういうふうな考えでおります。

○中川(利)委員 水産庁長官は原因者負担で解決せよということ具体的に指示している。そうして原因者負担で解決するための道筋は、先ほど言ったように、何ら明らかにしていない。いまそのことを聞きますと、調査は今回が初めてであつてまだ終わらないからと言ふ。これはピンと違ひの答弁もいいたところでしょう。そんなことを聞いているのじゃないですよ。いずれにしても、そういうことをあなたのほうで各県に指示したからには、そのための具体的な道筋を明らかにしなければならぬ。当然でしょう。それを言わないで、そこでかつてにやれやれということだったら、同じじゃないですか。原因者をつかんだ、しかし、どういふかこうでやるのか、また相手も乗つてこなかった場合どうするのか。その裏づけみたいなものは、方法は、どういふ基準でどうするのか、これを何も言わないで、そういう原因者負担で解決するということは、これは無責任そのものではありませんか。だから、もう一回はっきり答弁してください。今回の調査が始まりだの終わりの、そんなものは関係ない。

○荒勝政府委員 私といたしましては、なお調査は継続いたします。その間におきまして原因者追及ができるように努力したいと思つております。

○中川(利)委員 そうすると、その間漁民はどうして生きたらいいのですか。魚はとるな、売るな、食うな。そうしたら、その裏づけを出してください。

○荒勝政府委員 これにつきましては事実関係とあります。ただいま県と私のほうとの関係では、今回の調査の結果を発表した過程で、県内におきます調整権者としての知事が実態をある程度知つておられますので、漁民と原因者と思われる企業

との間でその辺の調整をされるのではなからうか。また、私のほうとしてはそうされるように期待している次第でございします。

○中川(利)委員 そうすると、一切は県と被害者とやれということであつて、肝心の水産庁はその間何をしているのですか。

○荒勝政府委員 私のほうといたしましては、なお調査も継続いたしますし、そういう形での指導は十分にいたす予定でおります。

○中川(利)委員 漁民が、魚をとるな、売るな、食うな、こういう状況の中で県と話し合つて適切にやつてもらふものだと思つてゐる、こういうことで漁民の命と暮らしが守られますか。何ら裏づけのない形で、一方の企業だけがどれだけ海を荒らしてもいままもって操業している。片方だけは全面的に漁獲禁止だ。これに対して各県でかつてにやれといつてもできませんか。国がそれに対していろいろな保護とか、たとえば肩がわりしてそのつなぎ資金をやるとか、何らかの対策を立ててやらないことには安心できないでしょう。そういうことには全く触れないで、そういう答弁を繰り返すということ、あなた、水産庁長官として恥ずかしいくないですか。

○荒勝政府委員 県の立場として、漁民に対する被害対策ということにつきましては、今後私のほうとして十分に御相談に乗るし、また私のほうは私のほうなりに応援するということ、その間、約一月ほどの間に相当なやりとりの末全部話がつかつておりますので、私のほうとしては、当初の姿勢に従ひまして、県と十分連絡協議の上善処してまいりたい、こういうふうな考えております。

○中川(利)委員 あなたは先ほど複合汚染だといつて、原因者追及、特定することを極力避けようとしています。四日市の教訓はどうですか。四日市は企業の連帯責任。しかもPCBは限られた工場しかつつかつておりません。しかも工場、企業がつつたものだといふことが明らかでありながら、わずか八水域ですか、少ない水域でこれをするために何だかんだ言つてそれを隠そうとしてゐる

のです。だから、もしも複合であるならば、PCBを出してゐる工場全体、その地域において連帯責任とすればできるでしょう。そうしたあなたの姿勢いかんにかかわつておると思ふのです。こういうことだと私は考えますけれども、どうでしょう。

○荒勝政府委員 ただいま複合汚染につきまして私の発言に関連されて御意見がございましたが、先ほど通産省のほうから、このPCBについての販売経路が十分でなくて、使つておるところは、一部については通産省のほうでもあるいはおわかりになつておるのじゃないかと思ひますが、七十もあるいは百近くも使つておつたのではなからうかと思はれる企業については、私のほうとしてはなかなか今回の調査では突きとめるといいますか、何か非常に複雑な生産関係が複合しておつて、どうもその点の実態が十分に掌握できなかったというのがほんとうの事実でございまして、今後こういうものの複合の、不特定多数の企業が存在しております汚染地帯につきましても調査の方法につきましても、もう一度検討いたしまして調査いたしたい、こういうふうな考えております。

○中川(利)委員 何は言つてもあなたは、大企業のために決してそれを明らかにすることに口を開こうとしない。しかば伺ひますが、いつになればこの特定の企業、先ほど言つたように、ばくらでさえもみんなわかつておるというのに、いつになればあなたは公式に発表するのですか、時期的なめどはいつですか。

○荒勝政府委員 今回の発表に際しまして原因者を発表しなかつたことにつきまして、ただいま御指摘のように、何か割り切れない点が残つておることも事実でございします。これにつきましては、今後通産省なりあるいは関係の各省とも協議いたしまして、調査方法なりあるいは県とも連絡明確にいたしまして追及をいたしたい、こういうふうな考えております。

○中川(利)委員 何回言つてもあなたは他人まかせ、あなたの主體的意識でそれを追及するといふ御発言は全く一言も出てこないのだな。そういうふうな状態になればそうするというようなことでしよう、いまの御答弁を聞いても。そういうところはまだいろいろな水俣病が出てくる——あなたは、そう言つては失礼だけれども、そういうものをつくり上げておる張本人じゃないかという気がします。

そこで、あなたは生産地対策として、自主規制は指導するけれども、水産庁として裏づけをどういうふうに考えておるのか。各県からいつてきた場合にはそれについて考えてやっているとおあなたはおっしゃるようだけれども、水産庁としてこの場合はこうするのだということは何もないのですか。水産庁としてありますか、ないですか、どちらか一言でいいです。

○荒勝政府委員　また議論が堂々めぐりになりますが、あくまで国としましては、県に対しまして原因者負担の原則で漁民の救済に当たるようにという指導をいたしております。

○中川(利)委員　だから、水産庁としてはそうした指導、つまり一銭も金がかからないことばだけで、実際あなたのほうでふところを痛めるとか、何か対策みたいなものは一つもないのですか。

○荒瀬政府委員　この救済問題につきましては、先ほど来のお話でございますが、まだ国として、生業補償につきまして国が積極的に補償金として財政資金を出すところまで、どうも幾ら内部で議論いたしましても十分な了解が得られないという段階でございますので、現在におきましては、あくまで原因者負担という原則で、また政府におきましても、その間の一部のつなぎ資金につきましては、農林漁業金融公庫等からいわゆる漁業の生業のための資金としましてお貸しすることは予定しておりますけれども、それ以上のことにつきましては、現在の時点で財政資金を出すというふうな意味での生業補償はなかなか困難ではないか、こういうふうに考えております。

○中川(利)委員　では、つなぎ資金は、いまあなたが予定していると言ったことはひとつ確認したいと思います。いいですね。

それは同時にいまのあなたへの御返意に如しうた。たとえば一般にどういふ評価をしているかというのは、これは先ほど新聞の例をとって言いましたが、浜崎さんという全漁連つまり全国漁業協同組合連合会の漁政部長はどう言っているかという、国は補償交渉を果段階にまかして知らぬ顔をしていると言っている。全漁連があなたをこう

言っているのですよ。同時に、あなたと同じ政府の厚生省が、きょうの毎日新聞によりますと、水産庁の自主規制は全く手ぬるい、厳重にやらなければならぬということを引きようおたくのほうへ申し入れしようということが、きょうの毎日新聞に出ているのですよ。こういうふうな、何とか、ことばで言いあらわされないようなあなたのほうの極端な体制奉仕の姿勢がそうしていると思います。このことについてあなたに再度確認しておきたいが、どうお考えになりますか。

○荒瀬政府委員 水産庁といたしまして、従来こういった漁業の公害問題についてのみずからの調査というものはおよそしたことはないわけでありますが、私は私なりに、この漁業の公害問題というものは放置するわけにはいかない、やはり今後水産庁みずから律しなければならぬというふうに参加していく、公害問題には今後積極的のひとつての知見なり行政の経験が非常に浅いものでございますから、十分に各方面の御了解を得るには至っておりませんけれども、公害問題についての姿勢につきましては、今後なお一そう努力して対処してまいりたい、こういうふうを考えております。

○中川(利)委員 あなたは公害問題については積極的に対処していく、積極的に参加していくと言っている。しかし、今日のPCBの問題あるいは水銀の問題もそうですけれども、その発生源が

企業であるというこの前提なくして参加したところで何にも意味がないのです。ごまかしにしかない。国民の苦しみ以外の何ものもたらさないでしよう。このことをあなたは認めますか。

○荒勝政府委員　公害のあり方が非常に多種多様になってきておりまして、今後漁業の立場から、公害問題については、その多種多様な発生の問題について今後われわれは対処してまいりたい、こういうふうにご考えております。

○中川(利)委員　そうすると、あなたの言い分が

らすれば、PCBも水銀も、それを発生させる原因者である大企業については、ほかのたとえば家庭の廃棄物と同列に考えているということですか。その発生源の大企業を規制することなしに公害問題は今日何一つ解決しない。だから、あなたが公害問題に積極的に参加するということの真意は、この大企業に対してどう規制していくかというこの判定を抜きにしては全く口頭禅に終わる、こうわれわれは考えるけれども、そのところをあなたはどう押えているかということを知っているのです。

○荒勝政府委員　水産庁といたしましては、発生の態様に応じてその発生源を究明していくというのがやはり公害問題の究極の方向でございまして、またその発生したあとの科学技術的な解毒方法も含めまして今後この問題については対処してまいりたい、こういうふうと考えております。

○中川(利)委員 発生の態様に応ずる、つまり今日のPCBでしよう、重大な汚染、水銀でしよう、BHCでしよう。それらは全部大企業の排出物だ、今日の社会情勢の中におけるこうした特定された大企業の責任だという事実は、ただ態様が多種だと複雑だとかたくさんあるということですりかえることのできない大事な問題ではないか。それが前提にならなければ一切解決しないのだということをお認めにならないのかと聞いているわけです。さつきからこのことを何回も聞いておるのです。一言も言わないね、あなたは。

○荒勝政府委員 私のほうといたしましては、原

因者負担の原則というものは今後とも貫き通すという考え方の上に立って議論しているのをごいいますが、そうならば原因者の究明ということもやがてせざるを得ないのでありますが、先ほど来申し上げておりますように、今回の調査におきましては、どうも調査が不熟練だったせいもありまして、最初の調査のスタートのときから、原因者の究明というよりも、魚の汚染状況の調査に初めて手をつけたというのがほんとうの真相といえますか、そういうのが調査の当初の目的でありました関係で、今回の結果についての発表では、原因者についてはとうとうそれを明確にすることはどうもできなかったというふうに御理解願いたいと思います。

○中川(利)委員　御理解できません。あなたは公害問題に積極的に取り組む、これからも参加して、これからも調査すると言っているでしょう。したがって、その取り組み方というのは、今日のそうしたPCBや水銀を排出する大企業を規制すること、これなしにどういう取り組み方もうそになる。何らききめがないものになる。このことをあなたはお認めになるかということ言えば、多様性だとかさまざまなということであなただけ逃げていらつしやる。一言もあなたの口からそれを認めるということばが出てこないのだ。そういうことでは、原因者負担の原則を明らかにするといったって、あなたはむしろかばっている役割りを果たしてきているのじゃないかということを言いたいのですわ。どうしてそういう態度で原因者、発生源を明らかに追及することができませんか。

○荒勝政府委員　だから、先ほどから申し上げておりますように、今回の調査では、当初からそういう方法論なり目的で調査したのであります。今後第三回、第四回と調査方法を確立していきます過程で、そういった問題を含めて検討させていただきたい、こういうふうに考えております。

○中川(利)委員　じゃ、何だかんだ回りくどいことを言えば悪いから、もう一回詰めます。

あなたは、今日のいろいろな公害問題を排出す

○中川(利)委員　御理解できません。あなたは公害問題に積極的に取り組む、これからも参加して、これからも調査すると言っているでしょう。したがって、その取り組み方というのは、今日のそうしたPCBや水銀を排出する大企業を規制すること、これなしにどういう取り組み方もうそになる。何らききめがないものになる。このことをあなたはお認めになるかということ言えば、多様性だとかさまざまなということであなは逃げていらつしやる。一言もあなたの口からそれを認めるということばが出てこないのだ。そういうことでは、原因者負担の原則を明らかにするといったって、あなたはむしろかばっている役割りを果たしてきているのじゃないかということ言いたいのですね。どうしてそういう態度で原因者、発生源を明らかに追及することができませんか。

○荒勝政府委員　だから、先ほどから申し上げておりますように、今回の調査では、当初からそういう方法論なり目的で調査したのでありまして、今後第三回、第四回と調査方法を確立していきたい過程で、そういった問題を含めて検討させていただきたい、こういうふうに考えております。

○中川(利)委員　じゃ、何だかんだ回りくどいことを言えば悪いから、もう一回詰めます。

あなたは、今日のいろいろな公害問題を排出す

る責任のある最大のものとして、大企業ということを認めますか。簡単にいいです。認める、認めないで答えてください。

○荒勝政府委員 公害の発生源は、先ほど来申し上げておりますように、相当多種多様でございまして、大企業だけが発生源であるということには、なかなかむずかしい問題があるのじやなかろうかというふうに私は考えております。

○中川(利)委員 だから、朝日新聞でも何新聞でも、水産庁の独善主義、秘密主義を一斉に国民は攻撃している、一斉に批判している。それに対してあなたはまだ目がさめないのですか。大臣、こういう水産庁長官のいまの答弁についてあなたはそれをかばいますか、それがもつともだと思いませんか。国民の立場から答えてください。簡単にいいです。

○櫻内国務大臣 先ほど来の一問一答は、私はもう実態というものはお互いにわかっておることではないかと思うのです。ただ、責任を持って発表するとか、責任を持って言えるかということに長官のほうは——私もかばわずに申し上げますが、こたわっていると思うのです。ですから、私はそれよりも実態のほうが大変なものでございまして、この汚染の実情が明らかになり、またそれに伴って関係の各県も動いておる。また中央におきましても、第三水俣病の例で申し上げましたように、一応臨機の措置が講ぜられるように考えてもおるわけでございます。私としては中川委員のおっしゃっていること、追及されていることはよくわかります。わかりませんが、やはり長官ともなつて、そしてここで、どこか会社が発生源でございまして、こう言い切るためには、それだけの用意がなくてはならないということをおし御了承いただきたいと思います。

○中川(利)委員 水産庁長官のメンツが大事なのか、国民の命が大事なのか、どっちが大事なんだということですか。あなたは御答弁したということでありまして、時間の関係上それ以上追及しませんが、承っております。

そこで、わが党は当面の対策として、もう自主規制というああいふ無責任なやり方ではだめだ。厚生省からでさえも文句つけられておるような状態、したがって、汚染魚介の漁獲禁止の立法措置をあなたのほうで考えないのかどうか。これはただ禁止するといふわけにはいきませんから、立法措置をやらなければいかぬのです。

同時にあわせて、当該漁民に対して納得できる補償の措置をとるべきだとわれわれは考えています。これについてどう思うかということ。

時間がないから次へ行きます。

それから、補償の範囲だけでも、いま漁民だけの被害が問題になっていますが、たとえば町の魚屋さんあるいは釣り屋、海岸の釣り宿、民宿の皆さん、そういう人たちがたくさん被害を受けているのです。市場もそうです。一つの例を福井で申し上げますと、福井県は釣りが盛んだのであります。福井県で一日に発表、二日に新聞に出た。そうしたら二日から四日までのこの間に、釣りが、釣宿、民宿などで百四十人の取り消しが出たそうです。これから夏にかけて被害は深刻になろうとしています。魚屋さんたちも売れないで困る、こういう状態に押し込められているのです。こういうことは政府が先頭に立って指導すべきである、こういうことも補償の対象として十分考えるという御意思を持っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○荒勝政府委員 最近のように、こういうふうな公害が特に頻発してまいりまして、従来の漁業法とかあるいは水産庁で所管しております関連法では、こういう公害に伴う漁業の禁止ということをする根拠が、相当法律論的に内部的にも検討さしていただきましたが、非常にむずかしい。むずかしいどころか、事実上できないというのが現状でございます。これにつきまして、私のほうといたしまして、いつまでも、公害の乱発している現在におきまして、さらに漁獲規制までしなればならないかもしらぬような現状におきまして、法律がないから何もできない、食品衛生法だ

けがたよりというような姿勢では、はなはだ好ましいものではないというふうに私自身考えております。

したがって、立法で何らかの形で法律的地位というものは考えざるを得ないのではないかというところであります。公害が、先ほど来問題になっておりますように、非常に多種多様でございまして、その多種多様な公害を頭に置きながら、また漁業被害のあり方も非常に複雑でございまして、そういう問題を法律論としてどういう形で仕組むかということにつきまして、現在内部で非常に論議のまっ最中ということにございまして、どういう方向で立論するかということにつきまして、なお若干の時間をかしていただきたい、こういうふうにご覧になっております。

なお、その議論の中におきまして、ただいま御指摘にありました漁民の救済をどうするんだというところがやはり非常に大きな問題で、単に禁止だけやってもあはれどうでもいいたいのでしたら、これはまたいとも簡単な話でございしますが、それはいかない。問題は、漁民の救済をどうするかというところで、法律論として議論する際には制度の問題でございまして、当然に漁民の救済につきましても制度として論議しなければならぬというところで、私のほうとして非常に論議を呼んでいる。しかもこの問題は公害でありますので、議論の前提といたしましては、原因者負担の原則というものはどこまでもやはり法律論としては整備されねばならないというふうに考えておりまして、その辺が非常にかね合いが問題としてむずかしいというふうに御理解願いたいと思っております。

また、その関係者の問題でございまして、私のほうの議論としては、なかなか実際問題として救済の議論を出すのはむずかしいのではないかと、うふうに、現在の時点では考えられている次第でございまして。

○中川(利)委員 あくまでも原因者負担の原則といたしながら、原因者をかばおうとするあなたの意思のもとで、それでも立法化に踏み切らざるを得

ない、こういう状況にあるということをお聞きしました。だから、どういふものができるか知りませんが、けれども、そこまで実態は深刻だということのあらわれだとして受けとめておきたいと思っております。

同時に、今回の皆さん方の生産地対策、こういうものを各県知事に出しましたけれども、ここで問題なのは、二度と再び海をよごさない、海をもとの生き生きとした海に返すという、そういう観点から全く抜けて何もないということですね。これはもちろんあなただけじゃなくて、環境庁も責任あるわけですから、あなたの方、生産地対策とした中に当然海をよごすまいというそうした観点がなければならぬはずなのに、なぜ抜けたのですか。

○荒勝政府委員 今回のPCBに関連した通達には、まさにPCBだけのことにあつて程度限定した、小さな形での通達になっておりまして、私のほうといたしましては、今後公害問題を含めて海をきれいにしていくという姿勢で、内部でいま、もつと広範な形で検討はいたしております。そういったことの背景といえますが、実質的な手だてといえますが、手段が伴わずに海を汚してはならないという通達を出すことについては、多少いまいましい点がございます。うしろめたいというか、十分実力を伴っていないので、これについては今回の通達からははききせいでございまして、われわれのほうでも逐次そういう公害対策につきましては整備いたしまして、今後前向きに海をきれいにするような方向で努力してまいりたい、こういうふうに考えております。

○中川(利)委員 たとえば汚染をこれ以上発生させないためにPCBは一切使わせない、こういうような厳重な規制が必要だと私は思うのですが、それについてはどう思われますか。たとえば福井県の場合はさつそくやめろというふうなことにさせるべきだと思いますが、どうですか。

○荒勝政府委員 あるいは私のほうの勉強が十分分たつたかとも思いますが、PCBの製造はすでに生産は打ち切られておるというふうに連絡を受

けておりますし、また、そういった形でPCBのたれ流しというものはおよそ今後あり得ないというふうに理解いたしております。今回のPCBの汚染状況の公表だけでも、PCBを何らかの形で、どこかですみのほうで使っておられる方がおつても、おそらく全部やめてしまわれるだろうというのを期待して、そういった通達を出したわけでございますが、PCB自身の禁止ということにつきましては、これはやはり通産省なりあるいはこの省の御所管ではなからうか、こういうふうに理解している次第でございます。

○中川(利)委員 先ほどPCBの汚染の問題について通達を出した水産庁長官が、PCBの実態について知らない、こういうことであるとするならば、驚くべき無責任な長官と言わなければなりません。PCBはあなたのおっしゃるとおり製造は禁止されているのです。いいですか、生産と出荷は通産省のあれによって禁止されている。それは事実です。しかし、いまだに使っている企業に対しては、すぐ切りかえるのは困難だろうということとで、わざわざ、思いやりあるやり方でことし一ぱいは使用はできるんですよ。こういう状況になつていくことについて、あなたは一片の通達を出したりしているけれども、まあ不勉強というお断わりもあつたからあれですけれども、しかし、あまりひどいじゃないですか、あなた。こういう実態があるから現に石川県や福井県がそういうことでやっているわけですから、さつそくその明らかになつたところだけでも使わせなさい、そういうきついお達しがあらためて出されるべきだと思いますが、どうですか。

○荒勝政府委員 あるいは私のほうで手ぎわがよくなかったかもわかりません。出する際に、通産省の担当の局長と、さらに念押ししPCBの使用の厳禁というふうな形で共同通達でも出していはよかったですか。あるいはそういつた御指摘を受けるような片手落ちの点もあつたかとも思いま

すが、いろいろとふなれた点もございました。つきましては、御了承願いたいと思います。さつそく通産省とも一度協議いたしまして、通産省のほうでしかるべき通達を出していただくようお願いしてみたい、こういうふうに考えております。

○中川(利)委員 いまの問題なんです、ふなれたとかねたとか関係ないのです。当然あなたはそれをわきまえてもらわなければならないはずで。たとえば福井県あたりでは、そういうかつこうで発生源である東洋紡が、とった魚を買い上げ、これをコンクリートブロックに詰めてどこかに捨てるそうです。どこかへ捨てるのですか。海岸でしよう、埋め立てでしよう。新たな漁場汚染をつくり出すということにならないですか。兵庫県では、現にヘドロを埋め立てに使うという計画もあるのですよ。明らかにそれが見えてきているというこの問題に対して、そこまでお気づきになりませんでしたか。

○荒勝政府委員 このPCBの結果の検討の過程におきまして、福井県なり一部の県におきまして、PCBに汚染された区域の魚類を全量当該企業が買い上げまして、それをコンクリート詰めにしてどこかに埋没する、おおよそ再び汚染することのないような形で埋没するということにつきましては、関係県におきまして非常に神経を使っておられますし、また汚染しないようにするという当該担当部署の御意見もありまして、私のほうにいたしましては、そういう、どこか陸上部のしかるべき地域にコンクリートで漏れないような形で埋め込むことが一番適正ではなからうかというふうに考えて、この方法について賛意といいますか、そういう方向で指導している次第でございます。

○中川(利)委員 時間が来ましたからやめますが、最後に、この機会に水産庁は、PCBだとかBHCだとか、あるいは水銀、カドミウム、こういうものを全域にわたって徹底的に調査してみるというお考えはないのかどうか、それから、政府

の責任で、学者や関係漁業者や住民などを参加させる民主的な浄化対策委員会、名前は何でもいですが、そういうふうなものをつくって、海をきれいにする抜本的な計画、研究、こういうことに乗り出してみるという御意向があるのかないのか、研究に値するものかどうか、ひとつ御答弁いただいて、質問を終わります。

○櫻内閣務大臣 PCBの調査につきましては、今後とも徹底的にこれを行ってまいりますし、ただいま御提案のような協議会を設けての抜本的な対策、これは一つの考え方だと思いますが、抜本的な対策を講ずるということについてははっきりお答えを申し上げておきます。

○中川(利)委員 終わります。

○佐々木委員長 林孝矩君。

○林孝委員 私でもう最後ですから、重複を避けて質問したいと思ひます。

きょう朝から当委員会沿岸漁業の問題、特に今回の汚染による問題点について、同僚委員から種々質問がありました。これは一に国民の最大の関心事であるという認識に基づくものであると思ひますし、またその持つ問題がいかにわれわれの生命、健康に重大な影響を与えるかという認識に基づくものと思ひます。したがひまして、私もこの点について二、三質問をするものです。

厚生省にお伺いしますが、先ほどからも問題になつておりましたけれども、すでに汚染された魚が食卓に出回つておるといふ結果が、調査の段階で明らかになつております。その調査の内容と、それを厚生省が調査された結果どのように評価されておるか、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○荒勝政府委員 私のほうから、一応水産庁で調べました点を御説明申し上げますと、調査発表いたしました翌日の時点におきまして、大阪の市場、東京の市場、それから下関あるいは広島市場という主たる出荷先である市場におきましては、それぞれ市場の責任者、開設者が卸売りの関係者を集めまして、汚染された地区からの魚介類の引き

取りをやめようではないかというようなことが第一点と、それから第二の点といたしましては、今後そういった魚については引き取らないようにしようということになつたやうでございます。私のほうにいたしましては、その点につきましては、また関係方面にも十分よく連絡をしておる次第でございます。

また、かつて第三水俣病の公表がありました際には、有明海からある種の魚が大阪市場に出回つたやうでございますが、そのときには大阪では、大阪市の衛生研究所に市場のほうで直ちに調査を依頼しまして、水銀が含んでないということを確認の上で当該魚種の上場といひますが、売りさばきを行なつたというふうな聞いております。やはり都市の市場関係者におかれましては、相当鋭敏にこの汚染魚の問題については対処されていかれるものと私のほうは見えておる次第でございます。

○岡部説明員 PCBの暫定規制値は、PCBによる食品汚染をこれ以上進めないための措置をとるために上限をきめたものでございまして、十分の安全率を見た数値でございますが、これは個々の食品の適否を判断するといふよりも、むしろこういう食品を流通させないための手段として暫定的にきめたものでございまして。したがひまして、先生御指摘のように、私どもで都道府県に委託いたしまして、その流通過程におきましてのつきましてチェックした結果、六百十検体から九検体、三PPMをこえるものが検出されております。

それで、こういう生鮮食品におきまして、PCBの検査というものは日数がかかりましたために、すでに結果が出たときには流通してしまつたあとであるといふことが非常に多いやうでございますので、これはむしろ、生産地におきましてこういう食品を流通させないという手段が最も効果があるものと考えております。

○林(孝)委員 大臣にお伺いします。いま厚生省からお話がありましたように、すでに魚が食卓に流通しておる。問題が起つて調べ

たときにはもう手おくれである、そういう指摘がありました。私も全くそのとおりだと思ふのです。いままで本委員会でも問題になっておった点ですが、これも、一つは消費者の立場、一つは漁民の立場、この二つの立場からの判断、そういう判断の基準に国民の福祉という理念があった、私はそのように感じながら聞いておりました。いま私が指摘したのは消費者の立場です。大臣も、魚が好物かどうか知りませんが、食べられておると思ふわけですね。いま新聞でこのように報道されて、国民の多くの人々が心配しているのは、自分が食べている魚がはたしてだいじょうぶなのかどうか、そういう不安を感じながら毎日魚を食べる。その気持ちというのは、非常にいら立たしきを感じる。こういう心情があるわけであります。こういう不安を安心に変えていかなければならない。これは重大な問題だと思ふわけであります。

もう一つは、先ほどから議論になっておりました現場の漁業に携わる人たち、その人々も、実際とった魚がそういう結果になった。そして商売が成り立たない。また原因がはつきりするまでまぼろしのような状態に置かれてしまふ。その間の生活の保障、そういうものがない。また、そういうところから今度は自主規制という問題が提起されて、自主規制ということを受け入れたとしても、はたして今後だれを相手にみずからを守り、みずからの生活権というものを守っていくのかということ、これは、当然漁民の人たちの立場に立つて考えると不安である。こういう点も安心というところに変えていかなければならないと私は思ふわけである。

したがって、この両者の面の問題というものを考えたときに、われわれも行政当局も本気になって問題を解決していかなければならない、このように考えるわけなんです。いま私が申し上げましたその問題に対して、大臣はどのように受けとめられるか、見解を伺いたいと思ひます。

○櫻内国務大臣 これは林委員が御指摘の点に全く私は同感であります。PCB汚染を中心に考え

てみまするに、それに伴う消費者としての不安、またそれによる漁業の規制による漁業者の不安、こういうものは当然考えられます。

これに対処するために、ただいま厚生省のほうから見解が示されましたが、消費者の立場保護の上においては、食品中に残留するPCBの規制を勵行していくことによつて、今後の問題については対応することができると思ふのです。いままでのことで検査の結果、汚染した検体が幾つか出た。これについてはまことに申しわけない次第で、それはもう率直におわびをしなければならぬことだと思ひます。また、そういう事態があつて、さらにわれわれは反省の上に立つて、再びそのようなことを繰り返さないということに厳正にやつていく必要があるのではないかと。

それから、漁業者の立場に立ちますると、本日前から議論の的になりました原因者負担の原則、これについては私もしばしばお答えをしておりますように、これは徹底的にこのような汚染をなくするという上におきまして、あくまでも原因者の責任というものの、負担というもので責めていく必要がある、こう思ふのです。

しかしながら、そうは言つても、その原因者が追及できない、判明しないという場合が現実には起きている。その場合どうするかということにつきましては、これはきよの御議論からいへば、第三水俣病の例に見られるような当面の漁業者に対する、お困りになつておれば、低利の資金を用意いたします。また古い債務の返済というものの、今回の問題から非常に御苦勞されるのであれば、その条件緩和につとめましよう。あるいは県自体が、県の資金を農林中金に預け入れて、それによつて低利の資金もまかなうという一応の措置が講ぜられつあるわけであります。これは、現在の事態からいいますれば、不満足な点も当然あると思ひます。しかし、私どもとしては、そのようなことで対応しながら、その間に原因者というものを突き詰めていく、そして原因者の負担によつて解決するように進めていきたい、このよう

に思ふわけであります。

しかし、それでも問題があるということで、一体、漁業規制等に伴う問題などをどうするのか、いまのこういう事態をどう認識するかということについては、長官から、関係各省庁の間でどういふ立法をするかということ、非常な論議をしておつて、なかなか進まないけれども、しかし、その必要があるのではないかといいことをお答え申し上げておるようなわけでございまして、これらの点をひとつ御了承いただきたいと思います。

○林(孝)委員 各県から水産庁に、ただいま大臣が原因者の問題を指摘されておられて、その原因者について報告がなされておると思ひます。その報告を明確にしたいと思ひます。

○荒勝政府委員 ただいま私のほうで発表いたしましたこのPCBの汚染状況の調査につきましては、汚染が一応明確になつた地区につきましては、それぞれ原因者といわれるような方々と交渉なり、あるいは相当以前に打ち合わせも行なわれておつたのかもわかりませんが、直ちに対策が講ぜられておるわけにございまして、福井県の敦賀湾の水域につきましては、先ほど御指摘もありましたように、敦賀湾内あるいは敦賀港内の魚につきまして、問題になつております魚を当該企業が買ひ上げて、これを埋没処分にするという形になつております。

さらに兵庫県におきましては、これは相当複合汚染という問題もありまして、前々から非常に問題になつておる地区でございまして、これにつきましては、従来から兵庫県におきまして基金制度を設けられまして、こういった漁業者に対する対策を今後何らかの形で救済していくということで、兵庫県の基金制度ということで、県とPCBを買ひ上げて使つておられたというのか、つくつておられた方々との間で、そういった準備がすでに行なわれておつたということ、それが発動されていくのではなからうか、こういうふうと思つておる次第でございまして、山口県につきましては、PCBを使つておつた企

業との間に直ちに県が交渉されまして、やはり全量買い上げといひますか、ボラとかコノシロあるいはアナゴといった汚染されておるといふ魚につきましては、全量企業側に買い取らして、これの処理を進めておられる、いわゆる埋没処理を進めておられるというふう聞いておるわけにござい

ます。大分県につきましては、これも先ほど御指摘もありましたが、これは大分川河口の天然ウナギでございまして、これは従来からすでに採捕禁止処分になつておられて、さらに川をきれいにすること、建設省のほうの御協力で県がやつておるようでございます。

それから京都府におきましては、これは内水面でございまして、宇治川の川筋あるいは淀川の上流部、観月橋あるいは淀大橋あたりのオイカワとかフナ系統でございまして、京都府におきましてはこれを禁止処分にするということで、主として遊魚が多かつたようでございますが、これにつきましては、私、ただいまの時点でこれが救済対策がどうなつておるかにつきましては、実は御報告いただいておりますので、不正確でござい

ます。それから滋賀県につきましては、これは日本一のフナの大産地でございまして、矢橋地区のフナあるいはナマスが汚染された。内水面といひましては日本独特の珍しい魚種の大産地でございまして、滋賀県はこの対策には非常に苦慮されたやうでございまして、地先を明確にいたしました関係もありまして、当該地先のフナ並びにナマスにつきましては、やはりこういうものを放置しておきまして、いつまでもPCBが体内に残つたまま湖内といひますか地先をうろつたいたします。で、こういったものを取り上げまして、これは多少企業がまだ明確でない点もありまして、県でこれをさしあたり処理されておられるやに聞いておるわけにござい

ます。○林(孝)委員 いま兵庫、山口、京都、滋賀、そ

れ以外に、たとえ原因者ですから、複合公害の場合には数社に及ぶ企業が複合しているということ、企業名が出ていないところも出てくるわけですが、私が質問したのは、その企業の名前を明確にしたいということだったわけですね。私、いま申し上げました。たとえば新潟、北陸方面は日本曹達、ダイセル、信越半導体、この三社、これは報告が行っていると思います。それから教員は東洋紡、これはいま水産庁長官の話されたとおりであります。それから京都、これは日本コデンサそれから東レなど十六工場あると思います。

(委員長退席、山崎(平)委員長代理着席)

それから大阪、瀬戸内海岸には鐘淵化学、三菱製紙、大阪湾のほうは非常に工場は多くて、まだこれから調査をしなれば明確に報告できないというふうな形になっておると思います。それから山口県には東洋紡、帝人、三井石油化学、それから大分県が大分製紙、間違ひだったら言ってください。各都道府県から、一応調査の結果、原因者の企業としてあげられて水産庁に報告されておるといふふうに私は理解しておるわけです。

問題は、そのような形で報告された原因者としての企業以外に、全国的に見てみれば、PCBを今日まで製造してきた企業また使用してきた企業、そういうものがあるわけですね、再びこうしたPCB魚という問題が起らないという保障はどこにもないわけです。

したがって、これは通産省にお伺いしますが、こうした社会的に重大問題となつて起つてきたことは、われわれがすでに衆議院の決議でもってPCB問題に対する決議をしておりますし、また公明党独自としても今日まで政府に対して申し入れをしてきました。そういった経過を経て、政府もこのPCBの製造禁止という行政措置を今日までとってきたというふうな経過があるわけですね。したがって、私がいま申し上げたいことは、いま問題になっておる汚染魚、こうしたものの原因者である企業が、はたしていま報告されておるだけの

企業であるかというところではない。第二、第三のこうした問題が起らないとは限らないという点から、通産省当局は、こうした企業に対して緊急措置としてどのような行政措置あるいは調査をして、国民の不安を解消しようとするのか、明確にその点を通産省当局から答弁願いたい。

○松村説明員 お答えいたします。

通産省といたしましては、昨年PCB取り扱い工場についての排水等の調査をいたしたわけがございます。それで、その結果は十二月に発表いたしましたわけでございますが、この調査といたしましては、PCBの製造工場、電気機械工場それから感圧紙工場、故紙再生工場、そのほか熱媒体として工場内でPCBを使用しておる工場等九十一工場についての調査をいたしまして、その結果は公表いたしましたわけでありまして、この調査の結果、私もひとつ考えましたこととしては、これまで熱媒体というものはパイプの中を通すだけでありまして、理論的に言いますと、これは外部に漏れるものはないということであつたわけでございます。したがって、私どもとしては、その調査の時点までは熱媒体としての熱交換器の製造、これは昨年のうちに中止したわけでございます。したがって、これを順次取りかえていく、こういう指導をしていたわけでございます。ところが、昨年のその調査の結果によりますと、そういうふうなパイプの中に入っているPCBであつても、取り扱ひの問題その他によつて汚染が生ずるといふおそれがあったわけでありまして、したがって、昨年の十二月に通達を出しまして、全国の熱媒体使用工場について早急にこれを転換するようにという指導をいたしたわけでありまして、それで、現在のところまだ数字的にははつきりここで申し上げるデータはございませんけれども、大体私どもで知り得ました情報から判断いたしますと、過半数はこれの切りかえを終わっている状態でございます。それで、その調査の結果をもちまして、私どもとしては、これらの調査対象工場だけでなく、

調査の対象とならなかった工場に対しても通知をいたしまして、工場内の清掃あるいは排水溝の中の汚泥、こういったものを集めて、コンクリートビッド等周辺環境に汚染を流さないような形でこれを貯蔵あるいは処分するということを指示いたしましたわけでございます。また、いまお話のありました対象八地域につきましても、PCBの使用工場名を私どものほうで把握いたしました結果を県のほうには御連絡いたしてございます。

ただ、使用工場が即すべて原因工場であるのか、あるいは使用工場の中で取り扱ひ上のミス等によつて特定の社が特にたくさんPCBを外部に排出しているのかといった状況は、今後調査をする必要があるわけでございますが、それにつきましては、県等と協力いたしまして、私どもといたしましても、できるだけ御援助はいたしたい、こういうふうな考えております。

○林(孝)委員 いま、たとえば企業によつては魚を買い上げるといふように考えている企業もあれば、ある企業によつては、自分のところではないといふふうに言っている企業もあるわけでありまして、そういうことが続く限りにおいては、いわゆるそのはつきりしないことによつて影響を受ける漁民、また、はつきりしないからといって遊んでいるわけにいかないから、漁をする、それがチェックされないで流通経路に乗ってきたときに、それを食べる国民全体、こういうふうに影響が伝わっていくわけでありまして、

ですから、そういう企業に対して——いまの答弁を聞いておりますと、なるほど今日までの経過はよくわかりました。しかし、きょう本委員会では問題になっているのは、そうした長い間の経過に基づいて、そしてこうした緊急事態が起つていっている認識の上に立って議論されているわけですね。だから、通産省としてもそのような認識に立って、企業に対しての指導というものを具体的にどうするか。たとえばいま私が申し上げましたように、自分のところではないと言っている企業に対しては、どのような形で原因者をはつきり

りさせていくのか、こういうところの判断が早くなされなければ、それだけ不安が長引くということになりますし、もし判断がなされないということになれば、原因がはつきりしないまま放置されてしまふ。そして被害者はそのまま泣き寝入りしてしまわなければならない。そして自主的な規制だとか、あるいは損害賠償だとか言つてみたつて、相手がわからなければできないということになつてしまふわけですね。そういう認識に基づいて通産省としての態度を明確に答弁していただきたい、これが私の質問なんです。

○松村説明員 お答えいたします。

私もひとついたしましては、先ほど水産庁のほうからもお話がありましたように、場所によりましては、その原因者が特定する場合もあるわけでございます。それから、兵庫県あるいは大阪等のように、相当多数の工場がPCBを使用したという地域もあるわけでございます。地域によつていろいろ異なるわけでございますが、たとえば言いますと、たとえば教員は東洋紡の東洋紡といったような場合は非常に原因がはつきりしているわけでございます。そういうところには、現在通産省としては、その企業に対して十分の指導をいたしまして、そういう賠償問題あるいは現状復旧に対する費用負担の問題等については誠意を持って事に当たるようにという行政指導は十分いたしております。

また、相当多数の工場がPCBを使用いたしております。その原因者あるいはその負担の問題について非常に複雑な問題があるような、たとえば兵庫県といったような場合については、先ほど水産庁のほうからお話ございましたように、それを県として何らかの一つの仕組みをつくつてこれに対処したいというふうなお話でございますが、そのような場合にも企業には誠意を持ってこれに当たるようにという指導を今後とも十分続けていきたい、こういうふうな考えております。

○林(孝)委員 いまの答弁のことは、その兵庫だ

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十

○林(孝)委員　それから厚生省にお伺いしますけれども、そうした海水の汚染問題、これは環境定

○太田説明員 環境庁といたしましては、実は昨年、各省庁と連絡をとりまして一斉点検をやった。

こういうこともありまして、緊急に政府から、それが私に
からがそういう不安を安心にかえる、

国民福祉だと思ひます。そういうことを表明していただきたい。その点について最後に大臣にお伺いしておきたいと思ひます。

○櫻内閣内閣大臣 P C Bその他公害関係の諸問題について、国会における各常任委員会種々論議が行なわれておられるわけがあります。またその間に政府側の姿勢も明らかになりつつあるわけがございますが、お話しのように、各省にまたがってあることでございしますから、できれば意見を統合いたしまして、消費者の立場からも、また漁業者の立場からも、安心のできる政府の姿勢が明白にされる必要があると思ひます。

ただ、それには、実はこうやって私も毎日国会の審議に、当然のことながら時間的な制約を受けておられるわけでございますし、また閣議をもって全般的な取りまとめをするということになりますと、それなりの用意をいたさなければなりません。したがって、きょうのところ、ただいまのおことばに沿って私どもとしてすみやかに結論をまとめたい、こういうこととお許しをいただきたいと思います。

○林(孝)委員 それでは、質問を変えまして、水産業協同組合法の一部を改正する法律案についてお伺いしたいと思います。

一つは、漁協なんですけれども、貯金残高が少くない、そういう漁協が非常に多いということでありまして、それからまた職員数、そして信用事業専従職員、こういうのも少ない。信用事業の経営規模が小さい組合が多い、こういうのが現状であるということでありまして、そのように事業の実施体制が非常に不備な組合が多いことを考えると、まず組合の整備拡充を前提に貯金高及び業務執行体制等について基準を設けて、一定規模以上の組合に限定して事業実施を行なうことが適当だ、そのように思われるわけでありまして、その点についての見解を伺いたいと思ひます。

○荒勝政府委員 ただいま御指摘になりましたように、水産関係の漁業協同組合はわりあい弱体でございます。これにつきまして私どものほうと

しては、合併促進法に基づきまして、極力合併を促進しておるのでありますけれども、やはり港別といひますか、集落別といひますか、なかなかうまくまとまらないので苦勞している次第でございます。御参考までに申し上げますと、全国に漁業協同組合数は、いろいろな目的別協同組合を入れますと二千七百四十八組合ありまして、そのうち預貯金関係をやっておりますものが二千九組合というものがございします三月末の現状であります。

(山崎(平)委員長代理退席、委員長着席)

これにつきまして今回法律改正をお願いいたしまして、為替あるいは手形割引の事業をやらしめたい、こう思っておられるわけでございますが、いきなり全部にそういつたことを適用するということにつきましては、やはり多少問題が残るという気もいたしますので、しかも信用事業でございますので、あまり不当に拡大して甘い基準でやるのもいかに、かという感じを持ちまして、事務処理体制の整っているところからやられていきたいと思います。また今後事務処理体制が整うに従いまして、基準に合わせたという事業を行なうべき、こう思っております。

具体的には一つの指導基準として、これは法律御審議にあつたの私たちの基準でございますが、為替業務につきましては、信用事業の専任の職員が四人以上であつて、かつ貯金が五億円以上あるということ、それから手形の問題につきましては、信用事業の関係者がやはり四人くらいおつて、貯金が十億円以上あるということを基準にいたしまして実行し、かつ指導してまいりたい、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○林(孝)委員 業務代理に関連して、系統各段階の具体的な調整はどうなっているのか、伺つておきたいと思ひます。

○荒勝政府委員 今回の法律改正で、中金等の業務代理を行なうということと各末端の漁協にまで行なわせる権利能力を付与したい、こう考えておられるわけでございますが、現在考えておられるものは、農林中央金庫等が直接水産業者に対して貸し付けを行なうときの、中間の水産協同組合が業務代理

を行なう代理店というようになつて、それでそれをやうなうかつこうでございします。直接貸付制度に伴う業務代理としては、農林中央金庫等が水産業者に直接貸し付けを行なうにあつて、当該水産業者の事情をよく承知している末端の組合がこれに積極的に介入して、また金融の観点からも、むしろこういう事情をよく知っているものがございしたものに介入していくということがいいことではないかと、こういうふうな考えでございします。

こういった、中金が直接貸し付けに当たります場合には、当然当該組合なり、またその上であります信用漁連の承諾を得るとともに、この貸し付けについては十分に協議しながら、各段階における意思の疎通をはかつて、いわゆる協同組合運動の思想といひますか、理想が実現できるように処理してまいりたい、こういうふうな考えでございします。

○林(孝)委員 それから、漁船積荷保険臨時措置法案の中で、重複するかもしれないけれども、漁業の種類、すなわち対象漁業の種類はどのようなものを予定しているのかという点が一点、それから漁業災害補償法との関係はどのような点になっているのかという点が二点目、それから三点目が、漁業保険中央会の事業の性格はどのような点になっているのかという点、それから四点目は、指定組合の事務費等はどのような点になっているのかという点、五点目は、すでに民間の保険で実施しているのが現実ですけれども、それとの関係はどう対処していくのかという点、この五点を伺つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○荒勝政府委員 漁船のこの保険の実施に当たります漁船につきましては、水産業界から非常に要望のあります当面の問題といたしまして、マグロ、刺し網漁業、大・中型まき網漁業、沖合い底びき網漁業、カツオ釣り漁業、中型サケ・マス流し網漁業、以西底びき網漁業及びイカ釣り漁業等を対象として実施する予定にいたしております。それから中央会といたしましては、今回の法律改正に伴いまして基本的に新しく付与する問題と

いたしましては、積荷保険につきまして、これは実験実施ではございしますが、暫定措置ではございします。この再保険業務を新しく行なうということ、従来の漁船保険につきましては、特別会計が再保険業務を行なつてまいりまして、中央会は一つの、そういう設計基準の指導といひますか、研究したり指導したりする組織を固めていくというふうな指導業務が中心でございしましたが、今回の改正にあたりまして、積荷保険につきましては再保険業務をみずから行なうということ、これにつきまして多少異質の仕事を行なうことになつてまいりまして、五年間でございますが、実験実施をさしてまいり、こういうふうな考えでございします。さらに、これにつきまして十二億円従来国庫からかつて交付金を交付したことがございしますが、新しく三十五億円を交付いたしまして、合計四十七億円の基金をもちまして、組合員の意思も尊重しながら、こういった漁船の安全性を確保するための事業を行なうことになるのではなからうか、こういうふうに思つております。

次に、指定組合の事務費につきましては、特別会計から、実行の過程で、多少振興の意味をもちまして、この事務費の一部の補てんはいたしておりますが、たてまえといたしましては、保険業務が最近非常に健全になつておりました。戦後の一時荒廃したときには組合自身が再建整備といひますか、非常に乱れておつたわけでございますが、最近の漁船の大型化といひますか、そういったこと、あるいは日本の経済力が上がつてきたことも反映いたしまして非常に健全な形になつておりました。相当実力をあげてきておるといふこともありますので、実質的に経営採算といたしましては相当よくなつてきておりますので、たてまえといたしましては、原則としてほとんど自前といひますか、独立採算でやる。ただ、実質的に、われわれのほうといたしまして、今後奨励すべきものにつきますのは、一部、中央会なり国から多少奨励的な意味での補助金らしいものが出ておりますけれども、自前というのが原則というふうに御理解

願いたいと思います。

それから民間保険との調整でございますが、たてまえといたしまして、大型漁船につきましては、従来から民間の海上保険関係が非常にやっておられましたのを、中小のこういった零細な漁業関係については当然に国なり特別な機関が行なわないと、ともすればやはり漁船の保険の確保ということがむずかしい面もございましたので、従来から法律並びに国庫のたてまえからいたしまして、百トン以下の船につきましては国庫負担金を当然に持つということで極力加入するように実行いたしておりました、非常に成績が上がってきておるわけでございます。

なお、百トン以上の船につきましては、まさにこの漁船保険組合におきましても国庫負担金は出しておりません。その意味で大手の保険会社との間に実質的には競合関係にありますけれども、私たちといたしましては、極力、漁船である以上、保険組合に加入するように奨励いたしておる次第でございます。

○林(孝)委員 終わります。

○佐々木委員長 次回は明七日、木曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時三分散会

昭和四十八年六月十四日印刷

昭和四十八年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局